

第77回国民体育大会(栃木県)実施競技一覧

令和元年6月13日現在

式典	会場地	式典会場
総合開・閉会式	うつのみやし 宇都宮市	(仮称)総合スポーツゾーン新スタジアム

1. 正式競技

競 技		種 別	会場地	競技会場
陸上競技		全種別	うつのみやし 宇都宮市	(仮称)総合スポーツゾーン新スタジアム
水泳	競泳	全種別	うつのみやし 宇都宮市	(仮称)総合スポーツゾーン新屋内水泳場
	飛込	全種別		
	アーティスティックスイミング	少年女子		
	水球	少年男子 女子	おやまし 小山市	栃木県立温水プール館
	オープンウォータースイミング	男子 女子	いちかいまち 市貝町	塩田調整池特設オープンウォータースイミング競技場
サッカー		成年男子	うつのみやし 宇都宮市	栃木県グリーンスタジアム 宇都宮市河内総合運動公園陸上競技場
			さくら市	さくら市総合公園さくらスタジアム
		少年男子	もおかし 真岡市	真岡市総合運動公園陸上競技場 真岡市総合運動公園運動広場1
			しもつけし 下野市	下野市大松山運動公園陸上競技場
			ましこまち 益子町	益子町南運動公園陸上競技場
		少年女子	やいたし 矢板市	矢板運動公園陸上競技場 矢板運動公園サッカー場
			なすしおばらし 那須塩原市	那須塩原市青木サッカー場グラウンドB
テニス		全種別	うつのみやし 宇都宮市	栃木県総合運動公園テニスコート 宇都宮市屋敷運動場庭球場
ボート		全種別	とちぎし 栃木市	谷中湖特設ボートコース
ホッケー		全種別	にっこうし 日光市	今市青少年スポーツセンター人工芝競技場 日光市ホッケー場
ボクシング		成年男子 成年女子 少年男子	にっこうし 日光市	日光市大沢体育館
バレーボール	6人制	成年男子	きのし 佐野市	佐野市アリーナためま
		成年女子	かぬまし 鹿沼市	TKCいちごアリーナ(鹿沼総合体育館)
		少年男子	うつのみやし 宇都宮市	宇都宮市清原体育館
		少年女子	宇都宮市体育館	
	ビーチバレーボール	少年男子 少年女子	あしかがし 足利市	足利市特設ビーチバレーボール会場
体操	競技	全種別	うつのみやし 宇都宮市	(仮称)総合スポーツゾーン新体育館
	新体操	少年女子	おやまし 小山市	栃木県立県南体育館
	トランポリン	男子 女子	もてぎまち 茂木町	茂木町民体育館
バスケットボール		全種別	うつのみやし 宇都宮市	(仮称)総合スポーツゾーン新体育館 宇都宮市体育館 栃木県立宇都宮工業高等学校体育館
レスリング		成年男子 少年男子 女子	あしかがし 足利市	足利市民体育館
セーリング		全種別	ちばけんちばし 千葉県千葉市	稲毛ヨットハーバー
ウエイトリフティング		成年男子 少年男子 女子	おやまし 小山市	小山市立体育館
ハンドボール	全種別	全種別	とちぎし 栃木市	栃木市総合運動公園総合体育館 学校法人國學院大學栃木学園第二体育館 日立栃木体育館
			しもつけし 下野市	下野市石橋体育センター
			のぎまち 野木町	野木町立野木中学校体育館

競 技		種 別	会 場 地	競技会場
自転車	トラック・レース	成年男子 少年男子	うつのみやし 宇都宮市	宇都宮競輪場
	ロード・レース	女子	なすまち 那須町	那須町特設ロードレースコース
ソフトテニス		全種別	なすしおほらし 那須塩原市	那須塩原市くろいそ運動場テニスコート
卓球		全種別	かめまし 鹿沼市	TKCいちごアリーナ(鹿沼総合体育館)
軟式野球		成年男子	うつのみやし 宇都宮市	栃木県総合運動公園硬式野球場 宇都宮清原球場
			にっこうし 日光市	日光市日光運動公園野球場
			おやまし 小山市	小山運動公園野球場
			やいたし 矢板市	矢板運動公園野球場
			ましこまち 益子町	益子町北公園野球場
相撲		成年男子 少年男子	おおたわらし 大田原市	栃木県立県北体育館
馬術		成年男子 成年女子 少年	なすしおほらし 那須塩原市	地方競馬教養センター
フェンシング		全種別	かみのかわまち 上三川町	上三川町体育センター
柔道		成年男子 少年男子 女子	うつのみやし 宇都宮市	(仮称)総合スポーツゾーン新武道館
ソフトボール		成年男子	おおたわらし 大田原市	黒羽運動公園多目的運動場
		成年女子		美原公園野球場 美原公園第2球場
		少年女子		大田原グリーンパーク
		少年男子	あしかがし 足利市	足利市総合運動場硬式野球場 足利市総合運動場軟式野球場
バドミントン		全種別	おおたわらし 大田原市	栃木県立県北体育館
弓道	近的	全種別	うつのみやし 宇都宮市	(仮称)総合スポーツゾーン新武道館
	遠的			
ライフル射撃	50m、10m・AP	全種別	うつのみやし 宇都宮市	栃木県ライフル射撃場
	CP	成年男子		栃木県警察学校射撃場
	BR・BP	少年男子 少年女子		栃木県総合教育センター体育館
剣道		全種別	うつのみやし 宇都宮市	(仮称)総合スポーツゾーン新武道館
ラグビーフットボール		成年男子 少年男子 女子	さのし 佐野市	佐野市運動公園陸上競技場 佐野市運動公園多目的球技場 (仮称)佐野市運動公園運動広場
スポーツクライミング	リード	全種別	みぶまち 壬生町	壬生町総合運動場特設会場
	ボルダリング			壬生町総合運動場武道館
カヌー	スプリント	全種別	とちぎし 栃木市	谷中湖特設カヌー競技場
	スラローム	成年男子	しおやまち 塩谷町	鬼怒川特設カヌー競技場
	ワイルドウォーター	成年女子		
アーチェリー		全種別	なすからすやまし 那須烏山市	那須烏山市大桶運動公園多目的競技場
空手道		全種別	おやまし 小山市	栃木県立県南体育館
銃剣道		成年男子 少年男子	みぶまち 壬生町	栃木県立壬生高等学校体育館
なぎなた		成年女子 少年女子	とちぎし 栃木市	学校法人國學院大學栃木学園四十周年記念館
ボウリング		全種別	あしかがし 足利市	足利スターレーン
ゴルフ		成年男子	なすしおほらし 那須塩原市	ホウライカントリー倶楽部
		少年男子		西那須野カントリー倶楽部
		女子		塩原カントリークラブ
トライアスロン		成年男子 成年女子	なすしおほらし 那須塩原市	戸田調整池周辺特設コース
37競技			23市町	74会場

※全種別(成年男子、成年女子、少年男子、少年女子)、男子(成年少年共通)、女子(成年少年共通)、少年(男子女子共通)

2. 公開競技

競 技	種 別	会 場 地	競技会場
綱引	—	おおたわらし 大田原市	栃木県立県北体育館
武術太極拳	—	かぬまし 鹿沼市	TKCいちごアリーナ(鹿沼総合体育館)
パワーリフティング	—	はがまち 芳賀町	芳賀町第二体育館
ゲートボール	—	なかがわまち 那珂川町	小川総合福祉センター園地
グラウンド・ゴルフ	—	なかねざわまち 高根沢町	高根沢町町民広場
5競技		5市町	5会場

3. 特別競技

競 技	種 別	会 場 地	競技会場
高等学校野球	硬式	うつのみやし 宇都宮市	宇都宮清原球場
	軟式		栃木県総合運動公園硬式野球場
1競技		1市	2会場

4. デモンストレーションスポーツ

競 技	会 場 地	競 技 会 場
アームレスリング	うつのみやし 宇都宮市	栃木県総合文化センター
インディアカ	さくら市	さくら市氏家体育館
ウォーキング	かぬまし 鹿沼市	鹿沼市内特設ウォーキングコース
	なすからすやまし 那須烏山市	那須烏山市内特設ウォーキングコース
	ましこまち 益子町	益子町内特設ウォーキングコース
エアロビック	なすまち 那須町	那須町スポーツセンター
オリエンテーリング	やいたし 矢板市	矢板運動公園
カローリング	たかねざわまち 高根沢町	高根沢町農業者トレーニングセンター
キッズトライアスロン	なすしおぼらし 那須塩原市	にしなすの運動公園内特設コース
キンボールスポーツ	しもつけし 下野市	下野市石橋体育センター
クリケット	さのし 佐野市	佐野市国際クリケット場
さいかつぼーる	なすしおぼらし 那須塩原市	にしなすの運動公園体育館
3B体操	なかがわまち 那珂川町	那珂川町総合体育館
スポーツチャンバラ	おおたわらし 大田原市	栃木県立県北体育館
スポーツ吹矢	あしかがし 足利市	足利市民体育館
スポンジフェンシング	かみのかわまち 上三川町	上三川町体育センター
3×3(スリーバイスリー)	うつのみやし 宇都宮市	オリオンスクエア
ソフトバレーボール	もおかし 真岡市	真岡市総合体育館
ターゲット・パードゴルフ	みぶまち 壬生町	壬生町総合公園
タグラグビー	とちぎし 栃木市	栃木市総合運動公園陸上競技場
ダンススポーツ	おおたわらし 大田原市	栃木県立県北体育館
トランポリン	もてぎまち 茂木町	茂木町民体育館
ドッジボール	さのし 佐野市	佐野市アリーナためま
長ぐつアイスホッケー	にっこうし 日光市	栃木県立日光霧降アイスアリーナ
バウンドテニス	のぎまち 野木町	野木町立野木中学校体育館
パークゴルフ	あしかがし 足利市	足利市借宿緑地パークゴルフ場
フォークダンス	おやまし 小山市	栃木県立県南体育館
婦人バレーボール	はがまち 芳賀町	芳賀町第二体育館
フットサル	うつのみやし 宇都宮市	宇都宮市清原体育館
フットベースボール	とちぎし 栃木市	栃木市総合運動公園多目的グラウンド
フライングディスク	いちかいまち 市貝町	城見ヶ丘運動公園
ペタンク	たかねざわまち 高根沢町	高根沢町町民広場
リレーマラソン	おおたわらし 大田原市	美原公園陸上競技場
31競技	24市町	32会場

第77回国民体育大会（栃木県）会期

《会期》 令和4年(2022年)10月1日(土)～10月11日(火) 11日間

月	9月		10月													
日	29	30	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
曜日	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金
摘要			←										→			

水泳競技会については、第64回大会(新潟県)以降、9月中旬までに実施することとしており、関係団体間において競技会日程を調整する。

第79回国民スポーツ大会(滋賀県)実施競技一覧

資料No.2

令和元年6月13日現在

式典	種別	市町	会場
総合開・閉会式		彦根市	(仮称)彦根総合運動公園陸上競技場

1.正式種目

競技	種別	市町	会場
陸上競技	全種別	彦根市	(仮称)彦根総合運動公園陸上競技場
水泳	競泳	調整中	—
	飛込		
	水球		
	アーティスティックスイミング*		
	オープンウォータースイミング*	長浜市	長浜市南浜町地先特設会場
サッカー	成年男子	東近江市	布引運動公園陸上競技場
			京セラ株式会社滋賀八日市工場総合グラウンド
	少年女子	大津市	皇子山総合運動公園陸上競技場
			伊香立公園芝生グラウンド
	少年男子	守山市	びわこ成蹊スポーツ大学陸上フィールド
テニス	全種別	大津市	大石緑地スポーツ村テニスコート
ボート	全種別	大津市	滋賀県立琵琶湖漕艇場
ホッケー	全種別	米原市	県立伊吹運動場
			米原市伊吹第1グラウンド
ボクシング	全種別	東近江市	東近江市能登川スポーツセンター体育館
バレーボール	6人制	成年男子	草津市立総合体育館
		成年女子	草津市 YMITアリーナ (くさつシティアリーナ)
		少年男子	近江八幡市立運動公園体育館
		少年女子	守山市民体育館
	ビーチバレーボール	長浜市	長浜市南浜町地先特設会場
体操	競技	大津市	新県立体育館
	新体操	大津市	新県立体育館
	トランポリン	調整中	—
バスケットボール	成年男子	大津市	新県立体育館
	少年男子		
	成年女子	野洲市	野洲市総合体育館
	少年女子	草津市	YMITアリーナ (くさつシティアリーナ)
レスリング	全種別	栗東市	栗東市民体育館
セーリング	全種別	大津市	大津市柳が崎特設セーリング会場

競技		種別	市町	会場
ウエイトリフティング		全種別	高島市	県立安曇川高等学校体育館
ハンドボール		成年男子 成年女子 少年女子	彦根市	(仮称)彦根市新市民体育センター
				彦総グリーンアリーナ（彦根総合高等学校体育館）
		少年男子 少年女子	近江八幡市	近江八幡市立運動公園体育館
				あづちマリエート
自転車	トラック・レース	全種別	調整中	—
	ロード・レース	全種別	調整中	—
ソフトテニス		全種別	長浜市	長浜市民庭球場
卓球		全種別	野洲市	野洲市総合体育館
軟式野球		成年男子	近江八幡市	近江八幡市立運動公園野球場
			草津市	草津グリーンスタジアム
			守山市	守山市民球場
			甲賀市	甲賀市民スタジアム
			東近江市	ひばり公園湖東スタジアム
			日野町	大谷公園野球場
相撲		全種別	長浜市	長浜バイオ大学ドーム（滋賀県立長浜ドーム）
馬術		全種別	調整中	—
柔道		全種別	長浜市	木之本運動広場体育館
ソフトボール		成年男子	東近江市	布引運動公園多目的グラウンド
		成年女子	高島市	今津総合運動公園第2グラウンド
		少年男子	草津市	野村公園グラウンド
		少年女子	守山市	守山市民運動公園ソフトボール場
				市民スポーツ広場
フェンシング		全種別	大津市	ウカルちゃんアリーナ（滋賀県立体育館）
バドミントン		全種別	大津市	新県立体育館
弓道		全種別	彦根市	(仮称)彦根市新市民体育センター
ライフル射撃	センター・ファイア・ピストル	成年男子	大津市	滋賀県警察学校射撃場
	センター・ファイア・ピストル以外	全種別	調整中	—
剣道		全種別	湖南市	湖南市総合体育館
スポーツクライミング	リード	全種別	竜王町	竜王町総合運動公園
	ボルダリング			
ラグビーフットボール	7人制	成年男子	調整中	—
		女子		
	15人制	少年男子		
カヌー	スプリント	全種別	東近江市	東近江市能登川水車とカヌーランド
	スラローム ワイルドウォーター	全種別	大津市	瀬田川特設カヌー会場
アーチェリー		全種別	愛荘町	愛荘町スポーツセンター秦荘グラウンド
空手道		全種別	大津市	ウカルちゃんアリーナ（滋賀県立体育館）

競技	種別	市町	会場
銃剣道	全種別	高島市	新旭体育館
なぎなた	全種別	彦根市	パナソニック株式会社アプライアンス社彦根工場多目的ホール
ボウリング	全種別	調整中	—
ゴルフ	成年男子	栗東市	琵琶湖カントリー倶楽部
	少年男子	甲賀市	ベアズパウ ジャパン カントリークラブ
	女子	東近江市	名神八日市カントリー倶楽部
トライアスロン	全種別	近江八幡市	近江八幡市特設トライアスロン会場

※全種別（成年男子、成年女子、少年男子、少年女子）

2. 公開競技

競技	種別	市町	会場
綱引	全種別	近江八幡市	近江八幡市立運動公園体育館
ゲートボール	全種別	長浜市	長浜バイオ大学ドーム（滋賀県立長浜ドーム）
武術太極拳	全種別	調整中	—
パワーリフティング	全種別	栗東市	栗東市民体育館
グラウンド・ゴルフ	全種別	甲賀市	甲賀市水口スポーツの森
バウンドテニス	全種別	草津市	YMITアリーナ（くさつシティアリーナ）
エアロビック	全種別	調整中	—

3. 特別競技

競技		種別	市町	会場
高等学校野球	硬式	—	大津市	皇子山総合運動公園野球場
	軟式	—	甲賀市	甲賀市民スタジアム
			高島市	今津スタジアム

国民体育大会功労者表彰対象者 (令和元年)

2019/6/13現在

No.	推薦団体	氏名	初参加 大会
1	公益財団法人青森県スポーツ協会	シマモリ ヒデシ 嶋守 英敏	35
2		ラサワ リウエツ 寺澤 良悦	36
3	公益財団法人秋田県体育協会	ワタナベ テツヤ 渡辺 鐵哉	24
4	公益財団法人山形県スポーツ協会	ツチダ タケシ 土田 毅	34
5	公益財団法人福島県体育協会	ナカノメ ヒラク 中野 目 啓	40
6	公益財団法人茨城県体育協会	ヨシザワ タダシ 吉澤 忠	32
7	公益財団法人群馬県スポーツ協会	イリサワ トキオ 入澤 登喜夫	31
8	公益財団法人神奈川県体育協会	スガイ ケンジ 須貝 謙治	35
9		ハチヤ マサシ 蜂谷 将史	44
10	公益財団法人富山県体育協会	オオヤ シンオ 大屋 繁雄	24
11		フクダ ユタカ 福田 豊	25
12	公益財団法人岐阜県体育協会	コモリ トヨフミ 小森 豊文	36
13	公益財団法人京都府スポーツ協会	カウ マユミ 加藤 真弓	19
14	公益財団法人奈良県体育協会	アマサキ カミ 尼崎 勝己	10
15	公益財団法人鳥取県体育協会	ヤマナカ 昭彦 山中 洋介	38
16	公益財団法人岡山県スポーツ協会	マキノ ヒロヤ 牧野 浩也	36
17	公益財団法人広島県体育協会	マツオ コウジ 松尾 耕司	36
18		ヤマノ ユタカ 山野 裕	26
19	公益財団法人香川県スポーツ協会	カナザキ マサヒサ 金崎 正久	29
20	公益財団法人徳島県体育協会	タカハシ アキヒト 高橋 章人	36
21	公益財団法人福岡県体育協会	イノベ トシオ 磯部 俊雄	34
22	公益財団法人大分県体育協会	サウ マコト 佐藤 誠	43
23	公益財団法人宮崎県体育協会	ヒラシマ ノボル 平島 昇	36
24	公益財団法人日本セーリング連盟	ナカガワ チツコ 中川 千鶴子	18
25	公益社団法人日本ライフル射撃協会	フカヤ マサコ 深谷 雅子	30
26	公益財団法人全日本空手道連盟	ハラグチ タカシ 原口 嵩司	43
27		アラガ マサタカ 荒賀 正孝	39

※網掛は第74回大会(本大会)への参加をもって通算30回となる者

国民体育大会功労者表彰基準

この基準は、永年にわたり国体に参加し、その発展に貢献したものに対し行う「国民体育大会功労者表彰」を実施するための必要な事項について定める。

1. 表彰対象者

国民体育大会冬季大会または国民体育大会（いずれも本大会）に通算 30 回以上、次のいずれかの立場で参加した者とする。

都道府県選手団本部役員、監督、選手、大会役員、競技会役員、競技役員（視察員として参加した者は除く）。

なお、同一年に開催された国民体育大会冬季大会・国民体育大会（いずれも本大会）の両方に参加した場合でも 1 回と見なす。

2. 表彰

本会会長名による表彰状を授与する。

3. 推薦手続き

表彰者の推薦は、本会及び本会加盟団体（都道府県体育協会、中央競技団体）が行う。

本会加盟団体は、別紙様式 1 及び 2 により該当者を本会会長へ推薦する。

4. 表彰者の決定

国民体育大会委員会において審査し、決定する。

5. その他

表彰は、原則として毎年国民体育大会本大会時に行う。

国民体育大会開催基準要項(改定版)

1 総 則

国民体育大会(以下「大会」という。)を開催し、運営するためにこの基準要項(以下「本要項」という。)を定める。

2 目 的

大会は、広く国民の間にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚して国民の健康増進と体力の向上を図り、併せて地方スポーツの推進と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにしようとするものである。

3 性 格

大会は、国民の各層を対象とする体育・スポーツの祭典である。

4 名 称

(1) 大会の正式名称は次のとおりとする。

- 1) 国民体育大会冬季大会(以下「冬季大会」という。)
- 2) 国民体育大会(以下「本大会」という。)

(2) 3) 第 78 回大会以降の正式名称は、「国民スポーツ大会冬季大会」「国民スポーツ大会」へ変更する。「回数」及び「競技名」を表示する場合は次のとおりとする。

- 1) 冬季大会
第○回国民体育大会冬季大会○○競技会
- 2) 本大会
第○回国民体育大会○○競技会

(3) 第 78 回大会以降の略称、英語表記は次のとおりとする。

- 1) 略称は、「国スポ」(こくすぽ)とする。
- 2) 英語表記は、「JAPAN GAMES」とする。

(4) 大会に関する製作物等には、原則として正式名称を表示しなければならない。

5 回 数

大会は、昭和 21 年に開催された大会をもって第 1 回とし、これより起算し、原則として暦年を基準に回数を順次付するものとする。

第 78 回大会以降の名称変更後も回数は継続するものとする。

6 主 催

大会の主催者は、公益財団法人日本スポーツ協会(以下「日本スポーツ協会」という。)、文部科学省及び開催地都道府県(以下「開催県」という。)とし、各競技会については日本スポーツ協会加盟競技団体等(以下、「競技団体」という。)及び会場地市町村を含めたものとする。

7 開催の基本方針

(1) 大会の開催方法

- 1) 大会は、毎年開催し、都道府県持ち回りとする。
- 2) 大会は、冬季大会、本大会に分け、この順に開催する。
- 3) 本大会は、同一都道府県内で開催することを原則とするが、複数の都道府県が一致して開催を希望した場合は、国民体育大会開催基準要項細則（以下「細則」という。）第 1 項の要領により開催することができる。

(2) 大会の開催時期及び期間並びに会期

- 1) 大会の開催時期は、次のとおりとする。ただし、開催地の気象その他の事情により変更することができる。

① 冬季大会：12 月～2 月末日

② 本大会：9 月中旬～10 月中旬

[注]公開競技については、当該大会開催年度 4 月 1 日以降、本大会会期内まで

- 2) 大会の開催期間は次のとおりとし、特別な事情がない限り、延長することはできない。

① 冬季大会：5 日間以内

② 本大会：11 日間以内

- 3) 大会の会期は開催 3 年前に日本スポーツ協会が開催県と協議して決定する。
- 4) 競技会の会期は開催 3 年前の 12 月 31 日までに、日本スポーツ協会が中央競技団体及び開催県と協議して決定する。
- 5) 開催県内では、大会の開催期間中及びその 1 週間前に他の競技的催し物等を実施することはできない。

(3) 大会の実施競技及び参加人員

- 1) 大会の実施競技の区分は、正式競技、公開競技、デモンストレーションスポーツ、特別競技とし、正式競技は都道府県対抗で実施する。
- 2) 大会の実施競技及び参加人員等は、本要項第 10 項に基づき、開催県の諸条件も考慮の上、主催者間の協議で開催県内定時に決定する。

(4) 大会の会場地及び競技施設

- 1) 開催県内の市町村会場地の決定にあつては、同一競技は同一市町村内で開催することを原則とし、会場地市町村等の都合により分散する場合でも近接の市町村で開催するものとする。
- 2) 大会の諸施設（公開競技を除く）は、別に細則第 2 項で定める施設基準による。
- 3) 開催県の立地条件及びスポーツ推進の状況等から実施困難な競技がある場合、当該競技を近県又はブロック内の既存の施設を活用して実施することができる。その際、開催県は、開催申請書提出以前に日本スポーツ協会及び文部科学省と協議しなければならない。

(5) 大会の文化プログラム

大会の主催者及び特定非営利活動法人日本スポーツ芸術協会は、別に定める「文化プログラム実施基準」（56 頁）に基づき文化プログラムを実施する。なお、必要に応じ個別プログラムの主催者に会場地市町村を含めることができる。

8 大会参加者

大会の参加者は、次のとおりとする。

(1) 都道府県選手団

本部役員、正式競技及び特別競技の監督及び選手(以下「参加選手団」という。)で構成する。この参加選手団は、都道府県を代表する者で、別に細則第 3 項で定める参加資格を有しなければならない。参加選手団は、大会の式典(総合開閉会式、各競技会の開始式並びに表彰式)及び競技中においては、別に定める「国民体育大会ユニフォーム規程」(57 頁)に基づくユニフォームを着用するものとする。

(2) 公開競技に参加する選手・監督及び役員

(3) 役員

大会役員、競技会役員及び競技団体が指定した競技役員

9 アンチ・ドーピング活動の実施

大会におけるアンチ・ドーピング活動(ドーピング検査及びアンチ・ドーピング教育・情報提供・啓発活動)は、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構(以下「JADA」という。)が定める「日本アンチ・ドーピング規程」及び別に定める「国民体育大会アンチ・ドーピング活動に関するガイドライン」(59 頁)に基づき実施する。

10 大会の実施競技及び種別並びに参加人員

- (1) 実施競技は、別に定める「国民体育大会における実施競技について」(15 頁)に基づき選定された競技を対象とし、4 年毎に見直すものとする。
- (2) 高等学校野球競技を特別競技として実施し、公益財団法人日本高等学校野球連盟が主管する。
- (3) 大会で実施する競技、並びに正式競技及び特別競技の参加人員は、別に細則第 4 項で定める。
- (4) 正式競技の実施種別は、原則として成年男子・成年女子・少年男子・少年女子とし、参加資格及び年齢基準については別に細則第 3 項で定める。
- (5) 開催県は、「公開競技」及び「デモンストレーションスポーツ」として、それぞれ「公開競技実施基準」(23 頁)及び「デモンストレーションスポーツ実施基準」(24 頁)により実施することができる。

11 表 彰

(1) 総合表彰

- 1) 冬季大会及び本大会で実施した全正式競技の男女総合成績第 1 位の都道府県に天皇杯を、女子総合成績第 1 位の都道府県に皇后杯を授与する。
- 2) 男女総合成績及び女子総合成績第 1 位から第 8 位までの都道府県に、それぞれ表彰状を授与する。
- 3) 総合成績決定方法は、別に細則第 5 項第 1 号で定める。

(2) 競技別表彰

- 1) 正式競技ごとに、男女総合成績第 1 位の都道府県に、大会会長トロフィーを授与する。
- 2) 男女総合成績及び女子総合成績第 1 位から第 8 位までの都道府県に、それぞれ表彰状を授与する。
- 3) 各種別及び種目の第 1 位から第 8 位までに、賞状を授与する。
- 4) 総合成績決定方法は、別に細則第 5 項第 2 号で定める。

- (3) 天皇杯及び皇后杯並びに大会会長トロフィーについては、「国民体育大会天皇杯・皇后杯授与規程」(63 頁)及び「国民体育大会会長トロフィー授与規程」(64 頁)により授与する。
- (4) 大会の充実・発展並びにスポーツの普及・向上に努め、その実績が顕著な都道府県又は個人に対しては、特別に表彰することができる。

12 大会開催の地域区分と順序

- (1) 大会開催の地域区分は東、中及び西地区とし、輪番に開催する。
- (2) 東、中及び西の地域並びにブロックの区分は次表のとおりとする。

地区	ブロック	都 道 府 県 名
東	北海道	北海道
	東 北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
	関 東	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨
中	北信越	新潟、長野、富山、石川、福井
	東 海	静岡、愛知、三重、岐阜
	近 畿	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
西	中 国	鳥取、島根、岡山、広島、山口
	四 国	香川、徳島、愛媛、高知
	九 州	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

- (3) この地域区分は、冬季大会には適用しない。

13 大会開催の要望

- (1) 大会の開催を希望する都道府県は、都道府県体育・スポーツ協会(以下「都道府県体協」という。)会長、都道府県知事及び教育委員会教育長が連署の上、日本スポーツ協会会長及び文部科学大臣宛に開催要望書を提出するものとする。
- (2) 開催要望書の提出は、原則として大会開催年の 6 年前の年までとする。
- (3) 開催要望書の様式及び添付書類は、別に細則第 6 項で定める。
- (4) 日本スポーツ協会は、要望に基づいて調査審議の上、文部科学省と協議し、当該都道府県を開催申請書提出順序了解県として決定する。

14 大会開催の申請

- (1) 開催申請書提出順序了解県は、都道府県体協会長、都道府県知事及び教育委員会教育長が連署の上、日本スポーツ協会会長及び文部科学大臣宛に開催申請書を提出するものとする。
- (2) 開催申請書の提出は、原則として大会開催年の 5 年前の年の 6 月 1 日から 6 月 30 日までとする。
- (3) 開催申請書の様式及び添付書類は、別に細則第 7 項で定める。
- (4) 原則として、開催申請書の提出に先立ち、正式競技及び特別競技に係る中央競技団体による会場地市町村の視察を行うものとする。

15 大会開催地の内定及び決定

- (1) 日本スポーツ協会は、前項の申請に基づいて調査審議の上、文部科学省と協議し、原則として大会開催年の 5 年前の年の 9 月末日までに大会開催地を内定する。
- (2) 日本スポーツ協会は、開催地の決定に先立ち、大会の会場地及び競技施設の準備状況等を調査審議の上、文部科学省と協議し、原則として大会開催年の 3 年前の年の 9 月末

日までに大会開催地を決定する。

16 大会開催の可否決定

大会開催県が、大会開催時までには又は会期中に不慮の災害にあった場合、日本スポーツ協会が審議の上、文部科学省と協議し、開催の可否を決定する。この場合、実施不可能な競技が 3 分の 2 程度に達した時は、大会を中止するものとする。

17 大会の標章

(1) 大会の標章は、次のとおりとする。

- 1) 国民体育大会マーク(図形)
- 2) 国民体育大会マークを含めたシンボルマーク(図形)
- 3) 「国民体育大会」、「国体」、「NATIONAL SPORTS FESTIVAL」、及びこれらの表示を平仮名、片仮名又はローマ字の文字に変更するものであって同一の称呼及び観念を生ずるもの
- 4) 「国民スポーツ大会」、「国スポ」、「JAPAN GAMES」、及びこれらの表示を平仮名、片仮名又はローマ字の文字に変更するものであって同一の称呼及び観念を生ずるもの
- 5) 「国民体育大会」、「国体」、「NATIONAL SPORTS FESTIVAL」を含む結合語又は造語(愛称等)
- 6) 「国民スポーツ大会」、「国スポ」、「JAPAN GAMES」を含む結合語又は造語(愛称等)
- 7) 競技別シルエット(図形)
- 8) 大会に関するマスコット(キャラクター)

(2) 日本スポーツ協会及び開催県実行委員会は、国民体育大会マークを含めたシンボルマーク、並びに、「国民体育大会」、「国体」、「NATIONAL SPORTS FESTIVAL」(第 78 回大会以降は、「国民スポーツ大会」、「国スポ」、「JAPAN GAMES」)を含む結合語又は造語(愛称等)を制定することができる。

(3) 日本スポーツ協会及び開催県実行委員会は、大会に係るマスコットを制定することができる。

(4) 大会の標章の使用に関しては、「公益財団法人日本スポーツ協会国民体育大会関係標章の使用に関する規程」(65 頁)によるものとする。ただし、開催県実行委員会が定めるマスコットについては、除くものとする。

(5) 大会に関する製作物等には、原則として国民体育大会マークを表示しなければならない。なお、表示方法等については、「公益財団法人日本スポーツ協会国民体育大会関係標章デザインガイドライン」(68 頁)によるものとする。

- 1) 大会参加章
- 2) 記念章
- 3) 各種印刷物
 - ①ポスター、②総合プログラム、③競技別プログラム、④その他印刷物(ガイドブック、リーフレット、名刺等)
- 4) 看板等
 - ①看板類(各種看板、大会告示塔等)、②横断幕
- 5) ホームページ
- 6) その他国体に係る製作物等

18 都道府県大会及びブロック大会

- (1) 正式競技については、大会の予選会として次のとおり都道府県大会を開催するものとする。
 - 1) 都道府県体協等は、都道府県において大会の予選会を兼ねた都道府県大会を開催する。
 - 2) 都道府県大会は、会場地市町村等の共催又は後援の下に開催する。
 - 3) 都道府県体協等は、市町村の体育・スポーツ協会が当該市町村大会を開催できるよう援助する。
- (2) 参加者は、実施要項に基づき都道府県主催団体に申込む。大会の予選会としてブロック大会を開催する必要がある競技がある場合は、原則として本要項第 12 項のブロック区分によるブロック大会を次のとおり開催するものとする。
 - 1) ブロック大会は、各ブロック内の関係都道府県体協等の共催のもと、ブロック大会開催地市町村等の共催又は後援を得て開催する。
 - 2) 競技の運営は、開催都道府県体協等の協議によってブロック大会開催県の各競技団体が当たる。
 - 3) 競技運営に差し支えない限り、開催県選手は当該競技のブロック大会を経ることなく大会に参加することができる。

19 大会参加章

- (1) 本要項第 8 項(1)、(3)に定める参加者には、大会参加章(以下「参加章」という。)が与えられる。
- (2) 参加章着用者は、大会参加を証された者として、総合開・閉会式を除くすべての競技会場に入場することができる。ただし、競技会場によっては、入場を制限されることがある。
- (3) 開催回数を同じくする大会の参加章は、原則として同一とする。ただし、冬季大会の参加章については、開催県が希望する場合、本大会と異なる意匠により作成することができる。
- (4) 参加章の意匠等は、開催県が日本スポーツ協会と協議の上決定し、作成する。
- (5) 開催県実行委員会は、参加章以外に同一意匠で規格を異にする記念章を公開競技及びデモンストレーションスポーツの参加者、並びに大会補助員、協力者のために作成することができる。
- (6) ブロック大会及び都道府県大会においては、大会参加章と同一意匠で規格を異にする参加章を作成することができる。

20 大会の式典

【本大会】

- (1) 大会の式典を行う場合は、冬季大会を含め回数を同じくする大会の総合開・閉会式として、開催県実行委員会が選定した競技会場地で行う。ただし、本大会を複数の都道府県において開催する場合は、別に協議する。
- (2) 式典の所要時間は、原則として 60 分以内とする。
- (3) 式典は、できるだけ簡素なものとして、次の項目を必ず式典中に取り入れるものとする。ただし、その他の項目については、開催県実行委員会において企画の上、日本スポーツ協会と協議して定める。

総合開会式 開会宣言
国旗掲揚
大会旗・日本スポーツ協会旗・実施競技団体旗掲揚
開催県旗・参加都道府県旗・会場地旗掲揚
天皇杯・皇后杯返還
大会会長あいさつ
文部科学大臣あいさつ
天皇陛下お言葉
炬火点火
選手代表宣誓

総合閉会式 成績発表
表彰状授与
天皇杯・皇后杯授与
大会会長あいさつ
スポーツ庁長官あいさつ
開催県旗・参加都道府県旗・会場地旗降納
大会旗・日本スポーツ協会旗・実施競技団体旗降納
国旗降納
炬火納火
国体旗引継
(第78回大会以降は、「国スポ旗引継」)
次期開催県旗掲揚
閉会宣言

(4) 総合開・閉会式時に集団演技を実施することができる。

(5) 競技会終了後の表彰式は細則第8項により実施することができる。

【冬季大会】

冬季大会の各競技会においては、開始式並びに表彰式を実施するものとする。ただし、その場合はできるだけ簡素なものとし、内容については、開催県実行委員会において企画の上、日本スポーツ協会と協議して定める。

21 国体旗引継ぎ及び保管

- (1) 国体旗は、総合閉会式時に本大会開催県代表者から次回本大会開催県代表者に引き継がれる。
- (2) 前号の方法は、大会ごとの事情に応じて行う。
- (3) 本大会の開催期間を除き、国体旗の保管は、日本スポーツ協会が行う。
- (4) 第78回大会以降は、「国体旗」を「国スポ旗」という。

22 大会旗及び炬火リレー

- (1) 大会旗及び炬火リレーは、開催県内に限り実施することができる。
- (2) リレーの方法については、開催県実行委員会が企画し、実施する。

23 大会役員

- (1) 大会役員は、概ね次のとおりとする。

名誉会長	文部科学大臣
会長	日本スポーツ協会会長
副会長	日本スポーツ協会副会長・専務理事、スポーツ庁長官、開催県知事、開催県体育(スポーツ)協会会長
顧問	日本スポーツ協会顧問・理事・監事・評議員、全国を統轄する各競技団体会長、都道府県体協会長、文部科学副大臣、文部科学大臣政務官、文部科学事務次官、文部科学審議官、文部科学省大臣官房長、スポーツ庁次長、開催県選出衆・参両院議員、開催県議会議長・教育長・公安委員長・市長会会長・町村長会会長・市議長会会長・町村議長会会長、開催県スポーツ推進審議会会長
参与	スポーツ庁審議官・スポーツ総括官・政策課長・健康スポーツ課長・参事官(地域振興担当)、開催県議会議員・副知事・教育委員・開催県会計管理者・各部部长・警察本部長、開催県実行委員会常任委員、開催県体育(スポーツ)協会副会長・顧問・参与
委員長	日本スポーツ協会国民体育大会委員会委員長
副委員長	日本スポーツ協会事務局長、スポーツ庁競技スポーツ課長、開催県実行委員会事務局長
総務委員	日本スポーツ協会国民体育大会委員会委員・担当事務局次長・担当部長・担当課長、開催県実行委員会事務局次長、開催県体育(スポーツ)協会理事長又はこれに準ずる者、開催県体育(スポーツ)主管課長
委員	日本スポーツ協会国体競技運営部会委員・事務局担当者、スポーツ庁担当官、開催県体育(スポーツ)協会常務理事、JADA 事務局長又はこれに準ずる者、開催県実行委員会事務局の課長以上

(2) 競技会役員は、概ね次のとおりとする。ただし、公開競技においては、当該中央競技団体が開催関係機関・団体と協議の上、決定する。

名誉会長	会場地市町村長
会長	全国を統轄する競技団体会長
副会長	全国を統轄する競技団体副会長、会場地市町村体育(スポーツ)協会会長、開催県競技団体会長、会場地市町村実行委員会事務局長
顧問	全国を統轄する競技団体顧問、都道府県競技団体会長、会場地市町村議会議長・教育長
参与	会場地市町村議会議員・教育委員・副市町村長・会計管理者・関係部長、会場地市町村体育(スポーツ)協会顧問・副会長、会場地市町村実行委員会常任委員、開催県競技団体副会長・顧問・参与、会場地競技団体顧問・参与、全国を統轄する競技団体役員の中で特に必要と認めた者
委員長	全国を統轄する競技団体理事長又はこれに準ずる者
副委員長	会場地市町村実行委員会事務局次長、会場地市町村競技団体会長、開催県競技団体理事長又はこれに準ずる者
委員	全国を統轄する競技団体理事、開催県競技団体理事、会場地市町村競技団体副会長、会場地市町村実行委員会事務局各部長・各副部長、会場地市町村体育(スポーツ)協会常務理事、JADA 事務局担当者又はこれに準ずる者

(3) 大会役員及び競技会役員は大会会長が委嘱する。ただし、公開競技における競技会役員は除く。

24 総務委員会

- (1) 総務委員会は、大会開催中、大会運営上重要な事項を処理する必要のあるとき、大会委員長が召集し、開催する。
- (2) 総務委員会は、大会委員長、副委員長及び大会委員長が予め指名する総務委員をもって構成する。

25 開催県実行委員会及び会場地市町村実行委員会

- (1) 開催県及び会場地市町村は、大会運営のためにそれぞれ実行委員会を設置する。ただし、公開競技に係る実行委員会については、当該中央競技団体が開催関係機関・団体と協議の上、必要に応じて設置する。
- (2) 実行委員会の規程には、次の内容を明記する。
 - ①名称 ②目的 ③組織 ④役員 ⑤管掌内容 ⑥経理方法 ⑦その他必要な事項
- (3) 実行委員会には、事務局を設ける。
- (4) 開催県実行委員会は、下記の事項については日本スポーツ協会と協議し、承認を得なければならない。
 - ①競技施設の計画 ②大会役員及び競技会役員編成基準 ③中央競技役員数及び所要経費基準 ④ポスター図案 ⑤国民体育大会マークを含めたシンボルマーク ⑥「国民体育大会」、「国体」、「NATIONAL SPORTS FESTIVAL」を含む結合語又は造語（第 78 回大会以降は、「国民スポーツ大会」、「国スポ」、「JAPAN GAMES」を含む結合語又は造語）⑦報道に関する事項 ⑧記録映画等製作に関する事項 ⑨宿泊、交通及び医療要項 ⑩集団演技の内容 ⑪その他必要な事項
- (5) 開催県実行委員会は、下記の事項については日本スポーツ協会と調整の上、報告をしなければならない。
 - ①大会開催に関する予算及び決算 ②皇族に関する事項 ③実行委員会の規程及び委員 ④大会に関するマスコット ⑤招待者の範囲 ⑥表彰に関する事項 ⑦大会の諸会議日程 ⑧その他必要な事項

26 各競技の実施要項

大会で実施する正式競技、公開競技及び特別競技の実施要項は、それぞれ全国を統轄する競技団体が立案し、**冬季大会は大会開催月の6ヵ月前、本大会は大会開催年の前年の12月31日までに**日本スポーツ協会に提出する。提出された実施要項は、**冬季大会は大会開催月の6ヵ月前、本大会は大会開催年の前年の12月31日までに**日本スポーツ協会において決定し、開催県実行委員会が作成する。実施要項に記載する内容は別に細則第9項で定める。

27 参加申込み

- (1) 都道府県体協等会長及び各都道府県競技団体会長は、連署の上、都道府県大会等において選抜された者を大会会長宛に申込みものとする。
- (2) 参加申込みは、定められた締切日までに所定の様式、方法により日本スポーツ協会宛に行う。
- (3) 参加申込み締切日は、日本スポーツ協会が実施競技団体及び開催県と協議して決定する。
- (4) 参加申込み様式は、日本スポーツ協会が実施競技団体と協議して作成する。

- (5) 公開競技については、別途当該中央競技団体が定める所定の手続きにより行う。
- (6) 参加申込み締切後の選手の交代は、特別な事情がない限り認めない。特別な事情で選手を交代する場合は、所定の様式、方法により各大会の実施要項総則で定めるところへ届け出なければならない。
- (7) 参加申込み締切後から競技初戦までの間において、特別な事情で選手が競技会を棄権する場合には、各大会の実施要項総則で定める所定の棄権手続きをとらなければならない。

28 大会参加負担金

- (1) 大会に参加選手団を派遣する都道府県体協は、負担金を納入するものとする。
- (2) 負担金の額は、日本スポーツ協会が定める。
- (3) 負担金は、定められた締切日までに日本スポーツ協会に納入する。
- (4) 負担金の充当先等については、日本スポーツ協会が定める。
- (5) 公開競技については、当該中央競技団体が参加者から徴収することができる。

29 招待状

- (1) 招待状は、主催者が発行する。
- (2) 主催者以外のものは、いかなる名義をもって、招待状又はこれに類するものを発行することはできない。
- (3) 招待状持参者は、招待状記載の内容に基づき会場に入場することができる。

30 プログラム

- (1) プログラムは、総合プログラム及び競技別プログラムとする。
- (2) 総合及び競技別プログラムに記載する内容は、別に細則第 10 項で定める。
- (3) プログラムは、有料で頒布する。ただし、次については無料とする。

1) 総合プログラム

大会役員	各 1 部
参加選手団	各 5 部
競技団体	各 2 部
報道関係者	1 社各 1 部

2) 競技別プログラム

競技団体	各 5 部
競技会役員・競技役員	各 1 部
参加選手団	各 2 部
競技別監督	各 1 部
参加選手全員	各 1 部
報道関係者	1 社各 1 部

31 参加選手団本部役員編成

- (1) 参加選手団本部役員の編成は、次の基準による。
 - 1) 本大会
 - ① 参加選手 500 名以上の場合は、団長、総監督及び総務ほか、計 20 名以内とする。
 - ② 参加選手 300 名以上 500 名未満の場合は、団長、総監督及び総務ほか、計 15 名以内とする。
 - ③ 参加選手 300 名未満の場合は、団長、総監督及び総務ほか、計 10 名以内とする。

2) 冬季大会

団長、総監督及び総務ほか、計5名以内とする。

3) 上記本部役員のほか、各大会とも5名以内の顧問を設けることができる。

(2) 各大会とも、上記本部役員の中で、スポーツドクターを帯同するものとする。なお、帯同するスポーツドクターは日本スポーツ協会公認スポーツドクター資格を有する者とする。

(3) 各大会とも、上記本部役員の中で、アスレティックトレーナーを帯同できる。なお、帯同できるアスレティックトレーナーは日本スポーツ協会公認アスレティックトレーナー資格を有する者とする。

(4) 1日あたりの参加選手団本部役員の人数については、上記の編成人数を上限とする。

(5) 参加選手団本部役員の参加申込みは、監督及び選手の申込みと同時に、本要項第27項に定める方法により行う。

32 視察員

(1) 各都道府県体協等は、大会視察のため視察員を派遣することができる。

(2) 視察員数は、各大会それぞれ1都道府県3名以内とする。ただし、以降の大会開催が決定又は内定している都道府県は20名以内とするが、本大会については開催県の実情を考慮し、実施要項作成時に決定する。

(3) 視察員の参加申込みは、参加選手団の申込みと同時に、本要項第27項に定める方法により行う。

(4) 視察員は、原則としてすべての会場に入場することができる。

(5) 視察員には、視察員章を交付する。

33 大会経費

大会の準備及び運営のための経費は、国庫補助金及び日本スポーツ協会補助金並びに開催県（会場地市町村を含む）負担金又は準備金及び入場料等でまかなう。

ただし、公開競技の実施に係る経費については、当該中央競技団体が負担する。

34 入場券、入場料

(1) 入場券は、主催者が発行する。

(2) 入場料金額は、開催県実行委員会が日本スポーツ協会と協議して決める。

(3) 入場料は、開催県実行委員会が徴収し、大会運営の経費及びスポーツの推進に必要な経費に充当する。

(4) 公開競技における入場券、入場料については、当該中央競技団体が日本スポーツ協会と協議の上、発行、徴収することができる。

35 宿 舎

(1) 大会参加者及び視察員並びに報道員の宿舎は、開催県（会場地市町村を含む）実行委員会が準備する。

(2) 競技別参加者の宿舎は、環境等を配慮の上、競技実施会場の周辺に選定する。

(3) 宿舎は、ホテル、旅館及び民宿を原則とする。

(4) 1人の宿泊に要する広さは、3.3㎡(2畳)以上とする。

(5) 配宿は、開催県（会場地市町村を含む）実行委員会が行う。

(6) 宿泊料金は、大会開催の2年前に開催県実行委員会と協議の上、日本スポーツ協会に

において決定する。

(7) 公開競技については、当該中央競技団体が準備・手配する。

36 交 通

- (1) 主催者は、大会参加者の旅費、馬匹等の輸送費の割引について極力努力する。
- (2) 開催県実行委員会は、できる限り大会参加者の交通上の利便をはかるものとする。

37 記 録

- (1) 開催県実行委員会は、競技成績等を記録し、円滑に発表する。
- (2) 競技成績等記録の情報処理に関しては、別に定める「国民体育大会記録情報処理要項」(82 頁)に基づき行うものとする。

38 報 道

- (1) 報道員の範囲は、日本新聞協会、日本放送協会(NHK)、日本民間放送連盟、日本雑誌協会、写真記者協会及びテレビ・ニュース映画協会にそれぞれ加盟している新聞社、雑誌社、ラジオ・テレビ放送社及びニュース映画社の所属社員並びに日本スポーツ協会と開催県実行委員会が協議して認めた者に限る。
- (2) 報道員の取材は、開催県実行委員会が定めた取材協定によるものとする。
- (3) スポンサーのある放送は、日本スポーツ協会の許可を得なければならない。

39 スポーツ推進事業への協力

- (1) 開催県(会場地市町村を含む)は、日本スポーツ協会が推進するスポーツ推進事業に対し、必要な協力を行うものとする。
- (2) 開催県(会場地市町村を含む)は、日本スポーツ協会が実施するキャンペーン活動の推進に協力しなければならない。

40 企業協賛

- (1) 日本スポーツ協会と開催県実行委員会は両者協力のもと、大会の活性化(国体の認知度の向上、国体ブランドの価値の向上)と開催地の財政負担軽減を目的とした企業協賛を実施するものとする。
- (2) 実施に際しては、別に定める「国民体育大会企業協賛に関するガイドライン」(79 頁)に基づくものとする。

41 広告・示威行動・宣伝

- (1) 大会開催場所・競技会場施設内においては、いかなる種類の示威行動または、政治的、宗教的、人種的な宣伝活動も認めない。
- (2) 大会開催場所・競技会場施設内及びその周辺における広告またはその他の宣伝等については、別に定める「国民体育大会企業協賛に関するガイドライン」(79 頁)に基づき、日本スポーツ協会と開催県実行委員会が協議し、両者協力のもとで実施するものとする。

42 国民体育大会参加者傷害補償制度

- (1) 日本スポーツ協会及び都道府県体協等は、大会参加者に対する社会的責任体制を整えるとともに、大会参加者の相互扶助の精神に基づいた補償制度として国民体育大会参加者傷害補償制度を運営する。運営については別に細則第 11 項で定める。

- (2) 本制度の対象となる参加者とは、ブロック大会及び本大会に参加する本制度給付規定に定められた選手、監督、選手団本部役員(顧問を含む)、視察員並びにその他選手団役員とする。
- (3) 補償内容その他の細部については、別に定める「国民体育大会参加者傷害補償制度」のとおりとする。

43 ドクターズ・ミーティング開催への協力

開催県(会場地市町村を含む)は、日本スポーツ協会が開催するドクターズ・ミーティングに対し必要な協力を行うものとする。

44 協議

- (1) 本要項において協議と定める事項については、原則として国民体育大会委員会において協議し決定するものとする。
- (2) 本要項において定める事項のほか、大会に関連して協議が必要な事項については、原則として、国民体育大会委員会において協議し決定するものとする。

45 要項の改廃

本要項の改廃は、国民体育大会委員会の決議を経て行う。

〈附 則〉

- (1) 本要項に定めるもののほか、日本体力医学会及び全国体育施設研究協議会については、できるだけ選手及び役員の宿泊等に支障がないよう配慮の上、開催するものとする。
- (2) 本要項は、昭和30年1月17日制定
- (3) 第78回以降の大会については、本要項、細則及び関連基準・規程等の「国民体育大会」を「国民スポーツ大会」に読み替えるものとする。

昭和30年	12月	4日第	1次改定	平成17年	12月	22日第	28次改定
昭和32年	10月	25日第	2次改定	(10項(2)は第63回大会から改定し適用)			
昭和37年	3月	1日第	3次改定	平成18年	3月	9日第	29次改定
昭和41年	3月	29日第	4次改定	(7項(5)は第63回大会から適用)			
昭和48年	7月	10日第	5次改定	平成19年	3月	7日第	30次改定
昭和51年	6月	2日第	6次改定	平成19年	7月	1日第	31次改定
昭和52年	7月	13日第	7次改定	平成20年	12月	17日第	32次改定
昭和54年	5月	9日第	8次改定	平成22年	3月	17日第	33次改定
昭和55年	1月	23日第	9次改定	(改定内容は第70回大会から適用)			
昭和55年	9月	9日第	10次改定	平成22年	6月	18日第	34次改定
昭和58年	12月	7日第	11次改定	平成22年	12月	16日第	35次改定
(8項(3)、(7)は昭和63年1月1日から施行)				(39項は第69回本大会から適用)			
昭和63年	7月	13日第	12次改定	平成23年	3月	25日第	36次改定
昭和63年	8月	24日第	13次改定	平成23年	4月	1日第	37次改定
平成元年	8月	15日第	14次改定	平成23年	6月	24日第	38次改定
平成5年	6月	8日第	15次改定	平成23年	8月	25日第	39次改定
平成5年	6月	29日第	16次改定	平成23年	12月	15日第	40次改定
平成6年	5月	10日第	17次改定	平成24年	6月	21日第	41次改定
(9項(4)は第52回夏季大会から適用)				平成24年	12月	20日第	42次改定
平成6年	7月	5日第	18次改定	平成25年	3月	7日第	43次改定
平成10年	6月	17日第	19次改定	平成25年	6月	21日第	44次改定
(8項(7)は第54回夏季大会から適用)				平成25年	12月	12日第	45次改定
平成11年	6月	16日第	20次改定	平成26年	3月	13日第	46次改定
平成11年	9月	7日第	21次改定	平成27年	3月	12日第	47次改定
(29項(1)①は平成12年4月1日から施行)				平成27年	12月	10日第	48次改定
平成13年	1月	6日第	22次改定	平成29年	3月	8日第	49次改定
平成13年	3月	14日第	23次改定	平成29年	4月	3日第	50次改定
平成14年	7月	2日第	24次改定	平成29年	8月	25日第	51次改定
平成15年	4月	25日第	25次改定	平成30年	4月	1日第	52次改定
平成15年	8月	19日第	26次改定	平成30年	8月	30日第	53次改定
平成17年	6月	16日第	27次改定	令和元年	6月	13日第	54次改定
(改定内容は第61回冬季大会スケート・アイスホッケー競技会から適用するが、39項については平成17年4月20日から施行する)							

国民体育大会開催基準要項（対比表）

2019/06/13 令和元年度第1回国体委員会

現行	改定版
～省略～ 26 各競技の実施要項 大会で実施する正式競技、公開競技及び特別競技の実施要項は、それぞれ全国を統轄する競技団体が立案し、冬季大会は大会開催月の6ヵ月前、本大会は大会開催年の前年の12月31日までに日本スポーツ協会に提出する。提出された実施要項は日本スポーツ協会において決定し、開催県実行委員会が作成する。実施要項に記載する内容は別に細則第9項で定める。 ～省略～ 〈附 則〉 1) 本要項に定めるもののほか、日本体力医学会及び全国体育施設研究協議会については、できるだけ選手及び役員の宿泊等に支障がないよう配慮の上、開催するものとする。 2) 本要項は、昭和30年1月17日制定 3) 第78回以降の大会については、本要項、細則及び関連基準・規程等の「国民体育大会」を「国民スポーツ大会」に読み替えるものとする。 昭和30年 12月 4日第 1次改定 ～省略～ 平成30年 8月 30日第 53次改定	26 各競技の実施要項 大会で実施する正式競技、公開競技及び特別競技の実施要項は、それぞれ全国を統轄する競技団体が立案し、日本スポーツ協会に提出する。提出された実施要項は、冬季大会は大会開催月の6ヵ月前、本大会は大会開催年の前年の12月31日までに日本スポーツ協会において決定し、開催県実行委員会が作成する。実施要項に記載する内容は別に細則第9項で定める。 ～省略～ 〈附 則〉 1) 2) 3) 昭和30年 12月 4日第 1次改定 ～省略～ 平成30年 8月 30日第 53次改定 令和元年 6月 13日第 54次改定

国民体育大会開催基準要項細則(改定版)

1 国民体育大会開催基準要項(以下「本則」という。)第 7 項第 1 号の 3(開催地が複数の都道府県にまたがる場合)

総合開・閉会式場及び競技会場の決定については、当該都道府県が協議の上、日本スポーツ協会の承認を得なければならない。

2 本則第 7 項第 4 号の 2(施設基準)

大会の競技施設は既存施設の活用に努め、施設の新設・改修等にあたっては、大会開催後の地域スポーツ推進への有効的な活用を考慮し、必要最小限にとどめるものとする。

なお、本施設基準は、会場地市町村等が各競技場を整備する上での基準であり、開催県及び市町村等において各中央競技団体との調整を行い弾力的に運用できるものとする。

(国民体育大会施設基準:42 頁参照)

3 本則第 8 項第 1 号及び第 10 項第 4 号(参加資格及び年齢基準等)

(1) 大会及びブロック大会

1) 参加資格

① 日本国籍を有する者であることとするが、選手及び監督のうち、次の者については、日本国籍を有しない者であっても、大会に参加することができる。

(i) 「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうちの「永住者」(「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特別法」に定める「特別永住者」を含む)

(ii) 少年種別年齢域に該当し、次の要件をいずれも満たす者。

i) 「学校教育法」第 1 条に規定する学校に在籍する学生又は生徒で、大会実施要項が定める参加申込時に 1 年以上在籍していること。

ii) 「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうち、「留学」又は「家族滞在」(中学 3 年生)に該当していること。

(iii) 成年種別年齢域に該当し、次の要件をいずれも満たす者。

i) 少年種別年齢域にあった時点において前号(ii)に該当していた者であること。

ii) 「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうち、大会終了時において「留学」に該当しないこと。

[注] 上記(iii)－ii)について、大学及び専修学校等に在籍する者は、「出入国管理及び難民認定法」に定める「留学」以外の在留資格を有する場合も「留学」と同等に扱う。

② 選手及び監督は、所属都道府県の当該競技団体会長及び都道府県体協等会長が代表として認め選抜した者であること。

③ 前々回又は前回の大会(都道府県大会及びブロック大会を含む)に選手又は監督として参加した者が異なる都道府県から参加する場合については、2 大会以上の間を置かなければならない。ただし、次の場合は該当しないこととする。

- (i) 成年種別
 - i) 新卒業者
 - ii) 結婚又は離婚に係る者
[注] i) 及び ii) は当該要件発生後、初めて参加する者に限る。
 - iii) ふるさと選手 (50 頁の「国民体育大会ふるさと選手制度」による)
[注] 52 頁の「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」の適用を受け、ふるさと選手として参加する者を含む。
- (ii) 少年種別
 - i) 新卒業者
 - ii) 結婚又は離婚に係る者
 - iii) 一家転住に係る者 (51 頁の「一家転住等に伴う特例措置」による)
[注] i) から iii) は当該要件発生後、初めて参加する者に限る。
 - iv) JOC エリートアカデミーに在籍する者 (52 頁の「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」による)
- ④ 選手と監督の兼任は、同一種別内に限る。
- ⑤ 選手及び監督は、回数を同じくする大会において、冬季大会及び本大会にそれぞれ 1 競技に限り参加できる。
- ⑥ 選手及び監督は、回数を同じくする大会において、異なる都道府県から参加することはできない。
- ⑦ 上記のほか、選手については次のとおりとする。
 - (i) 本則第 18 項に定める都道府県大会等に参加し、これを通過した者であること。ただし、別に定める「国民体育大会予選会免除に関する要領」(53 頁) 及び「トップアスリートの国民体育大会参加資格の特例措置」(54 頁) に基づき予選会への参加が免除となった者については、この限りではない。
 - (ii) 健康診断を受け、健康であることを証明された者であること。
 - (iii) ドーピング検査対象に選定された場合には、検査を受けなければならない。
- ⑧ 上記のほか、監督については、大会開催年の 4 月 1 日以前から本大会終了時まで (冬季大会については、大会開催前年の 10 月 1 日以前から本大会終了時まで) 日本スポーツ協会公認スポーツ指導者制度に基づき当該競技団体が定める公認資格 (コーチ 1～4、教師、上級教師) を保有している者とする。
- 2) 選手の年齢基準及び所属都道府県
選手の年齢基準及び所属都道府県は、次のとおりとする。
ただし、日本スポーツ協会が特に認める場合、以下の年齢基準にかかわらず、競技ごとに年齢区分を設定することができるものとし、年齢の下限は大会開催年 (冬季大会は前年) の 4 月 1 日現在、14 歳 (中学 3 年生) とする。
- ① 成年種別
大会開催年 (冬季大会は前年) の 4 月 1 日現在、18 歳以上の者とし、次のいずれかに属する都道府県を選択することができる。
 - (i) 居住地を示す現住所
 - (ii) 勤務地
 - (iii) ふるさと (50 頁の「国民体育大会ふるさと選手制度」による。)
[注] 52 頁の「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」の適用を受け、ふるさと選手として参加する者を含む。

② 少年種別

大会開催年(冬季大会は前年)の 4 月 1 日現在、15 歳以上 18 歳未満の者とし、次のいずれかに属する都道府県を選択することができる。

- (i) 居住地を示す現住所
- (ii) 「学校教育法」第 1 条に規定する学校の所在地
- (iii) 勤務地
- (iv) 「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」(52 頁)に定める小学校の所在地

[注] 上記の属する都道府県のうち、「居住地を示す現住所」、「勤務地」、「『学校教育法』第 1 条に規定する学校の所在地」のいずれかから参加する場合は、大会開催年(冬季大会は開催前年)の 4 月 30 日以前から大会終了時まで引き続き当該地に、居住又は勤務、通学していなければならない(「居住地を示す現住所」における「日常生活」及び「勤務地」における「主たる勤務実態」については、別に基準を定める)。ただし、次の者は、この限りではない。

[成年種別]

- (a) 「トップアスリートの国民体育大会参加資格の特例措置」(54 頁)の対象者

[少年種別]

- (a) 一家転住に係る者(51 頁の「一家転住等に伴う特例措置」による)
- (b) 「トップアスリートの国民体育大会参加資格の特例措置」(54 頁)の対象者

(2) 都道府県大会

- 1) 都道府県体協等は、大会の運営の円滑化を図るため、市町村体育・スポーツ協会、同教育委員会等と緊密な連絡をとり、前号に準拠した選手及び監督を各競技の参加者とする。
- 2) 各競技の選手及び監督は、大会主催者が定める参加申込書を提出する。
- 3) 当該競技団体に登録していない者又はチームの取り扱いは次のとおりとする。
 - (i) 大会主催者が定めた参加申込書を提出することにより、当該競技団体の一時登録者又は仮加盟者とみなし、参加料等を徴収することができる。なお、特に経験を必要とする競技については、当該競技団体が参加資格を別に定めることができる。
 - (ii) 参加申込書が受理された時点で参加条件が満たされたこととし、以降本大会まで当該競技団体の定めた競技者規定等を遵守すること。

(3) その他

参加資格等に疑義があるときは、日本スポーツ協会及び当該競技団体が調査審議の上、日本スポーツ協会がその可否を決定する。

4 本則第 10 項第 3 号(大会の実施競技及び各競技の参加人員)

(1) 第 70 回大会から第 73 回大会における実施対象競技は次のとおり。

1) 正式競技(41 競技)

① 毎年実施競技(37 競技)

[本大会]

陸上競技、水泳、サッカー、テニス、ボート、ホッケー、ボクシング、バレーボール、体操、バスケットボール、レスリング、セーリング、ウエイトリフティング、ハンドボール、自転車、ソフトテニス、卓球、相撲、馬術、フェンシング、柔道、

ソフトボール、バドミントン、弓道、ライフル射撃、剣道、ラグビーフットボール、
山岳、カヌー、アーチェリー、空手道、クレール射撃、ボウリング、ゴルフ
[冬季大会]

スキー、スケート、アイスホッケー

② 隔年実施競技(4 競技)

[本大会]

軟式野球、銃剣道、なぎなた、トライアスロン

2) 公開競技(4 競技)

[本大会]

綱引、ゲートボール、パワーリフティング、グラウンド・ゴルフ

3) デモンストレーションスポーツ

開催県が希望する競技

4) 特別競技

[本大会]

高等学校野球

(2) 第 74 回大会から第 77 回大会における実施対象競技は次のとおり。

1) 正式競技(41 競技)

① 毎年実施競技(39 競技)

[本大会]

陸上競技、水泳、サッカー、テニス、ボート、ホッケー、ボクシング、バレーボール、
体操、バスケットボール、レスリング、セーリング、ウエイトリフティング、
ハンドボール、自転車、ソフトテニス、卓球、軟式野球、相撲、馬術、
フェンシング、柔道、ソフトボール、バドミントン、弓道、ライフル射撃、剣道、
ラグビーフットボール、スポーツクライミング、カヌー、アーチェリー、空手道、
なぎなた、ボウリング、ゴルフ、トライアスロン

[冬季大会]

スキー、スケート、アイスホッケー

② 隔年実施競技(2 競技)

[本大会]

銃剣道、クレール射撃

2) 公開競技(5 競技)

[本大会]

綱引、武術太極拳、パワーリフティング、ゲートボール、グラウンド・ゴルフ

3) デモンストレーションスポーツ

開催県が希望する競技

4) 特別競技

[本大会]

高等学校野球

(3) 第 78 回大会から第 81 回大会における実施対象競技は次のとおり。

1) 正式競技(41 競技)

① 毎年実施競技(39 競技)

[本大会]

陸上競技、水泳、サッカー、テニス、ボート、ホッケー、バレーボール、体操、
バスケットボール、レスリング、セーリング、ウエイトリフティング、ハンドボール、
自転車、ソフトテニス、卓球、軟式野球、相撲、馬術、フェンシング、柔道、
ソフトボール、バドミントン、弓道、ライフル射撃、剣道、ラグビーフットボール、
スポーツクライミング、カヌー、アーチェリー、空手道、銃剣道、なぎなた、ボウリング、
ゴルフ、トライアスロン

[冬季大会]

スキー、スケート、アイスホッケー

② 隔年実施競技(2 競技)

[本大会]

ボクシング、クレール射撃

2) 公開競技(7 競技)

[本大会]

綱引、ゲートボール、武術太極拳、パワーリフティング、グラウンド・ゴルフ、
バウンドテニス、エアロビック

3) デモンストレーションスポーツ

開催県が希望する競技

4) 特別競技

[本大会]

高等学校野球

(4) 正式競技及び特別競技の参加人員は 46 頁に示すとおり。

5 本則第 11 項第 1 号の 3 及び第 2 号の 4(総合成績決定方法)

(1) 総合表彰(都道府県)における総合成績決定方法

- 1) 各都道府県の男女総合成績及び女子総合成績は、冬季大会及び本大会で実施した全正式競技の得点を合計したものとし、その合計得点が多い順に順位を決定し、第 1 位から第 8 位まで表彰する。ただし、同点の場合は、その順位を共有し、その次の順位を欠位とする。
- 2) 各都道府県の総合成績は、大会総務委員会が決定する。
- 3) その他業務上必要な事項は別に定める。

(2) 競技別表彰における総合成績決定方法

各正式競技の男女総合成績及び女子総合成績は、次の競技得点及び参加得点を合計し、その多い順に順位を決定し、第 1 位から第 8 位まで表彰する。ただし、同点の場合は、順位を共有し、その次の順位を欠位とする。

各競技会の総合成績は、競技団体が決定するが、天候その他の事情により一部競技が中止になった場合は、当該競技団体と大会総務委員会が協議する。

1) 競技得点

競技得点は、次の 2 種類とし、第 1 位から第 8 位までの都道府県に与える。ただし、同順位の場合の競技得点は、次順位のものを加え、当該都道府県で等分し、割り切れない場合は小数第 3 位以下を切り捨てる。

		1 位	2 位	3 位	4 位	5 位	6 位	7 位	8 位
種別	4 人以下	24 点	21 点	18 点	15 点	12 点	9 点	6 点	3 点
	5 人以上 7 人以下	40 点	35 点	30 点	25 点	20 点	15 点	10 点	5 点
	8 人以上	64 点	56 点	48 点	40 点	32 点	24 点	16 点	8 点
種目	———	8 点	7 点	6 点	5 点	4 点	3 点	2 点	1 点

[注] 「種別」:種別などに与える得点 「種目」:種目などに与える得点

2) 参加得点(84 頁)

参加得点は 10 点とし、その基準を下記のとおりとする。

- ① 都道府県が大会に直接エントリーする競技については、参加種別数にかかわらず、大会の参加をもって得点を与える。

② ブロック大会を経て参加する競技については、ブロック大会を大会参加とみなし、得点を与える。ただし、ブロック大会で大会の出場権を獲得しながら、大会に参加しなかった場合は与えない。

(3) 参加資格違反並びにアンチ・ドーピング規則に対する違反に関わる競技順位等の取り扱い「国民体育大会における違反に対する処分に関する規程」(86 頁)によるものとする。

6 本則第 13 項第 3 号(開催要望書の様式及び添付書類)

(1) 様 式

開 催 要 望 書			
公益財団法人 日本スポーツ協会会長 殿 文 部 科 学 大 臣 殿			
平成〇〇年の第〇〇回国民体育大会[本大会または冬季大会](スポーツ基本法の一部を改正する法律(平成 30 年法律第 56 号)の施行後の国民スポーツ大会)を〇〇県において開催いたしたく、ここに要望します。			
年	月	日	
		都道府県体育(スポーツ)協会会長名	印
		都 道 府 県 知 事 名	印
		都道府県教育委員会教育長名	印

(2) 添付書類

添付書類は、下記のとおりとする。ただし、日本スポーツ協会及び文部科学省が了解している事項については、省略することができる。

1) 都道府県議会決議書

2) 同一地区内都道府県の同意書

本則第 12 項第 2 号に定める同一地区内の都道府県体協等から同意を得ること。

7 本則第 14 項第 3 号(開催申請書の様式及び添付書類)

(1) 様式

開 催 申 請 書			
公益財団法人 日本スポーツ協会会長 殿 文 部 科 学 大 臣 殿			
平成〇〇年の第〇〇回国民体育大会[本大会または冬季大会](スポーツ基本法の一部を改正する法律(平成 30 年法律第 56 号)の施行後の国民スポーツ大会)を〇〇県において開催いたしたく、ここに申請します。			
年	月	日	
		都道府県体育(スポーツ)協会会長名	印
		都 道 府 県 知 事 名	印
		都道府県教育委員会教育長名	印

(2) 添付書類

添付書類は、下記のとおりとする。ただし、日本スポーツ協会及び文部科学省が了解している事項については、省略することができる。

1) 都道府県議会決議書

なお、都道府県は会場地市町村との間で、競技会開催に係る合意書(又は契約書)を取り交わしておくこと。

2) 実施予定競技及びその種類

3) 実施予定競技の会場地とその施設概要

施設については、縦横の長さ、高さ、面積、照明度、観客収容能力等を具体的に記載する。

4) 大会運営費及び施設費の予算書

収入財源を明確にし、支出については、特に新設施設の予算額と経費負担区分を明らかにする。年次計画のあるものについては、年度ごとの計画と予算書を明らかにする。

5) 予定会場地ごとの宿泊可能数調査書

予定会場地内及び交通機関を利用して約 30 分以内に会場に到着することができる隣接地のホテル、旅館等の名称、その畳数、所有寝具数、1 人 3.3 m²(2 畳)以上を基準とした場合の収容人数と旅館側で希望する宿泊人員数を記載する。

8 本則第 20 項第 5 号(各競技会表彰式の要領)

各競技の表彰式は、できるだけ簡素なものとし、概ね次のとおりとする。

- ・成績発表
- ・表彰状授与
- ・大会会長トロフィー授与
- ・競技会会長閉会のあいさつ
- ・会場地代表歓送のことば
- ・国旗降納
- ・大会旗、実施競技団体旗、会場地市町村旗降納

9 本則第26項(実施要項に記載する内容)

(1) 大会実施要項

1) 総則

- ① 開催の趣旨 ② 実施競技 ③ 会期及び会場 ④ 競技方法
⑤ 参加資格 ⑥ 表彰の方法 ⑦ 参加申込方法
⑧ 宿泊申込方法 ⑨ 参加上の注意 ⑩ その他必要な事項

2) 大会日程と会場一覧表

3) 各競技実施要項

4) 天皇杯・皇后杯授与規程

5) 大会会長トロフィー授与規程

6) 日本スポーツ協会加盟競技団体一覧表

7) 開催県体育・スポーツ協会加盟団体一覧表

8) 開催県各会場地市町村実行委員会事務局一覧表

9) その他必要な事項

(2) 各競技別実施要項

1) 期日

2) 会場

3) 種別(種目)及び参加人員

4) 競技上の規程及び方法

5) 予選方法

6) 参加資格等

7) 成績採点方法

8) 表彰の方法

9) 参加申込方法

10) 参加上の注意

11) その他

10 本則第30項第2号(プログラムに記載する内容)

(1) 総合プログラムには、下記のものを掲載しなければならない。

- 1) 大会会長及び文部科学大臣あいさつ並びに開催県知事の歓迎のことば
- 2) 大会役員
- 3) 天皇杯・皇后杯授与規程
- 4) 参加人員一覧表
- 5) 各競技会別会場及び大会日程一覧表
- 6) 各競技の日程及び組合せ
- 7) その他必要な事項

(2) 競技別プログラムには、下記のものを掲載しなければならない。

- 1) 大会会長及び文部科学大臣あいさつ並びに開催県知事の歓迎のことば
- 2) 全国を統轄する競技団体会長あいさつ及び会場地市町村代表の歓迎のことば
- 3) 大会役員
- 4) 競技会役員
- 5) 競技役員、係員及び補助員

- 6) 天皇杯・皇后杯授与規程
- 7) 大会会長トロフィー授与規程
- 8) 表彰式次第
- 9) 会場図
- 10) 競技日程
- 11) 競技の見方
- 12) 組合せ
- 13) 都道府県別参加人員
- 14) その他必要な事項

(注) 6)、7)は、正式競技のみ記載する。

11 本則第42項第1号(国民体育大会参加者傷害補償制度の運営)

- (1) 大会参加の都道府県体協等は、大会参加者傷害補償制度の対象となる参加者数に応じた制度負担金を日本スポーツ協会に納入する。
- (2) 制度負担金の額は日本スポーツ協会が定める。
- (3) 制度負担金の充当先については、日本スポーツ協会が定める。
- (4) 都道府県代表選考過程における傷害等については、当該参加者本人及び予選会等代表選考の主催者の責任において別途傷害保険等に参加するなどの対応をとること。

〈 附 則 〉

- (1) 本細則は、昭和58年12月7日改定し、施行する。ただし、下記については、それぞれ昭和63年1月1日から施行する。
 - 3-(1) ①オ(ア)
 - 3-(1) ②ウ“大学を除く”
 - 5-(1) ①②
- (2) 本細則の下記については、昭和62年12月10日改定し、昭和63年1月1日から施行する。
 - 4、7-(1)(2)及び附則(1)
- (3) 本細則第4項水泳競技飛込種別の選手数については、平成元年12月6日改定し、施行する。
- (4) 本細則附則(1)については、平成2年5月16日改定し、施行する。
- (5) 本細則の下記については、平成3年12月2日改定し、施行する。
 - 4の成年2部の廃止と、これに伴う実施種別と実施時期の明記
- (6) 本細則の下記については、平成4年1月31日改定し、平成4年4月1日から施行する。
 - 4(軟式庭球をソフトテニスに変更)
- (7) 本細則の下記については、平成5年6月8日改定し、施行する。
 - 6-(2)-⑤(予定会場ごとの宿泊可能数調査書)
- (8) 本細則の下記については、平成5年6月29日新設し、施行する。
 - 11-(1)(国民スポーツ振興事業)
- (9) 本細則附則(1)については、平成7年6月21日改定し、施行する。
- (10) 本細則の下記については、平成8年1月9日改定し、以下により施行する。
 - 第2項(施設基準)は、細則(注)2に記載の日より施行する。
 - 第3項(1)②のエ()書きは、平成8年1月9日より施行する。
 - 第4項(各季大会の実施競技及び各競技の参加人員)は、細則補足説明記載の日より施行する。
- (11) 本細則の下記については、平成8年4月26日改定し、以下により施行する。

第4項のライフル射撃競技種別の種目については、第55回大会より施行する。

同項空手道競技種別の監督、選手数及び種目については、第52回大会より施行する。

(12) 本細則の下記については、平成8年6月11日新設し、第54回大会より施行する。

第2項及び第4項のゴルフ競技に関わる項目の新設。

(13) 本細則附則(1)については、平成9年1月14日に改定し、第52回夏季大会より施行する。

(14) 細則の下記については、平成10年6月17日改定し、以下により施行する。

第2項の秋季大会式典会場に関わる項目は、平成10年6月17日より施行する。

第2項及び第4項の漕艇、軟式野球及びカヌーの各競技に関わる項目は、平成10年6月17日より施行する。

第3項(1)①オの成年2部に関わる項目については、第54回大会より施行する。

(15) 本細則の下記については、平成10年12月9日改定し、第54回大会より施行する。

第4項のバレーボール及び体操競技の参加人員、並びにヨット競技の種目。

(16) 本細則第2項のヨット競技施設基準については、平成11年6月16日改定し、施行する。

(17) 本細則第4項のサッカー競技参加人員については、平成11年9月7日改定し、第57回大会より施行する。

(18) 本細則の下記については、平成11年12月15日改定し、以下により施行する。

第4項のライフル射撃及びボートの各競技種目については、第55回及び第56回大会より、それぞれ施行する。

(19) 本細則第4項のヨット競技種目については、平成12年3月8日改定し、第56回大会より施行する。

(20) 本細則第4項の体操競技参加人員については、平成12年6月21日改定し、第56回大会より施行する。

(21) 本細則第4項のゴルフ及びテニスの各競技参加人員については、平成12年8月23日改定し、第56回大会より施行する。

(22) 本細則の下記については、平成12年12月13日改定し、以下により施行する。

第2項及び第4項のヨット競技名称については、平成12年12月13日より施行する。

第4項の弓道及びライフルの各競技参加人員については、第56回大会より施行する。

(23) 平成13年1月6日の省庁再編に伴う文部科学省等の表記の変更については、同日改定し、施行する。

(24) 本細則の下記については、平成13年3月14日改定し、以下により施行する。

第2項の前文及び第4項のボウリング競技参加人員については、平成13年3月14日より施行する。

第2項のサッカー、柔道、バドミントンの各競技施設基準及び第5項の競技得点の施行時期については、平成13年6月開催の国体委員会にて決定する。

第8項(開催地都道府県実行委員会が日体協と協議し、承認を受けなければならない事項)については、本則第23項への振替えにより削除し、以下項を繰り上げるものとする。

(25) 本細則第2項のサッカー、柔道、バドミントンの各競技施設基準及び第5項の競技得点については、第61回及び第58回大会より、それぞれ施行する。(平成13年6月22日開催の国体委員会にて決定)

(26) 本細則の下記については、平成14年3月14日改定し、以下により施行する。

第2項のアイスホッケー競技施設基準については、第59回大会より施行する。

第6項(2)①の開催申請書添付書類については、冬季大会は第60回大会、夏・秋季大会は第62回大会の開催申請書提出時より施行する。

(27) 本細則第4項のレスリング競技参加人員については、平成14年7月2日改定し、第58回大会

より施行する。

- (28) 本細則第4項の競技参加人員(注)4については、平成14年8月20日新設し、第58回大会より施行する。
- (29) 本細則第3項(1)①ウの参加資格については、平成14年12月24日改定し、第58回以降の大会に参加した監督及び選手について適用する。
- (30) 本細則第2項のアーチェリー競技施設基準については、平成15年3月4日改定し、第60回大会より施行する。
- (31) 本細則第5項(1)①競技得点については、平成15年3月4日改定し、施行する。
- (32) 本細則第3項(1)①オ(オ)及び第5項(3)のドーピング・コントロール関連事項については、平成15年4月25日新設し、施行する。
- (33) 本細則第4項のレスリング競技参加人員については、平成15年8月19日改定し、第59回大会より施行する。
- (34) 本細則第3項(1)①オ(イ)については、平成15年12月19日新設し、第59回大会より施行する。
- (35) 本細則第3項(1)①ウの所属都道府県の特例措置については、平成16年4月13日に改定し、第60回大会より施行する。
- (36) 本細則第3項(1)①の参加資格及び②の選手の年齢基準及び所属都道府県については、平成16年4月13日に改定し、第60回大会より施行する。
- (37) 本細則第3項(1)①(ii)、(iii)の「日本国籍を有しない者」の参加資格については平成16年6月18日に改定し、第60回大会より施行する。
- (38) 本細則については、平成17年6月16日に改定し、第61回冬季大会スケート・アイスホッケー競技会から適用するが、次の項目については第60回夏季大会より適用する。
- ・「第5項(3) アンチ・ドーピング規則違反に関わる得点等の取り扱い」
 - ・「第10項 国民体育大会参加者傷害補償制度の運営」
- (39) 本細則第4項のセーリング競技参加人員については、少年種別における使用艇種がFJ級からセーリングスピリッツ級に変更となることに伴い、平成17年12月22日改定し、第62回大会より施行する。
- (40) 本細則第4項(各競技の参加人員)については、平成15年3月25日策定の「国体改革2003」における大会規模の適正化(参加総数の削減)に伴い改定する。なお、各競技の実施時期については以下のとおり。
- ・ スケート競技については、第60回大会より施行する。
 - ・ サッカー競技、テニス競技、卓球競技、バドミントン競技、ライフル射撃競技、ゴルフ競技については、第61回大会より施行する。
 - ・ その他の競技については、第63回大会より施行する。
 - ・ 体操競技少年男子種別新体操種目については、第64回大会より休止する。
 - ・ バレーボール競技成年男女種別9人制については、第66回大会より廃止する。
- (41) 本細則第2項(施設基準)については、(40)の大会規模の適正化等に伴い、以下の競技において第63回大会より改定し施行する。
- ・ スキー競技、ホッケー競技、ボクシング競技、バスケットボール競技、セーリング競技、ウェイトリフティング競技、ハンドボール競技、馬術競技、フェンシング競技、柔道競技、カヌー競技、ボウリング競技
- (42) 本細則第2項の山岳競技施設基準については、縦走種目を廃止し新たにクライミング種目を導入することに伴い、平成17年8月11日改定し、第63回大会より施行する。
- (43) 本細則第2項の山岳競技施設基準については、国際競技規則において、種目の名称が変更となる(クライミング種目→リード種目)ことから、平成18年12月20日改定し、第63回大会より施

行する。

- (44) 本細則第4項の空手道競技参加人員(内訳)については、少年男子種別に「形」種目を導入するなど、参加人員内訳等に変更が生じることに伴い、平成18年12月20日改定し、第63回大会より施行する。
- (45) 本細則第2項のボウリング競技施設基準については、競技会場のレーン数に応じ競技日数を設定できるよう、平成19年3月7日改定し、第63回大会より施行する。
- (46) 本細則第3項第1号-1)-⑤-(iv)「単一大学又は実質的に単一大学の学生によって構成される団体競技のチームの参加に関する項」については、国体改革2003における参加制限撤廃等の観点から、平成19年3月7日改定し、第63回大会より削除する。
- (47) 本細則第4項の弓道競技参加人員(内訳)については、ジュニア競技者強化等の観点から、平成19年3月7日改定し、第63回大会より施行する。
- (48) 本細則第3項第1号-1)-⑤-(v)及び第5項第3号については、(財)日本アンチ・ドーピング機構が定める日本ドーピング防止規程の発効に伴い、平成19年7月1日改定し、施行する。
- (49) 本細則第4項のボート競技参加人員(内訳)については、監督配置の考え方の変更に伴い、平成19年8月29日改定し、第63回大会より施行する。
- (50) 本細則第4項のホッケー競技参加人員(内訳)については、ジュニア競技者強化等の観点から平成19年8月29日改定し、第63回大会より施行する。
- (51) 本細則第4項の馬術競技参加人員(内訳)については、各ブロック間の人員配分の均等化を考慮し、平成19年8月29日改定し、第63回大会より施行する。
- (52) 本細則第4項の水泳競技参加人員(内訳)については、各種目の普及・強化状況等を考慮し、平成19年12月19日改定し、第63回大会より施行する。
- (53) 本細則第4項のカヌー競技参加人員(内訳)については、監督配置の考え方の変更に伴い、平成20年3月19日改定し、第63回大会より施行する。
- (54) 本細則第5項第3号の「ドーピング防止規則に対する違反に関わる得点等の取り扱い」については、「国民体育大会ドーピング防止規則に対する違反に関わる制裁措置等取り扱い規則(平成15年6月20日制定、平成17年6月1日及び平成19年8月29日改定)」及び「国民体育大会参加資格違反に係る罰則規定(平成19年3月7日制定)」を統合・整理した「国民体育大会における違反に対する処分に関する規程」を制定し(平成20年4月25日)、施行する。
- (55) 本細則第3項第1号-1)-③-(ii)-(iii)の「一家転住等に係る者」における「一家転住等に伴う特例措置」については、転居先及び転居元都道府県における都道府県代表選考状況により、参加することができる都道府県を明確にするため、平成20年4月25日改定し、施行する。
- (56) 本細則第4項別表〔国民体育大会実施競技及び参加人員〕補足4・陸上競技会ハーフマラソン種目の項目については、同種目実施に係る開催地の経費負担等を考慮し、平成20年12月17日改定、削除する。
- (57) 本細則第10項第4号については、当該制度の対象がブロック大会及び本大会となったことから新たに明記し、平成20年12月17日改定、第64回国民体育大会(平成21年4月20日)より施行する。
- (58) 本細則第2項のカヌー競技施設基準及び第4項のカヌー競技参加人員(内訳)について、国際連盟規定の改定により、同競技各種目名称を変更することから、平成20年3月18日改定、第64回国民体育大会(平成21年4月1日)より施行する。
- (59) 本細則第2項の陸上競技施設基準については、(財)日本陸上競技連盟規程の改定により、平成21年6月19日改定し、施行する。
- (60) 本細則第3項第1号-1)については、平成21年8月26日改定し、第65回以降の大会に参加した選手及び監督について適用する。
- (61) 本細則第3項第1号-1)-③及び同2)については、「JOC エリートアカデミーに係る選手の参

- 加資格の特例措置」を設けることに伴い、平成21年12月16日改定、第65回大会より施行する。
- (62) 本細則第4項の水泳競技(競泳・飛込)及びセーリング競技参加人員(内訳)については、参加人員制限のための予備エントリー制度を導入することに伴い、平成21年12月16日改定、第65回大会より施行する。
- (63) 本細則の下記については、平成21年12月16日新設し、第70回大会より施行する。
- 第2項及び第4項のトライアスロン競技に関わる項目の新設。
- (64) 本細則第1項及び施設基準における「総合開・閉会式」の表記については、第65回大会より冬季大会を含め回数を同じくする同一年の大会の開・閉会式を一本化して実施することに伴い、平成22年3月17日改定し、適用する。
- (65) 本細則第4項(各季大会の実施競技)については、平成22年3月17日改定(「国民体育大会における実施競技について(平成20年8月27日制定)」)し、第70回大会より施行する。
- (66) 本細則第1項第1号-1)-①-(ii)及び同(iii)については、平成22年6月18日改定し、第66回大会より適用する。
- (67) 本細則第4項の体操競技及びバレーボール競技参加人員(内訳)については、平成22年12月16日改定し、第66回大会より施行する。
- (68) 本細則第2項のサッカー競技施設基準については、平成23年3月25日改定し、第66回大会より施行する。
- (69) 本細則第4項のラグビーフットボール競技参加人員(内訳)については、平成23年3月25日改定し、第68回大会より施行する。
- (70) 本細則は、公益財団法人日本体育協会の設立の登記の日(平成23年4月1日)から施行する。
- (71) 本細則第3項第1号-1)の①-(iii)-ii)及び②、⑦-(i)、本細則第3項第1号-2)-[注]、本細則第3項第2号-1)、本細則第10項については、平成23年8月25日改定し、施行する。本細則第3項第1号-1)の⑧については、平成23年8月25日新設し、第68回大会より施行する。
- (72) 本細則第2項のウェイトリフティング競技施設基準については、平成23年12月15日改定し、第68回大会より施行する。
- (73) 本細則第4項のウェイトリフティング競技参加人員(内訳)については、平成23年12月15日改定し、第68回大会より施行する。
- (74) 本細則第4項のソフトテニス競技参加人員(内訳)については、平成23年12月15日改定し、第67回大会より施行する。
- (75) 本細則第4項のゴルフ競技参加人員(内訳)については、平成24年5月17日改定し、第68回大会より施行する。
- (76) 本細則第3項第1号の1)-①-(ii)-ii)及び(iii)、2)-[注]については、平成24年6月21日改定し、施行する。
- (77) 本細則第4項のアーチェリー競技参加人員(内訳)については、平成24年6月21日改定し、第68回大会より施行する。
- (78) 本細則第3項第1号の1)-①及び⑦-(i)、2)、2)-②、2)-[注]については、平成24年12月20日改定し、施行する。
- (79) 本細則第4項のテニス競技参加人員(内訳)については、平成24年12月20日改定し、第68回大会より施行する。
- (80) 本細則第4項の体操競技参加人員(内訳)については、平成25年3月7日改定し、第69回大会より施行する。
- (81) 本細則第4項のセーリング競技の実施種目については、平成25年3月7日改定し、第70回大会より施行する。

- (82) 本細則第2項の自転車競技施設基準については、平成25年6月21日改定し、第69回大会より施行する。
- (83) 本細則第4項のバスケットボール競技参加人員(内訳)については、平成25年6月21日改定し、第74回大会より施行する。
- (84) 本細則第2項の柔道競技施設基準については、平成25年12月12日改定し、第69回大会より施行する。
- (85) 本細則第4項のソフトテニス競技参加人員(内訳)については、平成25年12月12日改定し、第70回大会より施行する。
- (86) 本細則第2項のトライアスロン競技施設基準については、平成26年3月13日改定し、第71回大会より施行する。
- (87) 本細則第4項のホッケー競技参加人員(内訳)については、平成26年3月13日改定し、第69回大会及び第70回大会より施行する。
- (88) 本細則第4項の第74回大会から第77回大会における実施対象競技については、平成26年3月13日改定し、第74回大会より施行する。
- (89) 本細則第2項のスキー競技施設基準については、平成26年12月11日改定し、第70回大会より施行する。
- (90) 本細則第4項の弓道競技参加人員(内訳)については、平成26年12月11日改定し、第70回大会より施行する。
- (91) 本細則第3項(1)1)③及び④については、平成27年3月12日に改定し、第70回本大会より施行する。
- (92) 本細則第5項第3号については、日本アンチ・ドーピング規程(2015年1月1日版)の発効に伴い、平成27年3月12日改定し、施行する。
- (93) 本細則第4項の柔道競技参加人員(内訳)については、平成27年6月11日改定し、第72回大会より施行する。
- (94) 本細則第4項のアーチェリー競技参加人員(内訳)については、平成27年12月10日改定し、第71回大会より施行する。
- (95) 本細則第6項の開催要望書の様式及び添付書類については、平成27年12月10日に新設し、施行する。
- (96) 本細則第4項の第78回大会から第81回大会における実施対象競技については、平成29年3月8日改定し、第78回大会より施行する。
- (97) 本細則第2項の山岳競技施設基準については、平成29年4月3日改定し、施行する。
- (98) 本細則第4項の山岳競技名称については、平成29年4月3日改定し、第74回大会より施行する。
- (99) 本細則は、公益財団法人日本スポーツ協会の名称変更に伴い、平成30年4月1日改定し、施行する。
- (100) 本細則は、平成35年1月1日からの国民スポーツ大会への名称変更に伴い、平成30年8月30日改定し、施行する。
- (101) 本細則第2項のレスリング競技施設基準については、平成30年8月30日改定し、第74回大会より施行する。
- (102) 本細則は、日本スポーツ協会公認スポーツ指導者制度の改定に伴い、平成31年4月1日改定し、施行する。
- (103) 本細則第9項(1)については、令和元年6月13日改定し、施行する。

国民体育大会開催基準要項細則（対比表）

2019/06/13 令和元年度第1回国体委員会

現行	改訂版
～省略～ 9 本則第 26 項(実施要項に記載する内容) (1) 大会実施要項 1) 総則 ① 開催の趣旨 ② 実施競技 ③ 会期及び会場 ④ 競技方法 ⑤ 参加資格 ⑥ 表彰の方法 ⑦ 参加申込方法 ⑧ 宿泊申込方法 ⑨ 参加上の注意 2) 大会日程と会場一覧表 3) 各競技実施要項 4) 天皇杯・皇后杯授与規程 5) 大会会長トロフィー授与規程 6) 日本スポーツ協会加盟競技団体一覧表 7) 開催県体育・スポーツ協会加盟団体一覧表 8) 開催県各会場地市町村実行委員会事務局一覧表 (2) 各競技別実施要項 1) 期日 2) 会場 3) 種別(種目)及び参加人員 4) 競技上の規程及び方法 5) 予選方法 6) 参加資格等	～省略～ 9 本則第 26 項(実施要項に記載する内容) (1) 大会実施要項 1) 総則 ① 開催の趣旨 ② 実施競技 ③ 会期及び会場 ④ 競技方法 ⑤ 参加資格 ⑥ 表彰の方法 ⑦ 参加申込方法 ⑧ 宿泊申込方法 ⑨ 参加上の注意 ⑩ その他必要な事項 2) 大会日程と会場一覧表 3) 各競技実施要項 4) 天皇杯・皇后杯授与規程 5) 大会会長トロフィー授与規程 6) 日本スポーツ協会加盟競技団体一覧表 7) 開催県体育・スポーツ協会加盟団体一覧表 8) 開催県各会場地市町村実行委員会事務局一覧表 9) その他必要な事項 (2) 各競技別実施要項 1) 期日 2) 会場 3) 種別(種目)及び参加人員 4) 競技上の規程及び方法 5) 予選方法 6) 参加資格等

7) 成績採点方法 8) 表彰の方法 9) 参加申込方法 10) 参加上の注意 11) その他 ～省略～ 〈 附 則 〉 ～省略～ (102)本細則は、日本スポーツ協会公認スポーツ指導者制度の改定に伴い、平成 31 年 4 月 1 日改定し、施行する。	7) 成績採点方法 8) 表彰の方法 9) 参加申込方法 10) 参加上の注意 11) その他 ～省略～ 〈 附 則 〉 ～省略～ (102)本細則は、日本スポーツ協会公認スポーツ指導者制度の改定に伴い、平成 31 年 4 月 1 日改定し、施行する。 (103)本細則第 9 項(1)については、令和元年 6 月 13 日改定し、施行する。
---	---

国民体育大会アンチ・ドーピング活動に関するガイドライン（改定版）

1. 趣旨

このガイドラインは、国民体育大会（以下「大会」という。）におけるアンチ・ドーピング活動に関する基本的な事項を定めるものとする。

2. アンチ・ドーピング活動の内容

(1) ドーピング検査

公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構（以下「JADA」という。）が定める「日本アンチ・ドーピング規程」に基づき、次のとおりドーピング検査を実施する。

1) 競技会検査（ICT: In-Competition Testing）

競技会検査（ICT）は、JADA が定める「国民体育大会競技会検査実施要項（以下「競技会検査（ICT）実施要項」という。）」に基づき実施する。

競技会検査（ICT）の準備は、JADA が定める「国民体育大会競技会検査準備マニュアル（以下「競技会検査（ICT）準備マニュアル」という。）」に基づき行うものとする。

2) 競技会外検査（OOCT: Out-of-Competition Testing）

競技会外検査（OOCT）は、JADA が定める「国民体育大会競技会外検査実施要項（以下「競技会外検査（OOCT）実施要項」という。）」に基づき実施する。

競技会外検査（OOCT）の準備は、JADA が定める「国民体育大会競技会外検査準備マニュアル（以下「競技会外検査（OOCT）準備マニュアル」という。）」に基づき行うものとする。

(2) アンチ・ドーピングに関する教育・情報提供・啓発活動

「日本アンチ・ドーピング規程」に基づき、次のとおり競技者及びサポートスタッフに対して、アンチ・ドーピングに関する教育・情報提供・啓発活動（以下「教育・情報提供・啓発活動」という。）を実施する。

1) 会期前

アンチ・ドーピングに関する資料の配付などを、JADA が定める「国民体育大会におけるアンチ・ドーピング教育・情報提供・啓発活動実施要項（以下「教育・情報提供・啓発活動実施要項」という。）」に基づき行うものとする。

2) 会期中

大会の総合開会式会場及び各競技会場において、アンチ・ドーピングに関する教育・情報提供・啓発を行うアウトリーチプログラムを、教育・情報提供・啓発活動実施要項に基づき実施する。
アウトリーチプログラムの準備は、JADA が定める「国民体育大会におけるアンチ・ドーピング教育・情報提供・啓発活動アウトリーチプログラム準備マニュアル（以下「アウトリーチ準備マニュアル」という。）」に基づき行うものとする。

3. 実施体制

JADA、公益財団法人日本スポーツ協会（以下「日本スポーツ協会」という。）、開催地都道府県（以下「開催県」という。）実行委員会、会場地市町村実行委員会、日本スポーツ協会加盟競技団体、日本スポーツ協会加盟都道府県体育・スポーツ協会等、開催県体育・スポーツ協会等、開催県競技団体などの関係諸機関・団体は、協力して大会におけるアンチ・ドーピング活動を実施する。

4. 関係諸機関・団体の役割

関係諸機関・団体の役割はそれぞれ次の事項を中心に担うものとする。

(1) JADA

1) ドーピング検査の計画・準備・実施

- ① ドーピング検査の計画を立案し、日本スポーツ協会、開催県及び会場地市町村等に対して報告する。
- ② 日本スポーツ協会をはじめとする関係諸機関・団体と協力し、ドーピング検査の実施に向けた準備を行う。
- ③ ドーピング検査の計画立案・準備のため、必要に応じて次の事項を実施する。
 - (i) 競技会開催施設の事前視察及び競技会検査（ICT）実施会場の選定
 - (ii) 開催県主催競技運営担当者会議等への出席及びドーピング検査についての説明
 - (iii) 競技会検査（ICT）実施会場における競技会検査（ICT）準備マニュアルに基づく事前準備及び確認
 - (iv) 会場地市町村実行委員会に対する競技会外検査（OOCT）への協力依頼
- ④ 競技会検査（ICT）実施要項及び競技会外検査（OOCT）実施要項に基づき、ドーピング検査を実施する。

2) 教育・情報提供・啓発活動の計画・準備・実施

- ① 教育・情報提供・啓発活動実施要項に基づき、大会における教育・情報提供・啓発活動の計画を立案する。
- ② 日本スポーツ協会をはじめとする関係諸機関・団体と協力し、教育・情報提供・啓発活動実施に向けた準備を行う。
- ③ 競技者及びサポートスタッフに配付するためのアンチ・ドーピングに関する資料を作成する。
- ④ アウトリーチプログラムの計画立案・準備のため、必要に応じて次の事項を実施する。
 - (i) 競技会開催施設の事前視察
 - (ii) 開催県主催競技運営担当者会議等への出席及びアウトリーチプログラムについての説明
 - (iii) アウトリーチプログラム実施会場におけるアウトリーチ準備マニュアルに基づく事前準備及び確認
- ⑤ 教育・情報提供・啓発活動実施要項に基づき、教育・情報提供・啓発活動を実施する。

(2) 日本スポーツ協会

- 1) JADA が行うアンチ・ドーピング活動の計画・準備・実施に協力する。
- 2) 日本スポーツ協会加盟競技団体及び日本スポーツ協会加盟都道府県体育・スポーツ協会等に、アンチ・ドーピング活動の実施について周知する。
- 3) 開催県実行委員会及び会場地市町村実行委員会に、アンチ・ドーピング活動の実施への協力について周知する。
- 4) JADA と連携し、ドクターズ・ミーティングにおいて、選手団に帯同するスポーツドクターやアスレティックトレーナー等に対してアンチ・ドーピング活動に関する最新情報を提供する。

(3) 開催県実行委員会

- 1) 次の者を競技会役員若しくは競技役員と同等に扱うものとする。
 - ① 大会会期中に実施されるドーピング検査担当者として JADA に指名された JADA 認定ドーピング・コントロール・オフィサー（DCO）
 - ② シャペロン（ドーピング検査補助役員）

- ③ 教育・情報提供・啓発活動運営スタッフ
 - 2) 会場地市町村実行委員会におけるドーピング検査の準備及び実施に協力する。
 - 3) 会場地市町村実行委員会と JADA との連携促進に協力する。
 - 4) 総合開会式会場におけるアウトリーチプログラムの準備及び実施の際には、アウトリーチ準備マニュアルに基づき、JADA に協力する。
- (4) 会場地市町村実行委員会
- 1) 競技会役員である JADA 事務局担当者の他に、次の者を競技役員若しくは競技役員と同等に扱うものとする。
 - ① 大会会期中に実施されるドーピング検査担当者として JADA に指名された JADA 認定ドーピング・コントロール・オフィサー (DCO)
 - ② シャペロン (ドーピング検査補助役員)
 - ③ 教育・情報提供・啓発活動運営スタッフ
 - 2) 競技会検査 (ICT) の準備及び実施の際には、競技会検査 (ICT) 準備マニュアルに基づき、JADA に協力する。
 - 3) 競技会外検査 (OOCT) の準備及び実施の際には、競技会外検査 (OOCT) 準備マニュアルに基づき、JADA に協力する。
 - 4) 各競技会場におけるアウトリーチプログラムの準備及び実施の際には、アウトリーチ準備マニュアルに基づき、JADA に協力する。
- (5) 日本スポーツ協会加盟競技団体
- 1) 大会開催内定前の競技会場選定の際には、JADA が定める「ドーピング検査室設置マニュアル (以下「検査室設置マニュアル」という。)」を参考に、ドーピング検査の実施の可能性を視野に入れた会場確認に協力する。
 - 2) ドーピング検査実施においては、準備及び調整について JADA に協力する。
 - 3) 参加競技者及びサポートスタッフへの教育・情報提供・啓発活動に協力する。
- (6) 日本スポーツ協会加盟都道府県体育・スポーツ協会等
- 1) 教育・情報提供・啓発活動の実施
 - ① 日本スポーツ協会及び JADA が作成するアンチ・ドーピングに関する教育・情報提供・啓発資料を参加競技者及びサポートスタッフに対して配付するとともに、その内容を周知徹底する。
 - ② 競技会検査 (ICT) 実施要項に基づき、参加競技者及びサポートスタッフに対して競技会検査 (ICT) についての規則等を周知徹底する。
 - ③ 日本スポーツ協会及び JADA と連携し、大会会期中に帯同するスポーツドクターやアスレティックトレーナー等に対してアンチ・ドーピング活動に関する最新情報を提供する。
 - ④ 日本スポーツ協会及び JADA と連携し、参加競技者及びサポートスタッフに対する研修会等の教育・情報提供・啓発活動を実施し、アンチ・ドーピングに関する情報の周知及び指導を行う。
 - ⑤ 各都道府県薬剤師会所属のスポーツファーマシストと連携し、参加競技者への薬の使用に関する教育・情報提供・啓発活動を実施する。
 - 2) 競技会外検査 (OOCT) 実施への協力
 - ① 競技会外検査 (OOCT) 実施要項に基づき、競技会外検査 (OOCT) 実施に協力する。
 - ② 競技会外検査 (OOCT) 実施要項に基づき、該当競技者及びサポートスタッフに対する競技会外検査 (OOCT) についての規則等の周知徹底に協力する。

(7) 開催県体育（スポーツ）協会等

上記「(6)日本スポーツ協会加盟都道府県体育・スポーツ協会等」の事項の他、開催県実行委員会及び会場地市町村実行委員会と連携し、開催県内における次の事項に協力する。

- 1) 競技補助員や競技会係員等への教育・情報提供・啓発活動を実施する。
- 2) 開催県薬剤師会及び開催県薬剤師会所属のスポーツファーマシストと連携し、薬に関する問い合わせホットラインや大会会期中の医療機関・店舗等での質問対応等が円滑に進むように体制を整備する。

(8) 開催県競技団体

- 1) 競技会実施に向けた準備の際には、会場地市町村実行委員会及び日本スポーツ協会加盟競技団体と協力し、検査室設置マニュアルを参考に、ドーピング検査実施を視野に入れた、競技会場内の諸室の配置に協力する。
- 2) ドーピング検査実施対象競技となった場合には、会場地市町村実行委員会及び JADA と協力し、競技運営の一部としてドーピング検査実施が可能となるよう、競技会検査（ICT）準備マニュアルに基づき、ドーピング検査実施に対し調整及び協力する。
- 3) 参加競技者及びサポートスタッフへの教育・情報提供・啓発活動に協力する。

5. 費用負担

費用負担は原則として次のとおりとする。

(1) ドーピング検査

1) ドーピング検査実施費用

ドーピング検査実施に係る費用は日本スポーツフェアネス推進機構が支払う。日本スポーツ協会は日本スポーツフェアネス推進機構へ分担金を支払うが負担する。

なお、費用には分析費、ドーピング・コントロール・オフィサー（DCO）及びシャペロン（ドーピング検査補助役員）謝金、ドーピング・コントロール・オフィサー（DCO）及び JADA 職員旅費、検査キット類代、飲料代、用具送料、オペレーションルーム設置費等を含む。

2) ドーピング検査室設置費用

ドーピング検査室設置に係る費用は会場地市町村実行委員会等が負担する。

なお、費用には、ドーピング検査室内に必要な備品（机、椅子、パーテーション、トイレ等）に係る費用を含む。

(2) 教育・情報提供・啓発活動

JADA が直接行う教育・情報提供・啓発活動に係る費用は JADA が負担する。

6. アンチ・ドーピング規則違反に関する手続き・処分内容等

別に定める「国民体育大会における違反に対する処分に関する規程」に基づき実施する。

7. ガイドラインの変更

このガイドラインは、国民体育大会委員会の決議によって変更することができる。

8. その他

このガイドラインに関連する各種の実施要項及びマニュアルを制定・改定する際は、JADA と日本スポーツ協会が事前に協議するものとする。

9. 附則

このガイドラインは、平成 23 年 12 月 15 日から施行する。

このガイドラインは、平成 27 年 3 月 12 日に改定し、同日から施行する。

このガイドラインは、平成 27 年 6 月 11 日に改定し、同日から施行する。

このガイドラインは、平成 30 年 4 月 1 日に改定し、同日から施行する。

このガイドラインは、令和元年 6 月 13 日に改定し、同日から施行する。

開催基準要項等の改定について

国民体育大会アンチ・ドーピング活動に関するガイドライン

2019/06/13 令和元年度第1回国体委員会

変更前	改定版
5. 費用負担 費用負担は原則として次のとおりとする。 (1) ドーピング検査 1) ドーピング検査実施費用 <u>ドーピング検査実施に係る費用は日本スポーツ協会が負担する。</u>	5. 費用負担 費用負担は原則として次のとおりとする。 (1) ドーピング検査 1) ドーピング検査実施費用 <u>ドーピング検査実施に係る費用は日本スポーツフェアネス推進機構が支</u> <u>払う。日本スポーツ協会は日本スポーツフェアネス推進機構へ分担金を支</u> <u>払う。</u>

公益財団法人日本スポーツ協会
国民体育大会関係標章の使用に関する規程(改定版)

(趣旨)

第1条 本規程は、公益財団法人日本スポーツ協会(以下、「本会」という。)標章規程に基づき、国民体育大会に関係する標章(以下、「標章」という。)の使用の際に必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2条 本規程において「標章」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 国民体育大会マーク(図形)
- (2) 国民体育大会マークを含めたシンボルマーク(図形)
- (3) 「国民体育大会」、「国体」、「NATIONAL SPORTS FESTIVAL」及びこれらの表示を平仮名、片仮名又はローマ字の文字に変更するものであって同一の称呼及び観念を生ずるもの
- (4) 「国民スポーツ大会」、「国スポ」、「JAPAN GAMES」、及びこれらの表示を平仮名、片仮名又はローマ字の文字に変更するものであって同一の称呼及び観念を生ずるもの
- (5) 「国民体育大会」、「国体」、「NATIONAL SPORTS FESTIVAL」を含む結合語又は造語
- (6) 「国民スポーツ大会」、「国スポ」、「JAPAN GAMES」を含む結合語又は造語(愛称等)
- ~~(7) 競技別シルエット(図形)~~
- (87)** 本会が新たに制定するマーク、文字、マスコット類
- (98)** その他(1)乃至(6)に挙げた標章と社会通念上同一と認められるもの

(標章使用の原則)

第3条 標章を使用する者は、原則として本規程に基づき予め本会の承認を得なければならない。

(非営利目的使用の申請)

第4条 標章の使用を希望する者は、営利を目的として使用する場合(本会がそれに準ずると認める場合を含む。以下同じ。)を除き、使用申請書(別紙様式1)を本会に提出し、その承認を得るものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 報道機関が報道目的で使用する場合。
 - (2) 国民体育大会開催決定地(内定地を含む)実行委員会(準備委員会を含む)(以下「実行委員会」という。)及び開催申請書提出順序が了解された都道府県が使用する場合。
 - (3) その他本会が国民体育大会に関する理解、普及に寄与するものとして認めた場合。
- 2 本会は、前項の規定による申請の内容が次の各号のいずれにも該当しないと認められる場合は、標章の無償による使用を承認するものとする。
- (1) 本会の品位を傷つけ、又は傷つける恐れのあるとき。
 - (2) 本会の求める使用方法に従わないとき。
 - (3) 自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用する、又は使用する恐れのあるとき。
 - (4) 法令又は公序良俗に反し、又は反する恐れのあるとき。
 - (5) 特定の個人、政党又は宗教団体を支援し、又は公認しているような誤解を与え、又は与える恐れのあるとき。

- (6) 使用目的が明らかでないとき。
- (7) その他、本会が標章の使用について不適当と認めるとき。

(営利目的使用の申請)

第5条 営利を目的として標章の使用を希望する者は、「公益財団法人日本スポーツ協会 国体関係標章使用のガイドライン」に従い、申請書(別紙様式2)を本会に提出し、その承認を得るものとする。ただし、実行委員会又は本会国体パートナープログラムに協賛する者(以下「国体パートナー」という。)が営利を目的として標章を使用する場合は、実行委員会は第11条に、国体パートナーは本条第6項にそれぞれ基づき取り扱うものとする。

- 2 本会は、前項の申請を受けた際、前条第2項各号のいずれにも該当しないと認められる場合は、有償による標章の使用を承認するものとする。
- 3 前項により使用の承認を受けた者は、使用料を本会に納入しなければならない。
- 4 標章使用料の算出基準は、承認物件ごとに本会が定めるものとする。
- 5 本会が収納した使用料は、本会が定めた料率によって実行委員会等に標章使用に関する交付金として交付することができるものとする。
- 6 第1項ただし書の場合において、国体パートナーは別に定める協賛契約書に基づく申請書を本会へ提出し、その承認を得た場合、無償で標章を使用することができるものとする。
- 7 本会は、本条に係る諸手続きについて、その取扱業務を第三者に委託することができるものとする。

(使用上の遵守事項)

第6条 標章を使用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 別添の「国民体育大会関係標章デザインガイドライン」に基づき、当該標章を正しく表示すること。
- (2) 本会が承認した用途にのみ使用し、本会の指示する使用条件に従うこと。
- (3) 標章を使用する際に本会が指定する承認番号を明示すること。ただし、第4条第1項ただし書の場合による使用の場合、その明示を免除するものとする。

(使用の期限)

第7条 承認された標章の使用期限は、本会が個々の承認物件ごとに定めるものとする。

(承認内容の変更)

第8条 標章を使用する者は、使用承認の内容について変更しようとする場合は、変更申請書(別紙様式3)を本会にあらかじめ提出し、その承認を得なければならない。

- 2 本会は、前項に規定する申請書を受理した場合は、その内容を審査するものとする。
- 3 本会は、当該変更が適当と認められる場合、その変更を承認するものとする。

(承認内容の取消)

第9条 本会は、標章の使用が本規程及び承認内容に違反していると認められる場合は、使用条件を変更し、又は使用承認を取り消すことができる。

- 2 本会は、前項の規定により承認を取り消された者に対し、当該承認に係る標章の使用停止を求める等適切な措置をとることができる。

- 3 本会は、承認を得ずに標章を使用している者又は使用しようとしている者に対して、その標章の使用停止及び使用に係る物の回収を求める等適切な措置をとることができる。
- 4 取消し等に伴う費用は使用者の負担とする。

(非営利目的使用許可権の実行委員会への委任)

第10条 本会は、実行委員会が第4条に定める本会の承認権限の委任を希望する場合は、国民体育大会関係標章の使用許可についての権限の委任に関する細則に基づき、委任することができるものとする。

(営利目的使用許可権の実行委員会への委任)

第11条 本会は、実行委員会が第5条に定める本会の承認権限の委任を希望する場合は、国体開催基準要項第16項第2号により制定されたシンボルマーク及び愛称等に関する承認権限を委任することができるものとする。

- 2 前項による委任にあたっては、あらかじめ実行委員会は申請書(別紙様式4)を本会へ提出し、本会の承認を得るものとする。
- 3 委任における使用取扱に関する手続き等については、本会と実行委員会の両者が協議の上決定する。

(損失補償等の責任)

第12条 本会は、標章の使用を原因とする事故及び標章の使用に係る損失補償等に対しては、一切の責任を負わない。

(本規程の変更)

第13条 本規程は、本会国民体育大会委員会における承認の後、本会広報・スポーツ情報専門委員会の承認を受けて変更することができるものとする。

(附則)

1. 本規程は財団法人日本体育協会標章等の使用に関する規程(平成19年4月1日より施行)を廃止し、平成23年6月24日より施行する。
2. 本規程は、平成24年6月21日から施行する。
3. 本規程は、平成30年4月1日から改定、同日より施行する。
4. 本規程は、平成30年8月30日から改定、同日より施行する。
- 4-5. 本規程は、令和元年〇月〇日から改定、同日より施行する。

公益財団法人日本スポーツ協会 標章規程（改定後）

（目的）

第1条 本規程は、公益財団法人日本スポーツ協会（以下、「本会」という。）が所有する標章（以下、「標章」という。）の管理・運営に関する基本的事項を定めるものであり、これにより我が国におけるスポーツの振興に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 本規程における「標章」とは、次に掲げるものをいう。

- （1）日本スポーツ協会マーク（図形）
- （2）Sports for All マーク（ロゴ）
- （3）スポーツ少年団マーク（図形）、スポーツ少年団SHIP Sマーク（ロゴ）、スポーツ少年団アイキャッチャー（図形）
- （4）国民体育大会（国体）に関する標章（国民体育大会マーク（図形）、国民体育大会マークを含めたシンボルマーク（図形）、「国民体育大会」、「国体」、「NATIONAL SPORTS FESTIVAL」及びこれらの表示を平仮名、片仮名又はローマ字の文字に変更するものであって同一の称呼及び観念を生ずるもの、「国民体育大会」、「国体」、「NATIONAL SPORTS FESTIVAL」を含む結合語又は造語）

~~（5）競技別シルエット（図形）~~

- （5）日本スポーツマスターズに関する標章（日本スポーツマスターズマーク（図形）、「日本スポーツマスターズ」、「SPORTS MASTERS JAPAN」及びこれらの表示を平仮名、片仮名又はローマ字に変更するものであって同一の称呼及び観念を生ずるもの、「日本スポーツマスターズ」、「SPORTS MASTERS JAPAN」を含む結合語又は造語、競技別ロゴマーク（図形））
- （6）地域スポーツクラブ SC マーク（図形）
- （7）日本スポーツグランプリ及び日本スポーツグランプリを含む結合語又は造語
- （8）「フェアプレイで日本を元気に」キャンペーンに関する標章（マーク（図形）、マスコットキャラクター）
- （9）公認スポーツ指導者マーク（ロゴ）
- （10）本会が新たに制定するマーク、文字、マスコット類
- （11）その他（1）乃至（10）に挙げた標章と社会通念上同一と認められるもの

（標章策定の目的）

第3条 標章は、国内外に対して、本会及び本会が実施する事業の周知や理解を得るために策定するものとする。

（標章策定・所有の原則）

第4条 標章は、次の各号を満たすものとする。

- （1）本会定款第4条及び第5条に記載された事業等に関連するものであること。
- （2）第三者の権利を侵害していないこと。

(標章管理の原則)

第5条 標章の管理に際しては、本規程を遵守するほか、原則として、個別の標章毎に本規程に基づく使用規程等を定めるものとする。なお、当該標章が文字でないマーク等の場合は、デザインガイドラインを使用規程等に含めるものとする。

(標章使用の原則)

第6条 標章使用に際しては、前条による個別の標章毎の使用規程等に次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 標章の定義
- (2) 使用手続き
- (3) 使用可能な対象者とその対象者に許諾する使用範囲
- (4) 使用に際して料金徴収をする場合はその基準

(商標登録)

第7条 次に掲げる要件のいずれかに該当する標章は、原則として、無体財産としての法的権利を保持することを目的に商標登録を行うものとする。

- (1) 当該標章を第三者が本会に無断で使用することを認めない場合
- (2) 当該標章を活用して本会がマーケティング活動を行う場合
- (3) その他商標登録をすべき事由が発生した場合

(規程の改廃)

第8条 本規程の改廃は、理事会の決議を経て行うものとする。

(附則)

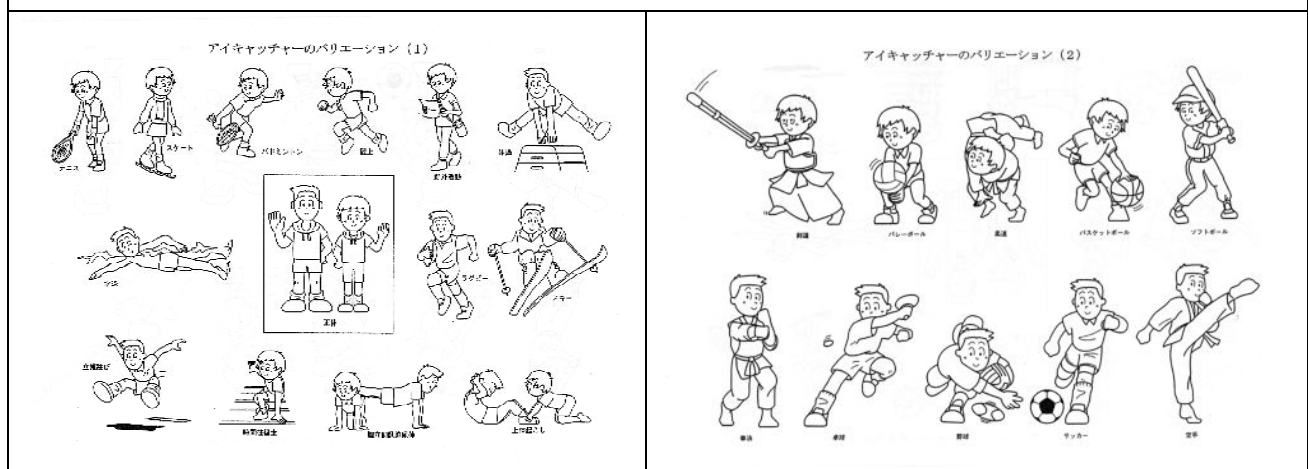
1. 本規程は、平成22年12月3日から施行する。
2. 本規程は、公益財団法人日本体育協会の設立の登記の日（平成23年4月1日）から施行する。
3. 本規程は、平成23年7月12日から施行する。
4. 本規程は、平成24年3月14日から施行する。
5. 本規程は、平成24年6月6日から施行する。
6. 本規程は、平成30年4月1日から施行する。
7. 本規程は、平成31年4月24日から施行する。

【参考資料】

本規程第2条（定義）における図形、ロゴについては、以下の通りとなる。

(1) 日本スポーツ協会マーク	(2) Sports for Allマーク	(3) スポーツ少年団マーク	(3) スポーツ少年団SHIPSマーク	(3) スポーツ少年団アイキャッチャー	(4) 国民体育大会マーク
(6) 日本スポーツマスターズマーク	(7) 地域スポーツクラブ SC マーク	(9) フェアプレイマーク	(9) フェアプレイマスコットキャラクター	(10) 公認スポーツ指導者マーク	

(3) スポーツ少年団アイキャッチャーバリエーション



(5)競技別ロゴマーク

水泳



SWIMMING

サッカー



SOCCER

テニス



TENNIS

バレーボール



VOLLEYBALL

バスケットボール



BASKETBALL

自転車



CYCLING

ソフトテニス



TENNIS

軟式野球



BASEBALL

ソフトボール



SOFTBALL

バドミントン



BADMINTON

空手道



KARATEDO

ボウリング



BOWLING

ゴルフ



GOLF

国民体育大会関係標章の使用に関する規程（対比表）

2019/06/13 第1回国体委員会

現行	改訂版
(趣旨) 第1条 本規程は、公益財団法人日本スポーツ協会(以下、「本会」という。)標章規程に基づき、国民体育大会に関係する標章(以下、「標章」という。)の使用の際に必要な事項を定めるものである。 (定義) 第2条 本規程において「標章」とは、次に掲げるものをいう。 (1) 国民体育大会マーク(図形) (2) 国民体育大会マークを含めたシンボルマーク(図形) (3) 「国民体育大会」、「国体」、「NATIONAL SPORTS FESTIVAL」及びこれらの表示を平仮名、片仮名又はローマ字の文字に変更するものであって同一の称呼及び観念を生ずるもの (4) 「国民スポーツ大会」、「国スポ」、「JAPAN GAMES」、及びこれらの表示を平仮名、片仮名又はローマ字の文字に変更するものであって同一の称呼及び観念を生ずるもの (5) 「国民体育大会」、「国体」、「NATIONAL SPORTS FESTIVAL」を含む結合語又は造語 (6) 「国民スポーツ大会」、「国スポ」、「JAPAN GAMES」を含む結合語又は造語(愛称等) (7) 競技別シルエット(図形) (8) 本会が新たに制定するマーク、文字、マスコット類 (9) その他(1)乃至(6)に挙げた標章と社会通念上同一と認められるもの	(趣旨) 第1条 本規程は、公益財団法人日本スポーツ協会(以下、「本会」という。)標章規程に基づき、国民体育大会に関係する標章(以下、「標章」という。)の使用の際に必要な事項を定めるものである。 (定義) 第2条 本規程において「標章」とは、次に掲げるものをいう。 (1) 国民体育大会マーク(図形) (2) 国民体育大会マークを含めたシンボルマーク(図形) (3) 「国民体育大会」、「国体」、「NATIONAL SPORTS FESTIVAL」及びこれらの表示を平仮名、片仮名又はローマ字の文字に変更するものであって同一の称呼及び観念を生ずるもの (4) 「国民スポーツ大会」、「国スポ」、「JAPAN GAMES」、及びこれらの表示を平仮名、片仮名又はローマ字の文字に変更するものであって同一の称呼及び観念を生ずるもの (5) 「国民体育大会」、「国体」、「NATIONAL SPORTS FESTIVAL」を含む結合語又は造語 (6) 「国民スポーツ大会」、「国スポ」、「JAPAN GAMES」を含む結合語又は造語(愛称等) 削除 (7) 本会が新たに制定するマーク、文字、マスコット類 (8) その他(1)乃至(6)に挙げた標章と社会通念上同一と認められるもの

～省略～	～省略～
(附則) 1. 本規程は財団法人日本体育協会標章等の使用に関する規程(平成 19 年 4 月 1 日より施行)を廃止し、平成 23 年 6 月 24 日より施行する。 2. 本規程は、平成 24 年 6 月 21 日から施行する。 3. 本規程は、平成 30 年 4 月 1 日から改定、同日より施行する。 4. 本規程は、平成 30 年 8 月 30 日から改定、同日より施行する。	(附則) 1. 本規程は財団法人日本体育協会標章等の使用に関する規程(平成 19 年 4 月 1 日より施行)を廃止し、平成 23 年 6 月 24 日より施行する。 2. 本規程は、平成 24 年 6 月 21 日から施行する。 3. 本規程は、平成 30 年 4 月 1 日から改定、同日より施行する。 4. 本規程は、平成 30 年 8 月 30 日から改定、同日より施行する。 5. 本規程は、令和元年〇月〇日から改定、同日より施行する。

「新体操・少年男子」の実施に伴う参加人員等について

①参加人員について

<第74回大会(茨城県)における参加人員>

種別・種目		監督	選手	参加 都道府県	監督	選手	計	合計
体操	成年男子	1	5	13	13	65	78	最大 725名
	成年女子	1	5	10	10	50	60	
	少年男子	1	5	29	29	145	174	
	少年女子	1	5	29	29	145	174	
新体操	少年女子	1	5	28	28	140	168	
	少年男子	休止						
トランポリン	男子	1	1	18	18-35	18	54-71	
	女子		1	18		18		

<第78回大会(佐賀県)以降の参加人員(案)>

⇒

監督	選手	参加 都道府県	監督	選手	計	合計
1	5	10	10	50	60	661 ※上記の 人数内で 調整
1	5	10	10	50	60	
1	5	26	26	130	156	
1	5	26	26	130	156	
1	5	22	22	110	132	
1	5	10	10	50	60	
1	1	10	10-19	10	30-39	
	1	10		10		

②競技会運営に伴う変更等について

- ・「新体操・少年男子」については、1チーム5名による団体競技と、スティック、リング、ロープ、クラブの4種目の個人競技を実施。
- ・「新体操・少年男子」の競技会日程は、「新体操・少年女子」と交互に競技を進行するため、現行の競技会日数の増はない。また、1日あたりの競技会終了時間についても、大幅な延長とはならない。
- ・「新体操・少年男子」では、体操競技の床種目で使用する規定の器具を使用する。
- ・「新体操・少年男子」の実施に伴い、中央競技役員として、審判長、主任審判員を担う3名が増となる。

第74回国民体育大会(茨城県)における予選会免除対象大会一覧

令和元年6月13日現在

◆ 第30回ユニバーシアード競技大会(イタリア／ナポリ)

【免除対象競技】 13競技

陸上競技、水泳、テニス、バレーボール、体操、バスケットボール、セーリング、卓球、フェンシング、柔道、ライフル射撃、アーチェリー、クレ射撃

◆ 各中央競技団体が指定する世界選手権大会等の国際大会

競技名		対象大会	
		No.	大会名
1	陸上競技	1	IAAF世界リレー2019横浜大会
		2	第23回アジア陸上競技選手権大会
		3	第27回日・韓・中ジュニア交流大会
2	水泳	4	第18回世界水泳選手権(競泳)
		5	第7回世界ジュニア水泳選手権(競泳)
		6	第18回世界水泳選手権(飛込)
		7	第18回世界水泳選手権(OWS)
		8	マラソンスイミング・ワールドシリーズハンガリー大会
3	テニス	※1	9 ジュニアデビスカップ アジア/オセアニア予選
		※1	10 ジュニアフェドカップ アジア/オセアニア予選
			11 全仏オープン
			12 ウィンブルドン
4	ボート	13	ワールドカップ第1戦・第3戦
		14	U23世界選手権
		15	世界ジュニア選手権
		16	世界選手権
5	バレーボール	17	アジアクラブ女子選手権大会
		18	アジアクラブ男子選手権大会
		19	バレーボールネーションズリーグ(女子)
		20	バレーボールネーションズリーグ(男子)
		21	アジアU23女子選手権大会
		22	アジアU23男子選手権大会
		23	アジアシニア女子選手権大会
		24	アジアシニア男子選手権大会
		25	ワールドカップ(女子)
		26	ワールドカップ(男子)
		※1	27 FIVB ワールドツアー
		※1	28 AVC アジアツアー
		29	U-21 世界選手権
		30	2019 世界選手権
		※2	31 第16回世界ユース男子選手権大会(U-19)
		※2	32 第20回世界ジュニア女子選手権大会(U-20)
		※2	33 第16回世界ユース女子選手権大会(U-18)
6	体操	34	第49回世界体操競技選手権大会
7	バスケットボール	35	FIBA バスケットボールワールドカップ2019
		※3	36 FIBA アジアU16選手権(FIBA U17ワールドカップ200アジア地区予選)
			37 FIBA U19女子バスケットボールワールドカップ2019
			38 FIBA 女子アジアカップ
			39 第27回日・韓・中ジュニア交流競技会
		※1	40 FIBA3×3 アジアカップ2019
		※1	41 FIBA3×3 U18アジアカップ2019
			42 FIBA3×3 U18ワールドカップ2019
			43 FIBA3×3 ワールドカップ2019
		※1	44 FIBA3×3 ワールドツアー2019 男子
		※1	45 FIBA3×3 Woman World League2019
			46 FIBA3×3 U23ワールドカップ2019

◆ 各中央競技団体が指定する世界選手権大会等の国際大会

競技名		対象大会	
		No.	大会名
8	セーリング	47	プリンセスソフィア杯(全オリンピッククラス)
		48	RS:X欧州選手権(ウィンドサーフィングクラス)
		49	セーリングワールドカップジェノア大会(全オリンピッククラス)
		50	49er/FX/Nacra級 欧州選手権
		51	レーザー・ラジアル級欧州選手権
		52	レーザー級世界選手権
		53	レーザーラジアル級世界選手権
		54	470級世界選手権大会
		55	セーリングワールドカップ 江の島大会(全オリンピッククラス)
		56	RS:X級世界選手権(ウィンドサーフィングクラス)
9	ウエイトリフティング	57	2019年世界ジュニア選手権大会
		58	2019年世界選手権大会
10	自転車	59	2019年UCIジュニアネイションズカップ(チェコ) Course de la Paix Juniors
		60	2019年UCIジュニアネイションズカップ(フランス) Trophée Centre Morbihan
		61	2019年UCIジュニアネイションズカップ(スイス) Tour du Pays de Vand
		62	2019年UCIジュニアネイションズカップ(ドイツ) 32. LVM Saarland Trofeo
		63	2019年UCIジュニアネイションズカップ(ルクセンブルク) GP General Patton
		64	2019年UCIジュニアネイションズカップ(カナダ) Tour de l'Abitibi - Coupe des Nations Juniors
11	卓球	※1	65 2019世界卓球選手権大会
		66	2019アジアジュニア卓球選手権大会
		67	2019アジア卓球選手権大会
12	フェンシング	68	世界選手権
		69	アジア選手権大会
		70	ワールドカップ
13	柔道	71	世界柔道選手権大会
		72	アジア・オセアニア柔道選手権大会(アブダビ/UAE)
14	ソフトボール	73	第16回世界男子ソフトボール選手権大会
		74	第13回U-19女子ソフトボールワールドカップ
		※1	75 第12回女子ソフトボールアジアカップ
15	バドミントン	76	アジア選手権大会
		77	スディルマン杯
		78	世界選手権大会
		79	アジアジュニア選手権
16	ライフル射撃	80	ISSFワールドカップ北京大会
		81	ISSFワールドカップミュンヘン大会
		82	ISSFワールドカップリマ大会
		83	ISSFワールドカップズール大会
		84	ISSFワールドカップリオ大会
17	山岳	85	世界選手権大会
		86	世界ユース選手権大会
		※3	87 アジア選手権大会
		※3	88 アジアユース選手権大会
		※1	89 IFSCワールドカップシリーズ
18	カヌー	90	カヌースプリント ワールドカップ第1戦・第2戦
		91	カヌーワイルドウォーターワールドカップ
		92	カヌースラローム ワールドカップ第1～第3戦
		93	カヌースラロームジュニア・U23世界選手権大会
		94	カヌースプリントジュニア・U23世界選手権大会
19	アーチェリー	95	ヒュンダイ アーチェリーワールドカップ2019 ステージ1 メデジン大会
		96	ヒュンダイ アーチェリーワールドカップ2019 ステージ2 上海大会
		97	ヒュンダイ アーチェリーワールドカップ2019 ステージ3 アンタルヤ大会
		98	オランダ・スヘルトヘンボス2019ヒュンダイ世界アーチェリー選手権大会
		99	ヒュンダイ アーチェリーワールドカップ2019 ステージ4 ベルリン大会

◆ 各中央競技団体が指定する世界選手権大会等の国際大会

競技名		対象大会	
		No.	大会名
20	空手道	100	アジア空手道選手権
21	クレール射撃	101	ワールドカップ・メキシコ大会(メキシコ・アカプルコ市)
		102	ワールドカップ・アラブ首長国大会(アラブ首長国・アルアイン市)
		103	ワールドカップ・韓国大会(大韓民国・チャンウォン市)
		104	ジュニア・ワールドカップ・ドイツ大会(ドイツ・ズール市)
		105	ワールドカップ・フィンランド大会(フィンランド・ラハティ市)
		106	第14回アジア大陸射撃選手権大会(カタール・ドーハ市)
		※1 107	世界クレール射撃選手権イタリア大会(イタリア・ロナト市)
22	ボウリング	108	世界ジュニア選手権大会2019
		※4 109	第25回アジアボウリング選手権大会

※1 当該大会の会期が国体本大会と重複しないことが確認されたため、予選会免除対象大会として取り扱う。

※2 新たに免除対象大会として追加する。

※3 当該大会の会期が未定であることから、会期が国体本大会と重複しないことが確認され次第、予選会免除対象大会として正式決定することとする。

※4 当該大会の会期が国体本大会と重複していないものの、本大会終了後に開催することから、予選会免除対象大会として取り扱わない。

第 74 回国民体育大会（茨城県）各競技実施要項の変更について

1. 変更内容

競 技 名	第 74 回国民体育大会実施要項（現行）											第 74 回国民体育大会実施要項（変更後）														
7 ボクシング	4 競技上の規程及び方法											4 競技上の規程及び方法														
	月 日		健 診 ・ 計 量					競技開始時刻				月 日		健 診 ・ 計 量					競技開始時刻							
	10 月 2 日（水）		13：00	総合健診・計量とも成年女子、少年男子、成年男子の順									10 月 2 日（水）		11：00	スポーツエントリーチェック（監督・セカンド）										
			15：00	監督会議・組合せ抽選会											13：00	インテグリティ研修（全指導者）										
															14：00	監督会議・組合せ抽選会										
	10 月 3 日（木）		8：00	成年女子、少年男子、成年男子の順					11：00	成年女子、少年男子、成年男子の順				10 月 3 日（木）		8：00	成年女子、少年男子、成年男子の順					11：00	成年女子、少年男子、成年男子の順			
	10 月 4 日（金）		8：00	少年男子、成年男子の順					11：00	少年男子、成年男子の順				10 月 4 日（金）		8：00	少年男子、成年男子の順					11：00	少年男子、成年男子の順			
	10 月 5 日（土）		8：00	成年女子、少年男子、成年男子の順					11：00	成年女子、少年男子、成年男子の順				10 月 5 日（土）		8：00	成年女子、少年男子、成年男子の順					11：00	成年女子、少年男子、成年男子の順			
	10 月 6 日（日）		8：00	成年女子、少年男子、成年男子の順					11：00	成年女子、少年男子、成年男子の順				10 月 6 日（日）		8：00	成年女子、少年男子、成年男子の順					11：00	成年女子、少年男子、成年男子の順			
	10 月 7 日（月）		8：00	成年女子、少年男子、成年男子の順					11：00	成年女子、少年男子、成年男子の順				10 月 7 日（月）		8：00	成年女子、少年男子、成年男子の順					11：00	成年女子、少年男子、成年男子の順			
5 予選方法											5 予選方法															
(1) 各都道府県は、都道府県大会を実施し、ブロック大会出場者を決定する。 なお、都道府県大会の期日、参加人員、試合記録は、必ず、一般社団法人日本ボクシング連盟宛報告すること。											(1) 各都道府県は、都道府県で予選大会を実施しなくてはならない。 (2) ブロック大会通過した場合、本国体のチーム編成をしてもよいが都道府県での予選に出場した選手の中から選手構成すること。ただし、トップアスリートの国民体育大会出場資格の特例措置の対象者についてはその限りではない。 なお、本大会に出場する選手の階級は都道府県の予選大会と同階級でなければならない。 (3) 都道府県大会の期日、参加人員、試合記録は、必ず、一般社団法人日本ボクシング連盟宛報告すること。															
(2) 各種別ともブロック大会を実施し、本大会出場都道府県を決定する。各ブロックからの本大会出場都道府県数は、下表のとおりとする。											各種別ともブロック大会を実施し、本大会出場都道府県を決定する。各ブロックからの本大会出場都道府県数は、下表のとおりとする。															
種 別		北海道	東北	関東	北信越	東海	近畿	中国	四国	九州	開催県	計	種 別		北海道	東北	関東	北信越	東海	近畿	中国	四国	九州	開催県	計	
成年男子		1	3	4	2	2	3	2	2	4	1	24	成年男子		1	3	4	2	2	3	2	2	4	1	24	
成年女子		1	2	3	1	1	3	1	1	2	1	16	成年女子		1	2	3	1	1	3	1	1	2	1	16	
少年男子		1	3	4	2	2	3	2	2	4	1	24	少年男子		1	3	4	2	2	3	2	2	4	1	24	
11 その他											11 その他															
(1) 監督会議・組合せ抽選会（並行して行う。） 日 時 2019 年 10 月 2 日（水）午後 3 時 場 所 コミュニティセンター城里 〒311-4303 茨城県東茨城郡城里町大字石塚 1428 番地の 1 TEL 029-288-6100 FAX 029-288-6130											(1) 監督会議・組合せ抽選会（並行して行う。） 日 時 2019 年 10 月 2 日（水）午後 2 時 場 所 コミュニティセンター城里 〒311-4303 茨城県東茨城郡城里町大字石塚 1428 番地の 1 TEL 029-288-6100 FAX 029-288-6130															

第 74 回国民体育大会（茨城県）各競技実施要項の変更について

20馬術	4種目別参加都道府県数及び実施要領				4種目別参加都道府県数及び実施要領
	種別	種目	参加都道府県数	実施要領	
	成年男子	国体大障害飛越競技	26	高さ1.50m以下、幅1.70m以下、水濠幅3.50m以下、13障害以内、速度350～400m/分、全長約500mとする。	
		スピードアンドハンディネス競技	26	高さ1.30m以下、幅1.50m以下、13障害以内、全長600m未満とする。	
		ダービー競技	26	高さ1.25m以下、幅1.50m以下、18障害以内、速度375m/分、全長約800mとする。	
		国体総合馬術競技	26	馬場馬術 国際馬術連盟制定の総合馬術競技・馬場馬術課目 ツースターBを実施する。 障害飛越 高さ1.20m以下、幅1.40m以下、障害数10～11個/ 最大飛越数14以内、速度350m/分、全長約600m以内とする。	
		六段障害飛越競技	26	障害間の距離約11m、最終障害の高さ1.50mから行い、同点者が2名以上の場合は競技を続行し、1位決定まで行う。その他で減点と同じ場合は同位とする。	
		トップスコア競技	26	高さ0.90～1.50m、幅1.80m以下、10障害以内、規定時間60秒とする。	
		馬場馬術競技	14	国際馬術連盟制定のセントジョージ賞典馬場馬術課目を実施する。	
		自由演技馬場馬術競技	14	日本馬術連盟制定の自由演技国体成年馬場馬術課目を実施する。	
	成年男子	国体大障害飛越競技	26	高さ1.50m以下、幅1.70m以下、水濠幅3.50m以下、13障害以内、速度350～400m/分、全長約500mとする。	
		スピードアンドハンディネス競技	26	高さ1.30m以下、幅1.50m以下、13障害以内、全長600m未満とする。	
		ダービー競技	26	高さ1.25m以下、幅1.50m以下、18障害以内、速度375m/分、全長約800mとする。	
		国体総合馬術競技	26	馬場馬術 国際馬術連盟制定の総合馬術競技・馬場馬術課目 スリースターBを実施する。 障害飛越 高さ1.20m以下、幅1.40m以下、障害数10～11個/ 最大飛越数14以内、速度350m/分、全長約600m以内とする。	
		六段障害飛越競技	26	障害間の距離約11m、最終障害の高さ1.50mから行い、同点者が2名以上の場合は競技を続行し、1位決定まで行う。その他で減点と同じ場合は同位とする。	
		トップスコア競技	26	高さ0.90～1.50m、幅1.80m以下、10障害以内、規定時間60秒とする。	
		馬場馬術競技	14	国際馬術連盟制定のセントジョージ賞典馬場馬術課目を実施する。	
		自由演技馬場馬術競技	14	日本馬術連盟制定の自由演技国体成年馬場馬術課目を実施する。	

第74回国民体育大会（茨城県）文化プログラムの変更内容について

〈追加〉

会場地	事業名	期 日	事業内容
		会 場	
水戸市	偕楽園	通年	水戸藩第9代藩主・徳川斉昭公によって造園され、天保13年に開園。金沢の兼六園、岡山の後楽園に並び、日本三大名園の一つ。
		偕楽園	
	セツ洞公園	通年	周囲の自然環境を活かした、約8万㎡にも及ぶ広大な英国式庭園。映画「デルマエ・ロマエ」のロケ地の一つ。
		セツ洞公園	
	くれふしの里古墳公園	通年	巨大埴輪がひと際目を引く公園。園内には、前方後円墳や帆立貝型前方後円墳など合計16の古墳が存在。
		くれふしの里古墳公園	
	水戸城大手門	通年（令和元年9月完成予定）	水戸市では、大手門・二の丸角櫓・土堀といった水戸城を象徴する歴史的建造物の復元・整備を行っている。
		水戸城大手門	
	水戸芸術館	通年※休館日：月曜日（祝日の場合は火曜日）、年末年始	コンサートホール、劇場、ギャラリーがある複合文化施設。専属の楽団、劇団による活動を中心に多彩なプログラムを実施。
		水戸芸術館	
	水戸市立博物館	通年※休館日：月曜日、祝日（特別展開催時は開館）、年末年始	常設展は、歴史、民俗、自然、美術の4部門からなり、毎年水戸にかかわるテーマで実物資料を中心に展示。
		水戸市立博物館	
	水戸市森林公園	通年※無休 ただし、園内施設は月曜日（祝日の場合は翌日）休み	雑木林や湧水、池など里山の自然に恵まれた公園。恐竜・怪獣の実物大模型や、ヤギが放牧されたふれあい牧場が人気。
		水戸市森林公園	
	水戸市植物公園	通年※休園日：月曜日（祝日または振替休日の場合は翌日）、年末年始	約8万㎡の広大な敷地に温室・花壇・植物館などが集まる洋風庭園。
		水戸市植物公園	
	二の丸展示館	通年※休館日：年末年始、中学校振替休業日	水戸第二中学校の校門横にある資料館。三つ葉葵紋入りの瓦、陶磁器など水戸城跡の貴重な出土品や、水戸に残る貴重な資料を展示。
		二の丸展示館	
	徳川ミュージアム	通年※休館日：月曜日（祝日の場合は開館）、年末年始	初代徳川頼房公に譲られた徳川家康公の遺品を中心に歴代当主とその家族ゆかりの美術・工芸品など約6万点を所蔵。
		徳川ミュージアム	
	弘道館	通年※休館日：12月29日～12月31日	天保12年、徳川斉昭公により創設された日本最大規模の藩校。水戸藩士とその子弟がここで学問と武術を学んだ。
		弘道館	
	茨城県近代美術館	通年※休館日：月曜日（祝日の場合は翌日）	千波湖畔にたたずむ美術館。横山大観や小川芋銭など茨城ゆかりの作家の他、モネ、ルノワールなど西洋絵画の巨匠作品も収蔵。
		茨城県近代美術館	
	内原郷土史義勇軍資料館	通年※休館日：月曜日（祝日の場合は翌日）、年末年始	内原の歴史や満蒙開拓青少年義勇軍に関する貴重な資料を展示。
		内原郷土史義勇軍資料館	
	大串貝塚ふれあい公園（埋蔵文化財センター）	通年※無休 ただし、展示施設は月曜日（祝日の場合は翌日）、年末年始休み	縄文時代の貝塚がある公園。貝層の観覧施設や、縄文人の暮らしを紹介する縄文暮らしの四季館を併設。
		大串貝塚ふれあい公園	
	所蔵作品展 夢見る近代洋画	8月20日（火）～10月27日（日）	当館所蔵の近代洋画の名品を紹介。
		茨城県近代美術館	
	テーマ展Ⅱ 「いばらきスポーツのあゆみ ー栄光の軌跡ー」	9月5日（木）～10月20日（日）	古代の相撲から始まり、いきいき茨城ゆめ国体・東京オリンピックに至る、茨城県でのスポーツの歩みについて紹介。
		茨城県立歴史館	
	憧れの欧米への旅ー竹久 夢二展ー	9月7日（土）～10月27日（日）	大正時代に一世を風靡し、現在も高い人気を誇る竹久夢二の回顧展。これまで紹介されることの少なかった晩年の滞欧米作を中心に、関連資料等も紹介。
		茨城県近代美術館	

会場地	事業名	期 日	事業内容
		会 場	
水戸市	茨城国体開催記念 企画展示＜横山大観＞	9月28日（土）～10月27日（日）	いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会の開催を記念して、水戸市出身の横山大観の芸術を、他館の名品を含めた約40点により紹介。
		茨城県近代美術館	
	歴史館いちょうまつり	11月	歴史館のいちょう並木が黄葉の見頃を迎える県民の日を中心に、各種イベント、ライトアップなどを実施。
		茨城県立歴史館	
	テーマ展Ⅲ 「近代茨城の群像 ―新時代を生きた人びと―」	11月1日（金）～12月22日（日）	幕末維新を乗り越え、また明治以降の新時代を羽ばたいた茨城ゆかりの人びとを紹介。
		茨城県立歴史館	
	茨城県小中学校芸術祭	11月27日（水）～12月1日（日）	県内小中学生の優れた創作活動の成果を発表・展示。鑑賞の機会を提供することにより、小中学校の芸術文化活動を促進し、文化の創造と情操の育成を図る。
		ザ・ヒロサワ・シティ会館（※）	
土浦市	霞ヶ浦環境科学センター ECOフェスティバル	8月24日（土）	環境保全や生態系サービスをテーマとしたイベント。
		茨城県霞ヶ浦環境科学センター	
北茨城市	北茨城市民夏まつり	8月18日（日）	祭りの目玉は磯原駅西大通りを会場として開催する「市民踊り」。祭りのフィナーレには打ち上げ花火が夏の夜空を彩る。
		磯原駅前大通りほか	
	現代日本画の歩み 天心記念茨城賞の作家たち	9月6日（金）～10月6日（日）	岡倉天心が創設し、横山大観らによって再興された日本美術院の「再興院展」で、天心記念茨城賞を受賞した作品23点により、現代日本画の一断面を紹介。
		茨城県天心記念五浦美術館	
	雨情の里港まつり	11月3日（日）	あんこうの吊るし切り実演やあんこう鍋の販売、魚介類のつかみ取り、花園牛の網焼きなどには長蛇の列ができるほど賑わう。
		大津漁港	
笠間市	大人も子どもも楽しい かわいい陶とカッコいい焼	7月20日（土）～8月25日（日）	当館のコレクションのなかから「かわいい」作品と「カッコいい」作品を選りすぐってご紹介。
		茨城県陶芸美術館 企画展示室	
	いきもの狂騒曲 ―陶芸フィギュアの現在―	9月7日（土）～11月24日（日）	陶芸フィギュアの魅力を広げている注目すべき現代作家の作品を紹介し、その全容に迫る。
		茨城県陶芸美術館 企画展示室	
つくば市	筑波山地域ジオパーク	通年	大地の息吹や人とのつながりを楽しむことができるジオツアーを随時開催。
		つくば市、石岡市、笠間市、桜川市、土浦市、かすみがうら市	
	つくば市 谷田部郷土資料館	通年※休館日：月曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）	谷田部地区内の文化財を収集、展示。江戸時代の発明家「飯塚伊賀七」が製作した木製和時計の復元品がある。
		つくば市谷田部郷土資料館	
	つくば市 出土文化財管理センター	通年※休館日：土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）	市内の遺跡発掘調査による出土品を整理及び保管し、一部を展示。
		つくば市出土文化財管理センター	
	つくば市 桜歴史民俗資料館	通年※休館日：水曜日、木曜日、日曜日、年末年始（12月28日～1月4日）	桜地区内にある多数の発掘出土品、民具、古文書等を保存、展示。
		つくば市桜歴史民俗資料館	
	平沢官衙遺跡歴史ひろば	通年※休館日：月曜日、祝日の翌日、年末年始（12月28日～1月4日）	古代（奈良・平安時代）の常陸国筑波郡の郡役所跡で、校倉、土倉、板倉の3棟の高床倉庫を復元して古代空間を再現。
		平沢官衙遺跡歴史ひろば	
	小田城跡歴史ひろば	通年※月曜日、祝日の翌日、年末年始（12月28日～1月4日）	鎌倉から戦国時代まで常陸国南部で最大の勢力を誇った小田氏の居城跡、堀と土塁に囲まれた本丸空間内に池等を復元し、案内所も設置。
		小田城跡歴史ひろば	
	産業技術総合研究所 地質標本館	通年※休館日：月曜日（祝日の場合はその翌平日）、年末年始、臨時休館あり	世界的にユニークな地球科学専門の博物館。
		産業技術総合研究所 地質標本館	
	産業技術総合研究所 サイエンス・スクエア つくば	通年※休館日：月曜日（祝日の場合は翌平日）、年末年始（12月28日～1月4日）	最先端の産業技術に触れ、楽しみながら未来を考える産総研の常設展示施設。
		産業技術総合研究所 サイエンス・スクエア つくば	
	フォレストアドベンチャー・つくば	通年※定休日：木曜日（祝日・学校休業期間を除く）	森の地形や樹木をそのまま活かし、樹木間をワイヤーや丸太などでコースを造った自然体験型アウトドアパーク。
		フォレストアドベンチャー・つくば	

会場地	事業名	期 日	事業内容
		会 場	
つくば市	嘉納治五郎・金栗四三特別展	1月22日(火)～12月25日(水)	NHK大河ドラマ「いだてん」の放送を記念し、金栗四三の母校(筑波大学)ならではの特別展を開催。
		筑波大学(体育ギャラリーほか)、BiViつくば(つくば市交流サロン)	
	平沢官衛遺跡歴史ひろば復元建物 ライトアップ	8月17日(土) ※雨天の場合18日(日)に順延	歴史ひろばの復元建物をライトアップ。色とりどりの万灯に火を灯し、暗闇に浮かび上がる幻想的な風景を楽しめる。
		平沢官衛遺跡歴史ひろば	
	まつりつくば2019	8月24日(土)～8月25日(日)	ねぶたや神輿のパレード、大道芸、ステージイベント、ロボットの操縦体験など、様々な催しが行われるつくば最大のお祭り。
		T Xつくば駅周辺会場	
	つくばラーメンフェスタ2019	10月12日(土)～10月14日(月)	市内及び全国の有名店が出店するラーメンイベント。
		研究学園駅前公園	
	2019つくば産業フェア & つくば農産物フェア	10月19日(土)～10月20日(日)	市内商工業者による製品や地場産品、農産物等の展示。
		つくばカピオ	
	令和元年度つくば市民文化祭	11月2日(土)～11月3日(日)	つくば市の市民団体やサークル、市内の小中学校が日頃の活動の成果を発表する場。
		つくばカピオ中央広場 ほか市内7会場	
ひたちなか市	きてみてさわって コキアカーニバル	9月21日(土)～10月20日(日)	約3万2千本のコキアが「みはらしの丘」を真っ赤に染め上げる。期間中は、食欲・芸術・スポーツの秋を存分に楽しむことができる各種イベントを開催。
		国営ひたち海浜公園	
潮来市	潮来の碑巡り	通年	潮来市内に建てられている碑を、ボランティアガイドと一緒に巡る。今年は万葉集の碑を巡るコースがおすすめ。
		潮来市内	
	小堀進展・村山密展(仮称)	10月1日(火)～10月13日(日)	潮来市を代表する水彩画の小堀進画伯、油絵の村山密画伯の作品をいきいき茨城ゆめ国体開催に合わせて展示。
		まちかどギャラリー	
守谷市	守谷野鳥のみち	通年	中心市街地隣接の大規模緑地を縦断する総延長4kmの巡回型散策路。林間散策路と本格的木道の組み合わせで自然の魅力がいっぱい。
		守谷野鳥のみち	
	明治なるほどファクトリー守谷の 見学	通年※日曜日、祝祭日、年末年始、その他 指定日を除く	牛乳・乳製品のことや、乳酸菌の働きなどを楽しみながら学び、様々なヨーグルトの製造ラインを見学できる。
		守谷工場 明治なるほどファクトリー守谷	
	いきいき茨城ゆめ国体ハンドボール競 技会開催記念 第36回守谷市商工まつり ～きらめき守谷夢彩都フェスタ～	9月28日(土)～9月29日(日)	ステージではよさこい、キャラクターショー、ダンスなど様々な演技が行われる。ハンドボール競技会開催直前イベントも実施予定。
		守谷駅西口駅前広場 及び土塔口周辺	
	われら地球人 MIFAフェスタ2019	10月:MIFAフェスタ 11月:アルゼンチン大使講演会	毎年JICA筑波と提携し、世界30か国以上からの研修生を招いて市民と交流しながら日本文化を体験してもらう催し。
		守谷市国際交流研修センター (ログハウス)	
	アーカスプロジェクト事業の アーティスト・イン・レジデンス プログラムの見学	11月最終週(予定)	毎年、公募により世界中から若手アーティストを複数招聘し、支援育成を行っている。成果発表をオープンスタジオで見学できる。
		アーカススタジオ /ARCUS Studio	
坂東市	第75回企画展 狩 ーハンターたちの研ぎ澄まされた 技と姿ー	7月6日(土)～9月23日(月)	「狩」をテーマに世界中に生息するハンターの多様性を紹介し、生きものの魅力を伝える。
		ミュージアムパーク茨城県自然博物館	
	第76回企画展 自然の世界と宮沢賢治 ー石・星・生命をめぐる旅ー	10月12日(土)～令和2年2月2日(日)	宮沢賢治の作品に出てくる鉱物や岩石、動物、植物などを展示するとともに、宮沢賢治の生涯をたどり、彼の作品の世界を紹介。
		ミュージアムパーク茨城県自然博物館	
大洗町	辻 友紀子 ひかりのパステル画展	9月14日(土)～10月14日(月)	辻 友紀子氏のパステル画の展示。
		アクアワールド 茨城県大洗水族館	
東海村	企画展「とうかいきつづミュージアム 2019」	7月28日(日)～8月17日(土)	東海村内小学校6校の合同展。全児童約2,400名が1学期の授業で制作した図工作品を学年ごとに交替わりで展示。
		東海駅コミュニティ施設 ギャラリーAB	
	とうかい環境フェスタ2019 withキャンドルナイト	8月3日(土)	環境活動団体や事業者等によるブース展示、キャンドルナイトが行われる。いきいき茨城ゆめ国体炬火・集火イベントも実施。

会場地	事業名	期 日	事業内容
		会 場	
東海村	第41回東海まつり（花火大会）	8月11日（日）	「現代の名工」にも選ばれた日本一の花火師「野村陽一氏（野村花火工業株式会社）」の全面プロデュースによる約3,000発の花火が夜空を彩る。
		阿漕ヶ浦公園	
	企画展「スポーツを造形する」	9月22日（日）～10月5日（土）	スポーツ競技をテーマにした彫刻作品と書作品の合同展。いきいき茨城ゆめ国体開催に合わせて開催し、スポーツと芸術の融合を図る。
		東海駅コミュニティ施設 ギャラリーA	
	国体リハーサル大会ホッケー写真展とおもてなし抹茶席（仮称）	写真展示：9月22日（日）～10月5日（土） 抹茶席の開催：9月28日（土）	2018年に実施した、国体リハーサル大会「ホッケー競技」の開催の様子を収めた記録写真の展示と、東海村文化協会茶道連盟によるおもてなし抹茶席の設置。
		東海ステーションギャラリーB	
	サケ漁見学会	10月中	古来から続く久慈川の伝統漁法「サケ漁」を見学。サケのアラ汁や焼き鮭をふるまう。
		久慈川河川敷	
	第3回東海村ピアノマラソンコンサート ～ピアノでつながる音楽会～	10月6日（日）	東海文化センター所有のグランドピアノを公募演奏者及びゲスト演奏者により、1日を通してピアノ演奏を行うマラソン型のコンサート。
		東海文化センター	
	第49回東海村総合体育大会	大会：10月6日（日）～10月27日（日）（予定） 総合開会式：10月20日（日）	スポーツ活動による地域住民の健康維持増進や世代を超えた交流を目的に開催するスポーツ大会。
		大会：村内スポーツ施設、学校施設等 総合開会式：東海南中学校グラウンド	
	大空マルシェ	10月中旬～下旬	伊勢神宮の分霊をまつる「大神宮」と日本三体虚空蔵尊の一つ「村松山虚空蔵堂」を会場に、約100店舗の雑貨やクラフト・飲食ブースが出店。
		大神宮・虚空蔵堂境内及び参道	
	第36回東海やったん祭	11月中	青少年育成団体による手作りのお祭り。趣向を凝らしたゲームや、料理やおやつなどの模擬店、バザーなどを開催。
		東海南中学校 グラウンド、体育館	
	東海村文化祭2019	11月2日（土）～11月4日（月） 小・中学校音楽祭：10月25日（金）	東海村における芸術文化の一大イベント。
		作品展示：東海村総合体育館 舞台発表：東海文化センター	
	第25回東海I～M0のまつり	11月23日（土）	東海村の特産品である「さつまいも」をテーマにしたお祭り。
		東海文化センターほか	
	第8回東海村子ども芸術祭	12月8日（日）	子どもたちが制作した作品の展示や各種ステージ発表、子どもたちを対象とした芸術文化の体験会などを行う。
		東海文化センター	
	劇団とみかる 令和元年度公演 ミュージカル「竹取物語（仮称）」	12月14日（土）～12月15日（日） ※各日1回公演	地域にミュージカル文化を根付かせる活動を行っている愛好家で結成する「劇団とみかる」のミュージカル定期公演。
		東海文化センター	
八千代町	下結城地区の歴史と文化 —平塚・水口・松本・大戸新田—（仮題）	11月中旬～12月下旬	八千代町下結城地区の地誌について関係資料を展示紹介。
		八千代町歴史民俗資料館	
全県	令和元年度 茨城県芸術祭	10月6日（日）～12月1日（日）	県民の優れた芸術文化活動の成果を発表、展示。
		ザ・ヒロサワ・シティ会館（※）ほか	
	茨城県高等学校総合文化祭	10月22日（火）～11月17日（日） ひたちなか市文化会館、つくば美術館、小美玉四季文化館みののれ	県内高校生の優れた創作活動の成果を発表、展示。鑑賞の機会を提供することにより、高等学校の芸術文化活動を促進し、文化の創造と情操の育成を図る。

※「ザ・ヒロサワ・シティ会館」は茨城県立県民文化センターの通称です。

第74回国民体育大会実施要項総則の変更について

資料No.5-2-2参考

変更前		変更後	
2 総則 1 8 文化プログラム		2 総則 1 8 文化プログラム	
文化プログラム	会場地	文化プログラム	会場地
	水戸市	偕楽園	水戸市
		七ツ洞公園	
		くれふしの里古墳公園	
		水戸城大手門	
		水戸芸術館	
		水戸市立博物館	
		水戸市森林公園	
		水戸市植物公園	
		二の丸展示館	
		徳川ミュージアム	
		弘道館	
		茨城県近代美術館	
		内原郷土史義勇軍資料館	
		大串貝塚ふれあい公園（埋蔵文化財センター）	
開館30周年記念 茨城県近代美術館名品展ザ・ベスト モネ、ルノワール、大観から薺嘔まで	水戸市	開館30周年記念 茨城県近代美術館名品展ザ・ベスト モネ、ルノワール、大観から薺嘔まで	水戸市
〔略〕		〔略〕	
2019年度茨城県高等学校放送コンテスト新人大会（兼 2020年度全国高等学校総合文化祭放送部門茨城県予選 兼 第17回関東地区放送コンクール茨城県予選）		2019年度茨城県高等学校放送コンテスト新人大会（兼 2020年度全国高等学校総合文化祭放送部門茨城県予選 兼 第17回関東地区放送コンクール茨城県予選）	
〔略〕		所蔵作品展 夢見る近代洋画	
リボン・アートボール展		〔略〕	
〔略〕		リボン・アートボール展	
〔略〕		テーマ展Ⅱ 「いばらきスポーツのあゆみー栄光の軌跡ー」	
〔略〕		憧れの欧米への旅ー竹久 夢二展ー	
〔略〕		茨城国体開催記念 企画展示＜横山大観＞	
〔略〕		歴史館いちょうまつり	
〔略〕		テーマ展Ⅲ 「近代茨城の群像ー新時代を生きた人びとー」	
2019年度茨城県高等学校放送コンテスト新人大会（兼 2020年度全国高等学校総合文化祭放送部門茨城県予選 兼 第17回関東地区放送コンクール茨城県予選）		2019年度茨城県高等学校放送コンテスト新人大会（兼 2020年度全国高等学校総合文化祭放送部門茨城県予選 兼 第17回関東地区放送コンクール茨城県予選）	
〔略〕		茨城県小中学校芸術祭	
〔略〕		〔略〕	
上高津貝塚ふるさと歴史の広場（考古資料館）	土浦市	上高津貝塚ふるさと歴史の広場（考古資料館）	土浦市
〔略〕		霞ヶ浦環境科学センターECOフェスティバル	
〔略〕		〔略〕	
常陸大津の御船祭	北茨城市	常陸大津の御船祭	北茨城市
〔略〕		北茨城市民夏まつり	
〔略〕		現代日本画の歩み 天心記念茨城賞の作家たち	
〔略〕		雨情の里港まつり	
〔略〕		〔略〕	
グリーンフェスタかさま	笠間市	グリーンフェスタかさま	笠間市
〔略〕		大人も子どもも楽しい かわいい陶とカッコいい焼	
〔略〕		いきもの狂騒曲	
〔略〕		ー陶芸フィギュアの現在ー	
〔略〕		〔略〕	

2 総則		2 総則	
1 8 文化プログラム		1 8 文化プログラム	
国土地理院 地図と測量の科学館	つくば市	国土地理院 地図と測量の科学館	つくば市
〔略〕		筑波山地域ジオパーク	
		つくば市谷田部郷土資料館	
		つくば市出土文化財管理センター	
		つくば市桜歴史民俗資料館	
	つくば市	平沢官衙遺跡歴史ひろば	つくば市
		小田城跡歴史ひろば	
		産業技術総合研究所 地質標本館	
		産業技術総合研究所 サイエンス・スクエア つくば	
		フォレストアドベンチャー・つくば	
	つくば市	〔略〕	つくば市
新元号記念新春落語会		新元号記念新春落語会	
〔略〕		嘉納治五郎・金栗四三特別展	
		〔略〕	
筑波山ガマまつり（筑波山がまレース）		筑波山ガマまつり（筑波山がまレース）	
	つくば市	平沢官衙遺跡歴史ひろば復元建物 ライトアップ	つくば市
		まつりつくば2019	
第35回つくば国際音楽祭		第35回つくば国際音楽祭	
〔略〕		つくばラーメンフェスタ2019	
		2019つくば産業フェア& つくば農産物フェア	
筑波山もみじまつり	つくば市	〔略〕	つくば市
〔略〕		筑波山もみじまつり	
		令和元年度つくば市民文化祭	
		〔略〕	
第25回ひたちなか祭り		第25回ひたちなか祭り	
〔略〕	ひたちなか市	きて みて さわってコキアカーニバル	ひたちなか市
	潮来市	〔略〕	潮来市
酒蔵見学		酒蔵見学	
〔略〕		潮来の碑巡り	
水郷潮来花火大会		〔略〕	
〔略〕		水郷潮来花火大会	
第21回活躍する作家展	守谷市	小堀進展・村山密展（仮称）	守谷市
〔略〕		〔略〕	
		第21回活躍する作家展	
		守谷野鳥のみち	
タベのコンサート		明治なるほどファクトリー守谷の見学	
〔略〕	坂東市	タベのコンサート	坂東市
		いきいき茨城ゆめ国体ハンドボール競技会開催 記念 第36回守谷市商工まつり ～きらめき守谷夢彩都フェスタ～	
		われら地球人 MIFAフェスタ2019	
		アーカスプロジェクト事業のアーティスト・イン ・レジデンスプログラムの見学	
		〔略〕	
第30回坂東市ふる里さしま古城まつり	大洗町	第30回坂東市ふる里さしま古城まつり	大洗町
〔略〕		第75回企画展 狩 ―ハンターたちの研ぎ澄まされた技と姿―	
		第76回企画展 自然の世界と宮沢賢治 ―石・星・生命をめぐる旅―	
		〔略〕	
大洗魚市場ホッキまつり		大洗魚市場ホッキまつり	
〔略〕		辻 友紀子 ひかりのパステル画展	
		〔略〕	

2 総則		2 総則	
1 8 文化プログラム		1 8 文化プログラム	
アートロード展	東海村	アートロード展	東海村
[略]		企画展「とうかいきつずミュージアム2019」	
		とうかい環境フェスタ2019 withキャンドルナイト	
		第41回東海まつり（花火大会）	
		企画展「スポーツを造形する」	
		国体リハーサル大会ホッケー写真展とおもてなし抹茶席（仮称）	
		サケ漁見学会	
		第3回東海村ピアノマラソンコンサート ～ピアノでつながる音楽会～	
		第49回東海村総合体育大会	
		大空マルシェ	
		第36回東海やったん祭	
		東海村文化祭2019	
		第25回東海I～MOのまつり	
		第8回東海村子ども芸術祭	
		劇団とみかる 令和元年度公演 ミュージカル「竹取物語（仮称）」	
[略]		[略]	
八千代町歴史民俗資料館 常設展	八千代町	八千代町歴史民俗資料館 常設展	八千代町
[略]		下結城地区の歴史と文化 —平塚・水口・松本・大戸新田—（仮題）	
		[略]	
全国都道府県対抗 eスポーツ選手権 2019 IBARAKI	全県	全国都道府県対抗 eスポーツ選手権 2019 IBARAKI	全県
		令和元年度 茨城県芸術祭	
		茨城県高等学校総合文化祭	

第74回国民体育大会 総合開・閉会式 次第

1 総合開会式

○期日:令和元年9月28日(土)

○場所:笠松運動公園陸上競技場

順	次第	時刻
	実施態度決定	6:00
1	開場	9:00
	(役員・選手団受付開始)	
2	オープニングプログラム開始	11:00
	(役員・選手団受付終了)	
3	入場締切	12:10
	(役員・選手団集合開始)	
4	オープニングプログラム終了	12:50
5	天皇皇后両陛下御着席	12:59
6	式典前演技開始	13:00
	(役員・選手団集合完了～整列(スタンバイ)開始)	
7	式典前演技終了	13:30
8	天皇皇后両陛下御退席	13:31
	(役員・選手団整列(スタンバイ)完了)	
9	天皇皇后両陛下御着席	13:50
10	開式通告	13:51
11	役員・選手団入場開始	13:53
12	役員・選手団整列完了	14:19
13	開会宣言	14:20
14	国旗掲揚	14:22
15	大会旗・日本スポーツ協会旗掲揚	14:24
16	茨城県旗・ひたちなか市旗掲揚	14:25
17	天皇杯・皇后杯返還	14:27
18	大会会長あいさつ	14:30
19	文部科学大臣あいさつ	14:33
20	天皇陛下お言葉	14:36
21	炬火入場・点火	14:39
22	選手代表宣誓	14:45
23	閉式通告	14:47
24	天皇皇后両陛下御退席	14:48
25	役員・選手団退場開始	14:49
26	役員・選手団退場完了	15:04
27	エンディングプログラム開始	15:05
28	エンディングプログラム終了	15:35
29	終了	15:36

2 総合閉会式

○期日:令和元年10月8日(火)

○場所:笠松運動公園陸上競技場

順	次第	時刻
	実施態度決定	7:00
	(陸上競技終了)	(12:00)
1	開場	12:20
	(役員・選手団受付開始)	
	(役員・選手団受付終了)	
2	オープニングプログラム開始	13:00
	(役員・選手団集合開始)	
	(役員・選手団集合完了～整列(スタンバイ)開始)	
3	オープニングプログラム終了	13:45
	(役員・選手団整列(スタンバイ)完了)	
4	皇族御着席	13:59
5	開式通告	14:00
6	役員・選手団入場開始	14:01
7	役員・選手団整列完了	14:11
8	成績発表	14:12
9	表彰状授与	14:17
10	天皇杯・皇后杯授与	14:27
11	大会会長あいさつ	14:31
12	スポーツ庁長官あいさつ	14:34
13	茨城県旗・ひたちなか市旗降納	14:37
14	大会旗・日本スポーツ協会旗降納	14:39
15	国旗降納	14:40
16	炬火分火・納火	14:42
17	国体旗引継	14:46
18	鹿児島県旗掲揚	14:48
19	閉会宣言	14:50
20	閉式通告	14:51
21	皇族御退席	14:52
22	役員・選手団退場開始	14:53
23	役員・選手団退場完了	15:06
24	終了	15:07

第74回国民体育大会 総合開・閉会式(荒天時) 次第

1 総合開会式

○期日:令和元年9月28日(土)

○場所:茨城県庁講堂

順	次第	時刻
	実施態度決定	6:00
	(役員・選手団受付)	
1	天皇皇后両陛下御着席	13:50
2	開式通告	13:51
3	開会宣言	13:53
4	国旗儀礼	13:55
5	大会旗・日本スポーツ協会旗儀礼	13:57
6	茨城県旗・ひたちなか市旗儀礼	13:58
7	天皇杯・皇后杯返還	14:00
8	大会会長あいさつ	14:03
9	文部科学大臣あいさつ	14:06
10	天皇陛下お言葉	14:09
11	選手代表宣誓	14:12
12	閉式通告	14:14
13	天皇皇后両陛下御退席	14:15
14	役員・選手団退場開始	14:16
15	役員・選手団退場完了	14:31
16	終了	14:32

2 総合閉会式

○期日:令和元年10月8日(火)

○場所:茨城県庁講堂

順	次第	時刻
	実施態度決定	7:00
	(陸上競技終了)	(12:00)
	(役員・選手団受付)	
1	皇族御着席	13:59
2	開式通告	14:00
3	成績発表	14:01
4	表彰状授与	14:06
5	天皇杯・皇后杯授与	14:16
6	大会会長あいさつ	14:20
7	スポーツ庁長官あいさつ	14:23
8	茨城県旗・ひたちなか市旗儀礼	14:26
9	大会旗・日本スポーツ協会旗儀礼	14:28
10	国旗儀礼	14:29
11	国体旗引継	14:31
12	鹿児島県旗儀礼	14:33
13	閉会宣言	14:35
14	閉式通告	14:36
15	皇族御退席	14:37
16	役員・選手団退場開始	14:38
17	役員・選手団退場完了	14:48
18	終了	14:49

第 74 回国民体育大会 総合開会式 式典前演技概要

1 タイトル 「いばらき風土記2019 ～ここから、未来がひろがる～」

“いばらき”の様々な魅力を紹介する演技自体を新たな「風土記」としてとらえ，魅力満載の“いばらき”から未来がひろがることを表現する。

2 演技の概要

(1) 演技時間 30分間

(2) 出演者数 約1,800名

(3) 演技構成

区分・テーマ	展開内容	出演者・人数
序章 「歓び」 (8分)	・『常陸風土記』にも記された豊かな国「いばらき」の地で，新たな「風土記」を紡ぐとともに，歓迎の想いを伝える。 ・全国トップレベルのマーチングバンドによる演技・演奏と茨城県の空，大地，海をイメージしたカラフルなフラッグパフォーマンスにより，歓迎の想いを表現する。	高校マーチングバンド部，保育園など 【約315名】
第1章 「悠久の歴史と文化」 (6分)	・悠久の歴史を刻んできた「いばらき」の地に，脈々と受け継がれている優れた文化を紹介し，今を生きる若者たちにも確実に継承されていることを語る。 ・優しく響く笛の音と勇壮な剣舞のパフォーマンスが茨城県の歴史と文化，スピリットを表現する。	中学校，特別支援学校，コカリナアンサンブルなど 【約410名】
第2章 「豊かな自然ときらめく大地」 (8分)	・「いばらき」の豊かな自然と，そこに育まれた豊かな実りを未来へ受け継いでいくことを謳い上げる。 ・華やかな衣装で繰り広げるダイナミックなダンスパフォーマンスが，美しく彩られる自然や豊かな実りをフィールドいっぱいに表現する。	中学校・高校・大学ダンス部，ダンス・洋舞踊団体など 【約465名】
第3章 「未来への躍動」 (8分)	・「いばらき」の最先端の科学技術を紹介するとともに，歴史と伝統が最先端の科学技術と溶け合いながら未来へ羽ばたき，新たな「風土記」が創られていくと語る。 ・伝統と最先端の科学技術が融和する，魅力あふれる茨城から未来に向かって羽ばたく姿を県民が生み出すパワーでフィールドいっぱいに表現する。	小学校，高校，大学，関係団体，協賛企業など 【約1,800名】



第75回国民体育大会冬季大会

スケート競技会・アイスホッケー競技会

実 施 要 項

氷都新時代！ハ戸国体

銀盤に きたる新風 いま^{ここ}氷都に



公益財団法人日本スポーツ協会
文 部 科 学 省
青 森 県
公益財団法人日本スケート連盟
公益財団法人日本アイスホッケー連盟
八 戸 市

目 次

1	競 技 会 日 程 と 会 場 一 覧 表	1
2	実 施 要 項 総 則	2
	※ 交 代 (変 更) 届 ・ 棄 権 届	14
3	各 競 技 実 施 要 項	16
4	式 典 次 第	26
5	宿 泊 要 項	28
6	輸 送 交 通 要 項	32
7	医 療 救 護 要 項	34
8	国民体育大会天皇杯・皇后杯授与規程	36
9	国民体育大会会長トロフィー授与規程	37
10	関 係 団 体 事 務 局 一 覧 表	38

1 競技会日程と会場一覧表

正式競技：スケート、アイスホッケー

会場地	式典・競技		日 程					会 場	所 在 地
			2020年 1 月			2 月			
			29 (水)	30 (木)	31 (金)	1 (土)	2 (日)		
八戸市	開 始 式		午前 ◎					Y Sアリーナ八戸 (八戸市長根屋内スケート場)	八戸市大字売市 字興遊下3
	表 彰 式						午後 ◎		
八戸市	ス ケ ー ト	ス ピ ー ド		○	○	○	○	Y Sアリーナ八戸 (八戸市長根屋内スケート場)	八戸市大字売市 字興遊下3
三沢市		フ ィ ギ ュ ア	○	○	○	午前 ○		三沢アイスアリーナ	三沢市南山三丁 目116-5
		シ ョ ー ト ト ラ ッ ク				午後 ○	○		
八戸市	アイスホッケー		○	○	○	○	○	テクノルアイスパーク 八戸 (八戸市新井田インドアリンク)	八戸市新井田西 四丁目1-1
			○	○	○	○	○	田名部記念アリーナ	八戸市大字河原 木字蝦夷館4-3
南部町			○	○	○	○		ふくちアイスアリーナ	南部町大字苫米 地字上根岸73-1

(凡例) ◎ 開始式・表彰式 ○ 競技日

全国会議

	全国代表者会議	全国報道員会議
日 時	2020年1月28日(火) 13:00～	2020年1月28日(火) 15:00～
会 場	八戸グランドホテル	八戸グランドホテル
住 所	〒031-0031 八戸市番町14番地	〒031-0031 八戸市番町14番地
電話番号	0178-46-1234	0178-46-1234

2 実施要項総則

開催の趣旨

国民体育大会は、広く国民の間にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚して国民の健康増進と体力の向上を図り、併せて地方スポーツの振興と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにしようとするものである。

第75回国民体育大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会を青森県八戸市を中心に開催するに当たり、参加者とともにこの趣旨を一層発揚し、県民の生涯にわたるスポーツ活動の振興を促進するとともに、所期の目的を達成することを期するものである。

実施方針

1 実施競技

正式競技：スケート、アイスホッケー

2 会期及び会場地

競 技 会 名	会 期	会 場 地
ス ケ ー ト 競 技 会	2020年1月29日(水)～2月2日(日) 5日間	八 戸 市 三 沢 市
アイスホッケー競技会		八 戸 市 南 部 町

3 競技方法

各競技実施要項に示す方法とし、都道府県対抗で実施する。

4 ドーピング検査の実施

大会におけるアンチ・ドーピング活動（ドーピング検査及びアンチ・ドーピング教育・情報提供・啓発活動）は、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構が定める「日本アンチ・ドーピング規程」及び別に定める「国民体育大会アンチ・ドーピング活動に関するガイドライン」に基づき実施する。

なお、治療の目的で禁止物質・禁止方法を用いる必要がある場合は、事前に「治療使用特例」(TUE)の手続きを行うこと。

各都道府県の代表選手は、大会期間中は常に「国民体育大会ドーピング検査同意書」を所持しなければならない。選手が未成年者(18歳未満)の場合、本人の署名及び親権者の署名、捺印がある同意書を所持すること。

5 参加資格、所属都道府県及び選手の年齢基準

選手及び監督の参加資格、所属都道府県及び選手の年齢基準は、次のとおりとする。

なお、参加資格については、「第75回国民体育大会参加資格、所属都道府県及び年齢基準等の解釈・説明」を併せて確認すること。

(1) 参加資格

ア 日本国籍を有する者であることとするが、選手及び監督のうち、次の者については、日本国籍を有しない者であっても、大会に参加することができる。

(ア) 「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうち、「永住者」（「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」に定める「特別永住者」を含む。）

(イ) 少年種別年齢域に該当し、次の要件をいずれも満たす者

a 「学校教育法」第1条に規定する学校に在籍する学生又は生徒で、「8 参加申込方法」で定めた参加申込締切時【2020年1月7日（火）】に1年以上在籍していること。

b 「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうち、「留学」又は「家族滞在」（中学3年生）に該当していること。

(ウ) 成年種別年齢域に該当し、次の要件をいずれも満たす者

a 少年種別年齢域にあった時点において前号(イ)に該当していた者であること。

b 「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうち、大会参加時から終了時まで「留学」に該当しないこと。

[注] 上記(ウ) bについて、大学及び専修学校等に在籍する成年種別の年齢域に該当する者は、「出入国管理及び難民認定法」に定める「留学」以外の在留資格を有する場合も「留学」と同様に扱う。

イ 選手及び監督は、所属都道府県の当該競技団体会長（代表者）と体育・スポーツ協会会長（代表者）が代表として認め、選抜した者であること。

ウ 第73回又は第74回大会（都道府県大会及びブロック大会を含む。）において選手又は監督として参加した者は、次の場合を除き、第73回又は第74回大会と異なる都道府県から参加することはできない。

(ア) 成年種別

a 「学校教育法」第1条に規定する学校を卒業した者

b 結婚又は離婚に係る者

c ふるさと選手制度を活用する者（別記1「国民体育大会ふるさと選手制度」による。）

d 東日本大震災に係る参加資格特別措置を活用する者（別記4「東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置」による。）

[注] a及びbは当該要件発生後、初めて参加する者に限る。

(イ) 少年種別

a 「学校教育法」第1条に規定する学校を卒業した者

b 結婚又は離婚に係る者

c 一家転住に係る者（別記2「一家転住等」に伴う特例措置」による。）

d 東日本大震災に係る参加資格特別措置を活用する者（別記4「東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置」による。）

[注] aからcは当該要件発生後、初めて参加する者に限る。

エ 選手と監督の兼任は、同一種別内に限る。

オ 選手及び監督は、回数を同じくする大会において、冬季大会及び本大会にそれぞれ1競技に限り参加できる。

カ 選手及び監督は、回数を同じくする大会において、異なる都道府県から参加することはできない。

キ 上記のほか、選手については次のとおりとする。

(ア) 都道府県大会及びブロック大会に参加し、これを通過した者であること。

(イ) 健康診断を受け、健康であることが証明された者であること。

(ウ) ドーピング検査対象に選定された場合は、検査を受けなければならない。

ク 上記のほか、監督については、公益財団法人日本スポーツ協会（以下「日本スポーツ協会」という。）公認スポーツ指導者制度に基づく競技別指導者資格を有する者とし、各競技における対象資格については当該競技実施要項によるものとする。

(2) 所属都道府県

所属都道府県は、当該競技団体が限定する場合を除き、次のいずれかが属する都道府県から選択することができる。

ア 成年種別

(ア) 居住地を示す現住所

(イ) 勤務地

(ウ) ふるさと（別記1「国民体育大会ふるさと選手制度」による。）

イ 少年種別

(ア) 居住地を示す現住所

(イ) 「学校教育法」第1条に規定する学校の所在地（以下「学校所在地」という。）

(ウ) 勤務地

[注] 「居住地を示す現住所」、「勤務地」、「学校所在地」のいずれかから参加する場合は、2019年4月30日以前から各競技会終了時（2020年2月2日）まで、引き続き当該地に、それぞれ居住、通勤又は通学していなければならない。ただし、次の者はこの限りではない。

[成年種別]

a 別記3「トップアスリートの国民体育大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者

b 別記4「東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者

[少年種別]

a 一家転住に係る者（別記2「一家転住等」に伴う特例措置）による。）

b 別記3「トップアスリートの国民体育大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者

c 別記4「東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者

(3) 選手の年齢基準

ア 選手の年齢基準については、以下を原則とする。

(ア) 成年種別に参加する者は、2001年4月1日以前に生まれた者とする。

(イ) 少年種別に参加する者は、2001年4月2日から2004年4月1日までに生まれた者とす

る。

(ウ) 年齢を区分している種別へ参加する者の年齢計算は、平成31年4月1日を基準とする。
アイススケート競技については、中学3年生(2004年4月2日から2005年4月1日までに生まれた者)が参加できるものとする。

(4) 前記の各事項に疑義のあるときは、日本スポーツ協会及び当該競技団体が調査・審議の上、日本スポーツ協会がその可否を決定する。

別記1【国民体育大会ふるさと選手制度】

1 成年種別年齢域の選手は、国民体育大会開催基準要項細則第3項〔国民体育大会開催基準要項第8項第1号及び第10項第4号(参加資格及び年齢基準等)〕に基づき、次のいずれかを拠点とした都道府県から参加することができる。

(1) 居住地を示す現住所

(2) 勤務地

(3) ふるさと

2 「ふるさと」とは、卒業中学校又は卒業高等学校のいずれかの所在地が属する都道府県とする。ただし、JOCエリートアカデミーに係る選手については、別に定める「JOCエリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」第3項により取り扱うものとする。

3 我が国の競技力向上を支援する観点より、日本国籍を有する者及び「永住者」については、日本における滞在期間に関わらず、本制度を活用できるものとする。

4 「ふるさと選手制度」を活用し参加を希望する選手は、予め所定の方法により「ふるさと」を登録しなければならない。なお、一度登録した「ふるさと」は変更できないものとする。

5 「ふるさと」から参加する選手は、国民体育大会開催基準要項細則第3項－(1)－1)－③(国内移動選手の制限)に抵触しないものとする。

6 ふるさと選手制度の活用については、原則として、1回につき2年以上連続とし、利用できる回数は2回までとする。

7 参加都道府県は「ふるさと選手」を別に定める様式により、「8 参加申込方法」で定めた参加申込締切日までに、日本スポーツ協会宛に提出する。

別記2【「一家転住等」に伴う特例措置】

転校への特例

1 次の内容を全て満たすことにより、国内移動選手の制限〔国民体育大会開催基準要項細則第3項－(1)－1)－③(国内移動選手の制限)〕に抵触しないものとする。

(1) 本特例の対象は、少年種別年齢域への参加者に限る。

(2) 本特例を受けることができるのは、一家転住等やむを得ない理由に限ることとする。なお、「一家転住等」とは概ね次のことをいう。

ア 親の転勤による一家の転居

イ 親の結婚、離婚による一家の転居

ウ 上記以外に、やむを得ない理由による一家の転居

(3) 転居した時点に応じて、次の手続きを終了していること。

ア 本特例を受けようとする参加者は、下記2(1)の場合は転居元、下記2(2)の場合は転

居先が属する都道府県体育・スポーツ協会及び都道府県競技団体に対し、その旨報告すること。

イ 報告を受けた都道府県体育・スポーツ協会及び都道府県競技団体は、下記 2 (1) の場合は転居先、下記 2 (2) の場合は転居元が属する都道府県体育・スポーツ協会及び都道府県競技団体に対し、その旨報告し了承を得ること。

2 本特例を受ける当該大会において、参加することができる都道府県は次のとおりとする。

(1) 転居した時点において、次に該当する場合は転居元が属する都道府県から参加することができる。

ア 転居先が属する都道府県の代表が既に決定している場合

イ 当該参加者が、転居元が属する都道府県の代表として既に決定している場合

ウ 当該参加者が、転居元が属する都道府県の代表選考過程にある場合

(2) 転居した時点において、次に該当する場合は転居先が属する都道府県から参加することができる。

ア 転居元が属する都道府県において、当該大会における都道府県代表の選考が開始されていない場合

別記 3 【トップアスリートの国民体育大会参加資格の特例措置】

我が国の競技力向上を支援する観点より、一定の競技力を有する選手に対して「トップアスリートの国民体育大会参加資格の特例措置（以下「本特例」という。）」を次のとおり定める。

1 本特例の対象となる選手

本特例の対象となる選手は、次の条件のいずれかを満たす者とする。

(1) 第23回オリンピック冬季競技会（2018年・平昌）に参加した者

(2) 2019年10月31日時点で、次のいずれかに該当し、各中央競技団体が本特例の対象として認めた者

ア JOCオリンピック強化指定選手

イ 各競技（種目）における国内ランキング上位10位以内の者

ウ 中央競技団体が定めた強化指定選手

[注] 強化指定ランクについては、各競技会における全日本選手権大会入賞レベル以上のカテゴリーを対象とする。

2 本特例の内容

(1) 予選会の免除

本特例の対象となる選手については、都道府県予選会及びブロック大会を経ずに国民体育大会本大会に参加することができるものとする。ただし、ブロック大会実施競技種目・種別においては、当該都道府県代表選手又はチームがブロック大会に参加し、本大会参加枠を獲得している場合とする。

(2) 資格要件（日数要件の緩和）

本特例の対象となる選手が所属都道府県として「居住地を示す現住所」又は「勤務地」を選択する場合は、日数に関する要件を定めないこととし、次のとおりとする。

ア 居住地を示す現住所

次の要件をいずれも満たすものとする。

- (ア) 2019年4月30日以前から各競技会終了時(2020年2月2日)まで引き続き、住民票記載の住所に存する都道府県において生活している実態があり、当該都道府県以外(海外を含む。)において生活している実態がないこと。なお、生活実態については、次の要件により判断する。
- a 自ら所有する住居、又は自らの名義で住居を賃借していること
 - b 当該住居に生計を一にする家族と共に住んでいること
 - c 当該住居の水道光熱費など費用を自ら負担していること
 - d 当該住居に主要な家財道具が存すること
- (イ) 合宿、試合等により当該都道府県外で活動を行う場合、当該都道府県を移動の起点としていること。

イ 勤務地

次の要件をいずれも満たすものとする。

- (ア) 2019年4月30日以前から各競技会終了時(2020年2月2日)まで引き続き、雇用主と雇用契約を締結した上で、当該都道府県内に存する雇用主の会社や事業所等に現実に通勤し、勤務していること。
- (イ) 当該都道府県内で、競技普及活動等の事業に参加すること。

3 国内移動選手の制限

本特例の対象となる選手の国内移動選手の制限については、国民体育大会開催基準要項細則第3項-(1)-(1)-③(国内移動選手の制限)のとおりとする。

別記4【東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置】

1 特例の対象となる被災地域都道府県

震災による被害状況及び影響等を総合的に勘案し、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県の6県を本特例の適用対象となる被災地域都道府県(以下「特例対象県」という。)とする。なお、特例対象県以外の都道府県において対応が必要となった場合は、個別に取り扱うこととする。

2 特例の内容

(1) 特例対象県を所属都道府県とする場合の要件緩和

次の選手及び監督については、「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」の各要件を満たしていなくとも、当該特例対象県から参加することができる。

＜特例の対象者＞

被災地域からの避難等、災害の影響によるやむを得ない事情によって、当該特例対象県における「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」の各要件を満たすことができなくなった者。ただし、次の事項のいずれにも該当していること。

ア 2011年3月11日(震災発生時)時点において、当該特例対象県内に居住又は勤務していた者。若しくは当該特例対象県内の「学校教育法」第1条に規定する学校に在籍していた者であること。

イ 災害が発生しなかったと仮定した場合、2019年4月30日以前から各競技会終了時(2020年2月2日)まで継続して当該特例対象県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」とする要件を満たしていたと合理的に推測される者であること。

(2) 避難等による移動先の都道府県を所属都道府県とする場合の要件緩和

ア 被災地域からの避難等により、当該特例対象県と異なる都道府県に移動した次の選手及び監督については、移動先の都道府県から参加することができる。なお、この場合、第73回及び第74回大会に当該特例対象県から参加していても、国民体育大会開催基準要項細則第3項－(1)－1)－③（国内移動選手の制限）には抵触しないものとする。

<特例の対象者>

被災地域から避難等、災害の影響のよるやむを得ない事情によって、当該特例対象県から移動せざるを得なかった者。ただし、次の事項のいずれにも該当していること。

- (ア) 2011年3月11日時点において、当該特例対象県内に居住又は勤務していた者。もしくは当該特例対象県内の「学校教育法」第1条に規定する学校に在籍していた者であること。
- (イ) 移動先の都道府県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」とする要件を満たしていること。なお、移動が生じた時期が2019年4月30日以降の場合は、移動先の都道府県の予選会開始までに要件を満たしていることとする。

[注] 「居住地を示す現住所」及び「学校所在地」として参加を希望する者については、当該自治体への住所に関する届出又は学籍に係る要件を満たしていなくとも、それに準ずる公的な証明書類を提出でき、かつ移動先の都道府県に居住あるいは通学している実態を有していると日本スポーツ協会が認めた場合、移動先の都道府県から出場することができる。

イ 本項アを適用して避難等による移動先の都道府県から第75回大会に参加した者が、第76回大会において、次のような震災に係る理由により再度都道府県を移動して参加する場合は、国民体育大会開催基準要項細則第3項－(1)－1)－③（国内移動選手の制限）には抵触しないものとする。

- <例>
- ・避難先を離れ、当該特例対象県に戻る場合
 - ・避難先を離れ、他の都道府県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」とする場合
 - ・他の都道府県に避難先を移す場合

(3) 避難等による移動先の属する都道府県において学校を卒業した場合の「ふるさと」選択要件の緩和

避難等による移動先の属する都道府県において中学校又は高等学校を卒業した者が、成年種別年齢域に達した際、「国民体育大会ふるさと選手制度」を活用して参加する場合、次のいずれかを「ふるさと」として登録することができる。

ア 卒業中学校又は卒業高等学校の所在地

イ 災害の発生した時点で在籍していた中学校又は高等学校の所在地

なお、本特例を適用して上記イの学校所在地を「ふるさと」登録した場合についても、卒業中学校又は卒業高等学校の所在地を「ふるさと」とする場合と同様、一度登録した「ふるさと」は変更できない。

<特例の対象者>

2011～2012年度に、避難等による移動先の属する都道府県において中学校又は高等学校を卒業した者

6 各正式競技の総合成績決定方法

各正式競技の総合成績決定方法は、次のとおりとする。

- (1) 次のア、イの得点を合計したものを男女総合成績及び女子総合成績とする。

ア 競技得点

競技得点は、各種別、種目などの1位から8位までの都道府県に与え、次の2種類とする。ただし、同順位の場合は、次の順位のものを加え、当該都道府県で等分し、割り切れない場合は小数点第3位以下を切り捨てる。

		1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位
種別	フィギュア	24点	21点	18点	15点	12点	9点	6点	3点
	アイスホッケー	40点	35点	30点	25点	20点	15点	10点	5点
種目	スピード ショートトラック	8点	7点	6点	5点	4点	3点	2点	1点

[注] 「種別」：種別などに与える競技得点 「種目」：種目などに与える競技得点

イ 参加得点

参加得点は10点とし、大会（ブロック大会を含む。）に参加した都道府県に与える。

ただし、ブロック大会で本大会の出場権を獲得しながら、本大会に参加しなかった場合は与えない。

- (2) 各競技会の総合成績は、競技団体が決定する。ただし、天候その他の事情により一部競技が中止になった場合は、当該競技団体と大会総務委員が協議する。
- (3) 参加資格違反等に関わる得点等の取り扱いについては、「国民体育大会における違反に対する処分に関する規程」によるものとする。

7 表彰

- (1) 各正式競技の男女総合成績1位の都道府県に、国民体育大会会長トロフィーを授与する。
- (2) 各正式競技の男女総合成績及び女子総合成績1位から8位までの都道府県に、それぞれ表彰状を授与する。
- (3) 各正式競技の各種別及び各種目の1位から8位までに賞状を授与する。団体競技の場合は、その都道府県名とチーム全員（監督を含む。）の氏名を記載したものを都道府県用に1枚、さらに、その都道府県名と個人名を記載したもの又は都道府県と各チーム全員（監督含む。）の氏名を記載したものをチーム全員に授与する。

8 参加申込方法

- (1) 都道府県体育・スポーツ協会会長（代表者）及び各競技団体会長（代表者）は、連署の上、都道府県大会又はブロック大会において選抜された者を、第75回国民体育大会会長宛に申し込むものとする。
- (2) 参加申込は、定められた締切日までに国民体育大会参加申込システムにより行う。
- (3) 参加申込締切日は、2020年1月7日（火）とする。
- (4) 参加申込様式は、日本スポーツ協会が実施競技団体と協議の上、作成する。

- (5) 参加申込締切後の選手又は監督の交代は、特別な事情がない限り認めない。特別な事情で選手又は監督を交代する場合は、下記宛に所定の様式（本要項14ページ）にて届け出なければならない。なお、交代の可否は、監督会議で決定する。

ア 公益財団法人日本スケート連盟

イ 公益財団法人日本アイスホッケー連盟

ウ 第75回国民体育大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会青森県実行委員会事務局

[注] スケート競技（スピード、ショートトラック、フィギュア）参加者についてはア及びウに、アイスホッケー競技参加者についてはイ及びウに提出するものとする。
なお、日本スポーツ協会に対しては、各競技会終了後、所定の手続きにより参加申込情報を修正すること。

9 棄権手続

参加申込締切後から競技初戦までの間において、特別な事情で選手が競技会を棄権する場合には、所定の棄権手続きをとらなければならない。

なお、棄権手続きに係る届出については、選手交代届と同じ様式（本要項14ページ）を用いるものとする。

10 大会参加負担金

- (1) 大会に選手団（視察員を除く。）を派遣する都道府県体育・スポーツ協会は、1人当たり次のとおり参加負担金を納入するものとする。

参 加 区 分	参加負担金
少年の種別に参加する選手	2,000円
上記以外の者（本部役員、監督、成年の種別に参加する選手等）	4,000円

- (2) 大会参加負担金は、各都道府県体育・スポーツ協会でき取りまとめ、次のとおり納入する。

ア 納入締切日

2020年1月7日（火）

イ 納入先

みずほ銀行渋谷支店 普通預金口座 513729

公益財団法人日本スポーツ協会

11 宿泊申込

大会参加者は、第75回国民体育大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会青森県実行委員会が指定した所定の様式により、定められた締切日までに申し込むものとする。

12 参加選手団本部役員編成

参加選手団本部役員編成は、次のとおりとする。

- (1) 1都道府県当たり、団長、総監督及び総務ほか、計5名以内とする。
(2) 上記役員のほか、5名以内の顧問を設けることができる。

- (3) 上記(1)及び(2)による本部役員総数の範囲内で、スポーツドクターを帯同するものとする。なお、帯同するスポーツドクターは、日本スポーツ協会公認スポーツドクター資格を有する者とする。
- (4) 上記(1)及び(2)による本部役員総数の範囲内で、アスレティックトレーナーを帯同できる。なお、帯同できるアスレティックトレーナーは、日本スポーツ協会公認アスレティックトレーナー資格を有する者とする。
- (5) 参加選手団本部役員の1日当たりの編成人数については、上記(1)及び(2)による人数を上限とする。
- (6) 参加選手団本部役員の申込みは、監督及び選手の申込みと同時に「8 参加申込方法」に定める方法により行う。

13 視察員

- (1) 視察員は、1都道府県3名以内とする。ただし、2021年以降の国民体育大会冬季大会の開催が決定又は内定している都道府県については、20名以内とする。
- (2) 視察員の申込みは、参加選手団の申込みと同時に、「8 参加申込方法」に定める方法により行う。
- (3) 視察員は、原則として全ての会場に入場することができる。

14 大会参加章及び視察員章の交付

大会参加章及び視察員章は、次の者に交付する。

- (1) 大会参加章
都道府県選手団本部役員、監督及び選手並びに大会役員、競技会役員及び競技役員
- (2) 視察員章
視察員

15 参加上の注意

- (1) 大会期間中は、交付された大会参加章又は視察員章を携帯しなければならない。
- (2) 各都道府県の代表選手は、競技に際し、「国民体育大会ユニフォーム規程」に基づき、ユニフォームを着用しなければならない。ただし、スケート競技については、同規程第5条を適用する。

16 個人情報及び肖像権に関わる取扱い

日本スポーツ協会、第75回国民体育大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会青森県実行委員会、第75回国民体育大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会八戸市実行委員会及び国民体育大会実施競技中央競技団体（以下「国体関係機関・団体」という。）は、参加申込等を通じて取得する個人情報及び肖像権の取扱いに関して、次のとおり対応するものとする。

- (1) 個人情報の取扱い
ア 利用目的

大会参加申込として国民体育大会参加申込システムへ登録された個人情報は、国体関

係機関・団体において、参加資格の確認や競技組合せなどをはじめとする大会運営業務のために利用し、目的以外に利用しない。

イ 公表の範囲と方法

個人情報のうち、所属都道府県、氏名、性別、年齢、学校名、チーム名等、所属と個人を識別するために必要な情報については、次の方法等により公表することがある。

- (ア) 競技会プログラムへの掲載
- (イ) 競技会場内におけるアナウンス等による紹介
- (ウ) 競技会場内外の掲示板等への掲載
- (エ) 大会関連ホームページへの掲載
- (オ) 報道機関への提供

ウ 競技結果（記録）等

競技結果（記録）については、上記イで定めた個人情報とともに、次の方法等により公表することがある。

- (ア) 第75回国民体育大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会青森県実行委員会が設置する記録本部を通じた公開
- (イ) 国体関係機関・団体及び報道機関等による新聞・雑誌及び関連ホームページ等への掲載
- (ウ) 国体関係機関・団体が作成する大会報告書等への掲載
- (エ) 次回以降の競技会プログラムへの掲載【新記録、優勝及び上位入賞結果(記録)等】

(2) 肖像権に関する取扱い

ア 写真

国体関係機関・団体又はこれらに認められた報道機関等によって撮影された写真が新聞・雑誌・報告書及び関連ホームページ等で公開されることがある。

イ 写真（写真撮影企業等）

国体関係機関・団体に認められた写真撮影企業等によって撮影された写真等が販売されることがある。なお、各競技・会場における販売の有無等の詳細は、当該中央競技団体を中心に対応する。

ウ 映像

国体関係機関・団体又はこれらに認められた報道機関等によって撮影された映像が中継・録画放映及びインターネットによって配信されることがある。また、DVD等に編集され、販売・配布されることがある。なお、各競技における販売の有無等の詳細は、当該中央競技団体を中心に対応する。

(3) 対応

ア 承諾の確認

大会参加申込として国民体育大会参加申込システムへ登録された時点で、上記取扱いに関する承諾を得たものとして対応する。なお、各競技会における取扱いに伴い、別途、当該中央競技団体等によって個別に承諾を確認することがある。

イ 役員等

大会役員、競技役員、運営役員、その他各種委員や補助員、国体関係機関・団体と大会に関する契約をしている者及び大会運営関係者については、上記取扱いに関する承諾

を得たものとして対応する。

17 都道府県大会及びブロック大会等

本大会の予選として次のとおり都道府県大会（ブロック大会等）を開催しなければならない。

- (1) 都道府県の主催団体は、必要に応じて日本スポーツ協会及び中央競技団体等関係団体と協議の上、本要項に基づき実施要項を作成する。なお、日本スポーツ協会及び中央競技団体は、その内容に不備がある場合、適宜指導を行うものとする。
- (2) 都道府県大会の実施に当たり、当該都道府県主催団体は、適正な手続きに則り決定した代表選手の選抜方法・選考基準について、予め関係者に周知徹底を図るものとする。
- (3) 参加者は、実施要項に基づき当該主催団体に申し込む。なお、1人1競技に限る。
- (4) ブロック大会の申込みは、原則として国民体育大会参加申込システムにより行い、様式は、日本スポーツ協会及び当該主催団体が協議の上、作成する。なお、参加申込システムを使用しない場合の様式については、当該主催団体において別途作成する。
- (5) 都道府県大会の参加申込様式は、当該主催団体において別途作成する。
- (6) 参加料を徴収する場合の金額は、当該主催団体が中央競技団体と協議の上、定める。

18 国民体育大会参加者傷害補償制度

日本スポーツ協会及び都道府県体育・スポーツ協会は、国民体育大会参加者に対する社会的責任体制を整えるとともに、大会参加者の相互扶助の精神に基づいた補償制度として大会参加者による国民体育大会参加者傷害補償制度を運営する。

- (1) 本制度の対象となる参加者は、ブロック大会及び本大会に参加する本制度給付規定に定められた選手、監督、選手団本部役員（顧問を含む。）、視察員並びにその他選手団役員とする。
- (2) 大会参加の都道府県体育・スポーツ協会は、国民体育大会参加者傷害補償制度の対象となる参加者数に応じた制度負担金（1人当たり1,000円）を、日本スポーツ協会へ納入する。
- (3) 納入締切日及び納入先については、別途日本スポーツ協会から都道府県体育・スポーツ協会へ通知する。

19 その他

- (1) 参加申込及び宿泊申込が、定められた締切日までに行われない場合、又は参加負担金が定められた締切日までに納入されない場合は、本大会への参加を認めない。
- (2) その他の事項については、国民体育大会開催基準要項及び同細則による。

第75回国民体育大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会 参加選手・監督【 交代（変更）届 ・ 棄権届 】※ いずれかに○

※ 手続きにあたっては、次ページの留意事項を参照すること。

1 参加申込者

競技名		種別		部・種目別	
参加申込者名					

2 交代（変更）・棄権の理由

--

3 交代（変更）者 ※棄権の場合は記入不要

フリガナ			(西暦)	
氏 名			生年月日	年 月 日生 (歳)
所 属 区 分 ※ 1		所 属 の 所 在 地 ※ 2		
プログラム掲載用所属				
第 73 回大会参加 都 道 府 県 名		第 74 回大会参加 都 道 府 県 名		例外適用 ※3
中 央 競 技 団 体 登 録 の 有 無	有 ・ 無	有 の 場 合 登 録 番 号 等		
その他の必要事項 (身長、体重、記録等)				

※1 第75回大会（都道府県予選会、ブロック大会）所属都道府県について、次のいずれかを選択して参加したかを記入。

成年種別 ア. 居住地を示す現住所 イ. 勤務地 ウ. ふるさと
少年種別 ア. 居住地を示す現住所 イ. 学校教育法第1条に規定する学校の所在地
ウ. 勤務地

※2 所在地は、市区町村名まで記入。ふるさとを選択した場合には「卒業学校名」を記入。

※3 今回(第75回大会)と第74回大会(不出場の場合は第73回大会)の参加都道府県が異なる場合のみ記入。
〔 1. 新卒業者 2. 結婚又は離婚 3. ふるさと(成年) 4. 一家転住(少年)
5. 東日本大震災に係る特例 〕

年 月 日

当該中央競技団体会長（代表者） 殿

第75回国民体育大会冬季大会スピード競技会・アイスホッケー競技会
青森県実行委員会会長 殿

体育・スポーツ協会

会 長（代表者） ㊞

協会・連盟

会 長（代表者） ㊞

第75回国民体育大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会 参加選手・監督交代（変更）・棄権手続きにあたっての留意事項

1 交代（変更）手続き

特別な事情で選手又は監督を交代（変更）する場合には、次の手続きを行うこと。ただし、交代（変更）を認めるか否かについては、当該中央競技団体の判断による。

- (1) 実施要項総則及び当該競技実施要項を参照し、交代（変更）する選手又は監督の参加資格を確認した上で、交代（変更）届に必要な事項を記入し、各競技が定める提出期限までに、当該中央競技団体及び開催県実行委員会宛に提出すること。
- (2) 当該中央競技団体提出用には、当該中央競技団体に確認の上、診断書等必要書類を添付すること。
- (3) 交代（変更）届提出時に公印（会長印等）を捺印し提出することが困難な場合には、当該都道府県選手団連絡責任者（※1）と当該選手・チームにおける監督の署名及び捺印による提出を認める。
- (4) その他、競技により別に定める事項がある場合はそれに従うこと。

2 棄権手続き

参加申込み締切後から競技初戦までの間において、特別な事情で選手が競技会を棄権する場合には、次の棄権手続きをとること。

- (1) 当該選手又は監督は、所属都道府県の連絡責任者へ連絡すること。連絡を受けた都道府県連絡責任者は、棄権届に必要な事項を記入し、当該競技会責任者（※2）宛に指定のFAX番号へFAXにて提出すること。（開催県実行委員会には提出不要）なお、原本は提出後、必ず保管し、「3 大会終了後の手続き」に従い、後日、公益財団法人日本スポーツ協会へ提出すること。
- (2) 棄権届提出時に公印（会長印等）を捺印し提出することが困難な場合には、当該都道府県選手団連絡責任者（※1）の署名及び捺印による提出を認める。（当該選手・チームにおける監督の署名及び捺印は不要）
- (3) 中央競技団体への診断書等の添付は不要。
- (4) その他、競技により別に定める事項がある場合はそれに従うこと。

3 大会終了後の手続き

大会終了後、都道府県体育・スポーツ協会並びに中央競技団体は、次の手続きを行うこと。

- (1) 都道府県体育・スポーツ協会は、大会終了後通知される公益財団法人日本スポーツ協会の案内に従い、交代（変更）手続き後の参加申込情報の修正を行うこと。ただし、棄権手続きの場合、参加申込情報の修正は不要。
- (2) 大会終了後2週間以内に、次のものを公益財団法人日本スポーツ協会に提出すること。
 - ア 中央競技団体は、交代（変更）届（写し）及び棄権届（写し）
 - イ 都道府県体育・スポーツ協会は、棄権届（原本）及び棄権届提出一覧

※1 「都道府県選手団連絡責任者」は、公益財団法人日本スポーツ協会が大会開催前に各都道府県体育・スポーツ協会に対し照会を行い、取りまとめの上、中央競技団体に通知する。

※2 「競技会責任者」及び「指定FAX番号」は、公益財団法人日本スポーツ協会が大会開催前に各中央競技団体に対し照会を行い、取りまとめの上、都道府県体育・スポーツ協会に通知する。

3 各競技実施要項

◇ 正 式 競 技 ◇

〔1〕 スケート競技

- 1 期日 2020年1月29日（水）から2月2日（日）まで〔5日間〕

実 施 競 技	競 技 期 間
ス ピ ー ド	2020年1月30日（木）～ 2月2日（日）
ショートトラック	2020年2月1日（土）～ 2月2日（日）
フ ィ ギ ュ ア	2020年1月29日（水）～ 2月1日（土）

2 会場

会 場 地	実 施 競 技	競 技 会 場
八 戸 市	ス ピ ー ド	Y Sアリーナ八戸
三 沢 市	ショートトラック	三沢アイスアリーナ
	フ ィ ギ ュ ア	

3 種別、種目及び参加人員

(1) 種別及び種目

ア スピード

種 別	種 目
成年男子	500m・1000m・1500m・5000m・2000m R
成年女子	500m・1000m・1500m・3000m・2000m R
少年男子	500m・1000m・1500m・5000m・10000m・2000m R
少年女子	500m・1000m・1500m・3000m・2000m R

イ ショートトラック

種 別	種 目
成年男子	500m・1000m・5000m R
成年女子	500m・1000m・3000m R
少年男子	500m・1000m
少年女子	500m・1000m

ウ フィギュア

種 別	種 目
成年男子	シ ョ ー ト プ ロ グ ラ ム フ リ ー ス ケ ー テ ィ ン グ
成年女子	
少年男子	
少年女子	

(2) 参加人員

種 別	監督数	選手数	小 計	都道府県数	合 計
成年男子	12名以内	30名以内	1 都道府県 66名以内	47	858名以内
成年女子		24名以内			
少年男子					
少年女子					

各都道府県は、監督12名、選手54名、計66名以内で編成し、各種別、各種目の参加者数は上記のとおりとする。

ただし、総計858名を超える場合は、公益財団法人日本スケート連盟が調整する。

ア スピード

- (ア) 各都道府県のエントリーは、前年度の国体で各種別の総合順位が1位から16位までの都道府県は各種別最大8名まで、17位以下の都道府県は各種別最大5名までとする。

ただし、国体開催県が17位以下の場合は16位に繰り上げる。

各都道府県の種別順位が16位までの中に得点が得られなかった場合、順位が決定している都道府県以下の順位の決定は、各種目予選から決勝までのレースごとにパフォーマンスポイントを1位8点、2位7点、3位6点、4位5点、5位4点、6位3点、7位2点、8位1点を与えて都道府県ごとの合計得点により以降の順位を決定する。この場合、長距離(3000m・5000m・10000m)に限り、1位12点、2位11点、3位10点、4位9点、5位8点、6位7点、7位6点、8位5点、9位4点、10位3点、11位2点、12位1点とする。

- (イ) 1種目2名以内、1名2種目(リレーは除く。)以内とする。また、最大枠の中で各種目1名の補欠をエントリーできる。

リレーのエントリーは1チーム6名以内とし、競技は4名で行う。

- (ウ) エントリー後における選手の交代は、公益財団法人日本スケート連盟スピードスケート競技規則運用マニュアルに定める事由に準ずる。

- (エ) スピードとショートトラックに重複してエントリーすることはできない。

- (オ) 監督はスピード、ショートトラック、フィギュアを合わせて12名以内とする。

イ ショートトラック

- (ア) 前年度国体で各種別の総合順位が1位から8位までの都道府県と、前年の全日本都道府県対抗競技会で、各種別の総合順位が上記8位までを除いた都道府県で、各種別それぞれ8位まで、計16の都道府県は、成年男女種別各5名以内、少年男女種別各2名以内とし、17位以下の都道府県は各種別1名とし、国体開催県が17位以下の場合は16位に繰り上げ、以下の順位を繰り下げる。

前年度の国体の各都道府県の種別順位が8位までの中に得点が得られなかった場合は、全日本都道府県対抗競技会の成績による。

- (イ) 1種目2名以内、1名2種目(リレーは除く。)以内とする。また、最大枠の中で各種目1名の補欠をエントリーできる。

リレーのエントリーは1チーム5名以内とし、競技は4名で行う。

16位までの都道府県少年男女種別と17位以下の都道府県各種別については、エントリー後に病気、けが等で出場できない場合は、抽選会以前でレフェリーが認めた時に

限り変更することができる。

- (ウ) 上記以外のエントリー後における選手の交代は、公益財団法人日本スケート連盟スピードスケート競技規則運用マニュアルに定める事由に準ずる。
- (エ) ショートトラックとスピードに重複してエントリーすることはできない。
- (オ) 監督はスピード、ショートトラック、フィギュアを合わせて12名以内とする。

ウ フィギュア

- (ア) 参加人数は、各種別とも1都道府県1チーム2名とする。
参加都道府県は、①から③に該当する最大16チームである。
- ① 前年度の国体で、各種別の総合順位が上位8チームで今年度の予選参加申込締切日までに大会出場の意向を提出したチーム
- ② 第75回国民体育大会冬季大会フィギュア競技予選会において出場権を得たチーム
- ③ 開催都道府県で今年度の予選参加申込締切日までに大会出場の意向を提出したチーム
- (イ) 監督はスピード、ショートトラック、フィギュアを合わせて12名以内とする。

4 競技上の規定及び競技方法

(1) スピード

- ア 公益財団法人日本スケート連盟シングルトラックスピードスケート競技特別規則による。トラックは、「387.36m標準シングルトラック（Cタイプ）」を使用する。
- イ 競技は個人及び都道府県対抗とし、種目ごとに予選及び決勝を行う。なお、予選及び決勝は、次の方法により行う。
 - (ア) 予選は、各都道府県からの出場申込記載順によりシードして組み合わせる。
 - (イ) 決勝出場者
 - ① 8名以内（男女500m、男女1000m、男女1500m）
 - ② 12名以内（男子5000m、男子10000m、女子3000m）
 - (ウ) 出場者数が上記の人数を超えた場合は予選を行う。ただし、申込者数が9名の場合は、予選を行わず決勝とする。
 - (エ) 男女500m、1000m、1500mについては、出場者数により準決勝を行うことができる。
 - (オ) 組合せに当たっては、イベントコーディネーター、レフェリー及び公益財団法人日本スケート連盟スピード委員が立会い、責任をもって調整する。
- ウ リレーの編成は、エントリー選手であれば予選と決勝で同一選手でなくてもよい。ただし、メンバー及び出走順の提出はリレー競技開始1時間前までとし、スケートの破損、選手の負傷等の特別な理由による変更の申し出は、リレー競技開始30分前までとする。
- エ 責任先頭制の競技方法を採用する。
 - (ア) 責任先頭制を課す距離及び回数は、次のとおりとする。
1000m（1回）、1500m（1回）、3000m（2回）、5000m（4回）、10000m（8回）
 - (イ) 責任先頭判定ラインは、両ストレートの中央に、走路に直角に引いた線とし、シングルトラック競技のフィニッシュの判定基準により行う。ただし、責任先頭の回数は、1000mを除きスタート後最初の判定ラインを除外する。

(ウ) 責任先頭の負荷種目の順位は、責任先頭を完了した者を優先して、到着順で順位を決定する。また、責任先頭を完了しなかった者は、取得した回数の多少にかかわらず到着順とする。

ただし、男子10000mにおいては、責任先頭を完了した者を優先して到着順に順位を決定し、次に回数未完了者の中で、取得回数の多い順に順位を付け、同回数の場合は到着順で決定する。さらに、未取得者の者が到着順にこれに続く。

オ 抗議は、監督を通じてのみ行うことができる。

(2) ショートトラック

ア 公益財団法人日本スケート連盟ショートトラックスピードスケート競技特別規則による。トラックは、標準ショートトラックを使用する。

イ 競技は個人及び都道府県対抗とする。

ウ 出場者をもって予選、準決勝、決勝、順位決定レースを行い、順位を決定する。

なお、予選及び決勝は、次の方法により行う。

(ア) 各種目ともエリミネーション方式とし、ラウンド及び組数は、出場者数に基づいて設定する。

(イ) レフェリー救済者を除き、500m、1000mの準決勝及び決勝は4名までの編成とする。

(ウ) レフェリー救済者を除き、各レースの1位、2位の者は次のラウンドに進出できる。

(エ) 同種別のレース間に最低20分間の休憩時間をおく。

(オ) 成年男子リレーの予選、準決勝は3000mで行う。

エ 各種目とも、最初のラウンドの組合せは、各都道府県からの出場申込記載のブロック別とし、そのブロックにおけるラウンドの編成は、今年度全日本距離別ランキングに基づいて、次にバジテスト級により同一級の中で抽選して各組に配置する。

また、補欠を起用する場合は予選にのみ適用し、交代者の組に置き換えることとし、全体の組合せの変更は行わない。組合せにあたっては、イベントコーディネーター、レフェリー、コンペチターズスチュワード及び公益財団法人日本スケート連盟スピード委員が立会い、責任をもって調整する。

オ 順位は、決勝レース及び順位決定レースにより、1位から8位を決定する。

(3) フィギュア

ア 公益財団法人日本スケート連盟フィギュアスケート競技特別規則に準ずる。採点はISUジャッジングシステムによる。

イ 各種別参加選手32名以内によってショートプログラムを行い、上位24名によるフリースケーティングを行い、2名の総合成績合計で各チームの順位を決定する団体競技とする。数値が同じ場合は、個人成績の良い選手を含むチームが上位となる。

[注] ① 1名では参加できない。

② 2名申込みの場合でも1名が棄権した場合は、そのチームは失格とする。

ウ 本大会においてショートプログラム終了以前に1名でも選手が棄権した場合は、そのチームは失格となる。ただし、フリースケーティングにおける棄権は、棄権した選手に対しフリースケーティングの最下位の順位が与えられる。

エ 予選チームと本大会出場チームは、有資格者であればメンバーが異なっても構わない。

オ 本選において選手の変更のある場合は、監督会議前に文書で届け出た場合のみ1名の

変更を認めることができる。抽選後の変更は認められない。

カ 競技課題

ショートプログラムは、2019年国際スケート連盟規程第611条に基づき、少年はI S Uジュニア課題、成年はI S Uシニア課題とする。

フリースケーティングは、2019年国際スケート連盟規程第612条に基づき、少年はジュニア、成年はシニアのI S U規則に準ずる。

キ 滑走時間

(ア) ショートプログラム滑走時間は、2分40秒プラス／マイナス10秒とする。

(イ) フリースケーティング滑走時間は、成年男子・成年女子4分プラス／マイナス10秒、少年男子・少年女子3分30秒プラス／マイナス10秒とする。

ク 音楽は、CDを使用することとし、最初から再生できるものとする。また、必ず予備の音源も持参すること。

ケ 演技予定要素リストは、参加選手個人において2020年1月7日(火)までに公益財団法人日本スケート連盟ホームページ「マイページ」より登録すること。

登録手続きURL <https://www.skatingjapan.jp/mypage/>

なお、登録できない場合は、都道府県単位でまとめて次の送付先へ提出すること。

【送付先】

〒031-0073

青森県八戸市大字売市字興遊下3 Y S アリーナ八戸内

第75回国民体育大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会

青森県実行委員会事務局

E-mail : kokutai@city.hachinohe.aomori.jp

コ 滑走順抽選は監督会議において行う。

5 参加資格、所属都道府県及び選手の年齢基準

「2 実施要項総則」5に定めるもののほか、次のとおりとする。

(1) 監督

公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格制度に基づく公認スケートコーチ1、公認スケートコーチ3、公認スケートコーチ4の資格を有すること。

(2) スピード

公益財団法人日本スケート連盟スピードスケートバッジテストB級以上（スピード・ショート）の資格を有する者（バッジテスト認定証は、必ず持参すること。）

(3) ショートトラック

公益財団法人日本スケート連盟バッジテストB級以上（スピード・ショート）の資格を有する者（バッジテスト認定証は、必ず持参すること。）

(4) フィギュア

各種別とも、公益財団法人日本スケート連盟フィギュアバッジテスト総合5級以上の資格を有する者。

ただし、中学3年生が参加する場合は、バッジテスト総合6級以上とする。

6 総合成績決定方法

男女総合成績（天皇杯得点）及び女子総合成績（皇后杯得点）は、競技得点と参加得点を合計し、その得点の多い都道府県順に1位から8位までを決定する。

ただし、同得点の場合はその順位を共有し、次の順位を欠位とする。

(1) 競技得点の種類

ア 各種目に与える得点競技：スピード、ショートトラック

イ 種別を与える得点競技：フィギュア

(2) 競技得点

天皇杯対象種別	皇后杯対象種別	競 技 得 点
成年男子 成年女子 少年男子 少年女子	成年女子 少年女子	スピード、ショートトラック 各種目（リレーを含む。）とも、1位8点、2位7点、3位6点、4位5点、5位4点、6位3点、7位2点、8位1点の競技得点を与える。
		フィギュア 各種別とも、1位24点、2位21点、3位18点、4位15点、5位12点、6位9点、7位6点、8位3点の競技得点を与える。

※ 同得点の場合は、その順位を共有し、次の順位を欠位とする。

得点は、次の順位の得点を加え、当該都道府県で等分する。

(3) 参加得点

大会（ブロック大会等を含む。）に参加した都道府県に、参加得点10点を与える。

ただし、第75回国民体育大会冬季大会フィギュア競技予選会で本大会の出場権を獲得しながら、本大会に参加しなかった場合は与えない。

7 表彰

(1) 男女総合成績及び女子総合成績の1位から8位までの都道府県に、それぞれ表彰状を授与する。

(2) 男女総合成績1位の都道府県に、国民体育大会会長トロフィーを授与する。

(3) 競技の各種別及び種目の1位から8位までに賞状を授与する。

ただし、団体競技の場合は、その都道府県名とチーム全員（監督含む。）の氏名を記載したものを都道府県用に1枚、さらに、その都道府県名と当該個人名を記載したものをチーム全員に授与する。

8 諸会議

(1) 抽選会

ア スピード

日 時 2020年1月11日（土）14:30～

場 所 Y S アリーナ八戸

電 話 0178-43-9544

イ ショートトラック

日 時 2020年1月11日（土）13:00～
場 所 Y S アリーナ八戸
電 話 0178-43-9544

(2) 監督会議

ア スピード

日 時 2020年1月29日（水）15:00～
場 所 八戸プラザホテル
電 話 0178-44-3121

イ ショートトラック

日 時 2020年1月31日（金）14:00～
場 所 三沢市国際交流教育センター
電 話 0176-51-1255

ウ フィギュア

日 時 2020年1月28日（火）14:00～
場 所 三沢市国際交流教育センター
電 話 0176-51-1255

(3) 競技役員会議（審判員会議）

ア スピード

日 時 2020年1月29日（水）17:00～
場 所 Y S アリーナ八戸
電 話 0178-43-9544

イ ショートトラック

日 時 2020年1月31日（金）15:00～
場 所 三沢市国際交流教育センター
電 話 0176-51-1255

ウ フィギュア

日 時 2020年1月28日（火）12:00～
場 所 三沢市国際交流教育センター
電 話 0176-51-1255

9 その他

その他の事項について、総則の定めによる。

〔2〕 アイスホッケー競技

1 期日 2020年1月29日（水）から2月2日（日）まで〔5日間〕

種 別	1月29日(水)	30日(木)	31日(金)	2月1日(土)	2日(日)
成年男子	1 回 戦	2 回 戦	準々決勝 順位 戦	準 決 勝 順位決定戦	決 勝 3 位 決 定 戦
少年男子	1 回 戦	準々決勝	順位 戦	準 決 勝 順位決定戦	決 勝 3 位 決 定 戦

2 会場

会 場 地	競 技 会 場
八 戸 市	テクノルアイスパーク八戸 田名部記念アリーナ
南 部 町	ふくちアイスアリーナ

3 種別及び参加人員

種 別	監 督	選 手	参加都道府県	小 計	合 計
成年男子	1	16	26	442	663
少年男子	1	16	13	221	

4 競技上の規定及び競技方法

- (1) アイスホッケー公式国際競技規則及び本大会要項による。
- (2) トーナメント方式により、1位から8位までを決定する。
- (3) 5位から8位までの順位決定戦の組合せ抽選は行わない。
- (4) 競技時間

1 試合を第1、第2、第3ピリオドの3回に分け、ピリオド間にインターバルを挟み、試合を行う。

各ピリオド正味20分とし、インターバルは10分とする。
- (5) 第3ピリオド終了時に同点の場合

ただちに、5分間のサドンデス方式による「3 on 3 方式」の延長戦を行う。なお、決しない場合は、3名によるペナルティショット・シュートアウトを行う。それでも決しない場合は、1名ずつのサドンデス方式によるペナルティショット・シュートアウトを行う。
- (6) 成年、少年とも大会登録は、大会中にゴールキーパー1名を含め、16名以内とする。

なお、試合進行のために必要な員数を氷上に揃えることができなくなった時点で没収試合とし、0対15で当該チームの敗戦とする。

5 予選方法

- (1) 予選は都道府県大会及びブロック大会とする。
- (2) 都道府県大会は、各都道府県連盟の主催とし、ブロック大会は所属都道府県連盟の共催開催地連盟の主管とする。

- (3) ブロック大会の所属都道府県及び選出チーム数は次のとおりとする。

ブロック名	都 道 府 県 名	成年	少年
北 海 道	北海道	1	1
東 北	岩手・宮城・秋田・山形・福島	3	1
関 東	茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉・東京・神奈川・山梨	5	4
北信越・東海	新潟・長野・富山・石川・福井・静岡・愛知・三重・岐阜	4	3
近 畿	滋賀・京都・大阪・兵庫・奈良・和歌山	4	
中国・四国	鳥取・島根・岡山・広島・山口・香川・徳島・愛媛・高知	4	3
九 州	福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄	4	
開 催 地	青森	1	1
計		26	13

6 参加資格、所属都道府県及び選手の年齢基準

「2 実施要項総則」5に定めるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 本年度アジアリーグに出場したチームに所属登録された者は出場できない。
- (2) 本大会の参加人員は、「アイスホッケー競技要項」の3によるが、選手については、各都道府県大会及びブロック大会に出場した者のうちからメンバーを編成する。
- (3) 監督は、公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者制度に基づく公認アイスホッケーコーチ1、公認アイスホッケーコーチ3又は公認アイスホッケーコーチ4の資格を有すること。

7 総合成績決定方法

総合成績（天皇杯得点）は、競技得点と参加得点を合計し、その得点の多い都道府県順に1位から8位までを決定する。

ただし、同得点の場合はその順位を共有し、次の順位を欠位とする。

- (1) 競技得点

天皇杯対象種別	競 技 得 点
成 年 男 子 少 年 男 子	各種別の1位40点、2位35点、3位30点、4位25点、5位20点、6位15点、7位10点、8位5点の競技得点を与える。 ただし、同順位の場合はその順位を共有し、次の順位を欠位とする。 得点は次の順位の得点を加え、当該都道府県で等分する。

- (2) 参加得点

大会（ブロック大会を含む。）に参加した都道府県に、参加得点10点を与える。

ただし、ブロック大会で本大会の出場権を獲得しながら、本大会に参加しなかった場合は与えない。

- (3) その他

ア 総合成績（天皇杯得点）の決定は、公益財団法人日本アイスホッケー連盟が行う。

イ 天候その他の事情により一部競技が中止になった場合の成績は、大会総務委員会と公

益財団法人日本アイスホッケー連盟が協議する。

8 表彰

- (1) 総合成績の1位から8位までの都道府県に、それぞれ表彰状を授与する。
- (2) 総合成績1位の都道府県に、国民体育大会会長トロフィーを授与する。
- (3) 各種別の1位から第8位までに賞状を授与する。

賞状は、その都道府県名とチーム全員（監督を含む。）の氏名を記載したものを都道府県用に1枚、さらに、その都道府県名と当該個人名を記載したもの又は、都道府県名とチーム全員（監督を含む。）の氏名を記載したものをチーム全員に授与する。

9 参加上の注意

- (1) 2020年1月7日（火）までにチームのホーム用及びビジター用ユニフォームの写真データをCDで郵送又はEメールで、次の送付先へ提出すること。

【送付先】

〒031-0073

青森県八戸市大字売市字興遊下3 YSアリーナ八戸内

第75回国民体育大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会

青森県実行委員会事務局

E-mail : kokutai@city.hachinohe.aomori.jp

- (2) アイスホッケー公式国際競技規則第31条及び第35条に基づき、国体少年の部に参加するプレイヤーは、フルフェイス・マスクと首とどのプロテクター及びマウスピースを着用しなければならない。ゴールキーパーについては、18歳未満の規則を適用する。
- (3) その他の事項は、「2 実施要項総則」15によるものとする。

10 諸会議

- (1) 抽選会

ア 日 時 2020年1月10日（金）14:00～

イ 場 所 JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE

ウ 電 話 03-5843-0375（公益財団法人日本アイスホッケー連盟）

- (2) 監督会議

ア 日 時 2020年1月28日（火）17:00～

イ 場 所 八戸プラザホテル

ウ 電 話 0178-44-3121

11 その他

その他の事項については、総則の定めによる。

4 式典次第

【第75回国民体育大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会】

開 始 式

期 日 2020 年 1 月 29 日（水）

場 所 Y S アリーナ八戸

（八戸市長根屋内スケート場）

順	次 第	時 刻
1	開 場	8 : 4 5
2	役 員 ・ 選 手 団 集 合 開 始	9 : 1 5
3	役 員 ・ 選 手 団 着 席 完 了	9 : 4 0
4	歓 迎 ア ト ラ ク シ ョ ン	9 : 4 5
5	参 加 都 道 府 県 旗 入 場 ・ 選 手 団 紹 介	1 0 : 0 5
6	開 式 通 告	1 0 : 3 0
7	競 技 会 開 始 宣 言	1 0 : 3 1
8	国 旗 儀 礼	1 0 : 3 4
9	大会旗・日本スポーツ協会旗・実施競技団体旗儀礼	1 0 : 3 6
10	大 会 会 長 ト ロ フ ィ ー 返 還	1 0 : 3 8
11	日 本 ス ポ ー ツ 協 会 あ い さ つ	1 0 : 4 2
12	ス ポ ー ツ 庁 あ い さ つ	1 0 : 4 5
13	中 央 競 技 団 体 あ い さ つ	1 0 : 4 8
14	歓 迎 の こ と ば	1 0 : 5 1
15	選 手 代 表 宣 誓	1 0 : 5 7
16	閉 式 通 告	1 1 : 0 0
17	役 員 ・ 選 手 団 解 散	1 1 : 0 1

【第75回国民体育大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会】

表 彰 式

期 日 2020 年 2 月 2 日（日）

場 所 Y S アリーナ八戸

（八戸市長根屋内スケート場）

順	次 第	時 刻
1	開 場	1 5 : 0 0
2	役 員 ・ 選 手 団 集 合 開 始	1 5 : 3 0
3	役 員 ・ 選 手 団 着 席 完 了	1 5 : 5 9
4	開 式 通 告	1 6 : 0 0
5	成 績 発 表	1 6 : 0 1
6	ス ケ ー ト 競 技 会 表 彰 状 授 与	1 6 : 0 9
7	ス ケ ー ト 競 技 会 大 会 会 長 ト ロ フ ィ ー 授 与	1 6 : 2 5
8	ア イ ス ホ ッ ケ ー 競 技 会 表 彰 状 授 与	1 6 : 2 8
9	ア イ ス ホ ッ ケ ー 競 技 会 大 会 会 長 ト ロ フ ィ ー 授 与	1 6 : 3 6
10	中 央 競 技 団 体 あ い さ つ	1 6 : 3 9
11	会 場 地 あ い さ つ	1 6 : 4 2
12	国 旗 儀 礼	1 6 : 4 8
13	競 技 会 終 了 宣 言	1 6 : 5 0
14	閉 式 通 告	1 6 : 5 1
15	役 員 ・ 選 手 団 解 散	1 6 : 5 2

5 宿泊要項

1 目的

この要項は、第75回国民体育大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会（以下「大会」という。）に参加する選手・監督、都道府県本部役員、大会役員、競技会役員、競技役員、視察員及び報道員（以下「大会参加者」という。）の宿泊業務に関して必要な事項を定めるものとする。

2 基本方針

第75回国民体育大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会青森県実行委員会並びに第75回国民体育大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会八戸市実行委員会は、合同で第75回国民体育大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会配宿センター（以下「配宿センター」という。）を設置し、相互に十分な連絡調整を行い、関係する機関及び団体の協力を得て、大会参加者の宿泊について万全を期するものとする。

3 業務の実施

配宿センターは、競技団体、旅館組合等関係団体及び宿泊施設等と連絡調整の上、大会参加者の宿舎の選定、確保及び配宿等に関する業務に当たるとともに、これに関する紛議が発生した場合は、調停及び斡旋を行うものとする。

4 宿舎の選定及び確保

宿舎の選定及び確保については、次により行うものとする。

- (1) 大会参加者の宿舎は、原則として会場地市町内の宿泊施設（旅館業法（昭和23年法律第138号）の許可を受けて営業を行うホテル・旅館及び簡易宿所をいう。以下同じ。）を利用するものとする。
- (2) 会場地市町内の宿泊施設で大会参加者の収容が困難な場合は、近隣の市町村の宿泊施設を利用するものとする。
- (3) 風紀、衛生及び防災上支障があると認められる宿泊施設は利用しないものとする。

5 配宿

大会参加者の配宿に当たっては、次の事項に留意するものとする。

- (1) 選手・監督の宿舎は、競技会場までの交通状況等並びに都道府県別、競技別、競技種目別及び男女別等を可能な限り考慮して配宿するとともに、原則として都道府県本部役員、競技会役員及び競技役員とは別にする。
- (2) 競技会役員及び競技役員については、できる限り同一又は近隣の宿舎に配宿する。
- (3) 1人の宿泊に要する広さは、3.3㎡（2畳）以上とする。
- (4) 指定された宿舎の変更は、原則として認めない。任意に変更したことによって生じた全ての紛議及び損失は、任意に変更した者がその責を負うものとする。

6 宿泊料金等

大会参加者の宿泊料金等は、次のとおりとする。

(1) 宿泊及び素泊まり

ア 宿泊とは、入宿日の15時から、出発日の10時までの客室の使用をいうものとし、原則として1泊2食とする。

イ 素泊まりとは、食事を伴わない宿泊をいうものとする。

(2) 宿泊料金

宿泊料金は次のとおりとする。ただし、大会役員等が定員未満での利用などを希望する場合は、この料金を超えることがある。

区 分	消費税	宿泊料金		備 考
		1泊2食	素泊まり	
営業施設	税抜	6,000円～12,000円	4,200円～8,400円	通常のサービス・奉仕料及び暖房料を含む。
	税込(8%)	6,480円～12,960円	4,536円～9,072円	
	税込(10%)	6,600円～13,200円	4,620円～9,240円	

〔注〕 「1泊2食」宿泊料金は500円刻み(税抜)とする。

「素泊まり」料金は「1泊2食」料金の70%相当とする。

(3) 入湯税

入湯税については外税とし、宿泊料金とは別に支払うものとする。

(4) 欠食控除

欠食控除の適用は、夕食の場合は当日の9時までに、朝食の場合は前日の18時までに宿舎に申し出た場合に限り行うものとし、次のとおりとする。ただし、夕食の場合、競技の進行状況により当該時間までに申し出ることが困難な場合は、宿舎と協議して決定する。

ア 夕食を欠食した場合の宿泊料金は、「1泊2食」料金の80%相当とする。

イ 朝食を欠食した場合の宿泊料金は、「1泊2食」料金の90%相当とする。

区 分	消費税	夕食を欠食した場合	朝食を欠食した場合
営業施設	税抜	4,800円～9,600円	5,400円～10,800円
	税込(8%)	5,184円～10,368円	5,832円～11,664円
	税込(10%)	5,280円～10,560円	5,940円～11,880円

(5) 休憩料金

入宿日の15時以前及び出発日の10時以降に客室を使用する場合の休憩料金は、各宿舎の規定に基づくものとする。

(6) 入浴料

宿泊者が宿舎からの要請により公衆浴場等を利用したときの入浴料は、当該宿舎が負担するものとする。

(7) 宿泊料金等の精算

宿泊料金等は、原則として各都道府県体育・スポーツ協会が、配宿センターに対して入宿前に事前振込することとし、宿泊責任者(宿泊申込代表者が宿泊者の中から定めた者。以下同じ。)が、各宿舎において宿泊者数の確認を行った上で、必要に応じて大会終了後、配宿センターから各都道府県体育・スポーツ協会に差額を精算するものとする。

なお、振込手数料については、振込者が負担するものとする。

(8) 宿泊取消料

ア 大会参加の取りやめ等、やむを得ない理由により宿泊を取消した場合の宿泊取消料は次のとおりとする。

宿泊取消しの申出区分	宿泊取消料	備 考
宿泊予定日の6日前まで	不要	素泊まり又は欠食で申し込んだ場合は、その料金を宿泊料金(税抜)とする。
宿泊予定日の5日前から 宿泊予定日前日まで	宿泊料金(税抜)の20%	
宿泊予定日当日	宿泊料金(税抜)の50%	
旅行開始後又は無連絡	宿泊料金(税抜)の全額	

[注] 荒天等により、交通機関が不通となり宿舎への到着が困難な状況が生じた場合は、宿舎と協議して取消料を決定する。

イ 選手・監督が、競技敗退後又は荒天等により競技会期短縮の決定後において宿泊を取消しする場合は、アの定めに関わらず、特例として次のとおりとする。

なお、この特例は選手・監督以外には適用しない。

宿泊取消しの申出区分	宿泊取消料	備 考
敗退日当日又は競技会期 短縮決定日当日の宿泊の 取消し	宿泊料金(税抜)の50%	素泊まり又は欠食で申し込んだ場合は、その料金(税抜)を宿泊料金(税抜)とする。
敗退日翌日以降又は競技 会期短縮決定日翌日以降 の宿泊の取消し	不要	

ウ 宿泊申込み後、変更・取消しの申出がないまま宿泊をしなかった場合の取消料は、ア及びイの定めに関わらず、宿泊料金(税抜)の全額とする。

エ アからウまでの宿泊取消料には、消費税に相当する金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)を加算するものとする。

オ 宿泊取消料は、宿泊責任者又は本人が配宿センターの指定する方法により支払うものとする。

また、宿泊責任者又は本人が宿泊取消料を支払うことができない場合は、宿泊申込代表者が最終責任を負うものとする。

(9) 宿泊料金等の適用期間

宿泊料金等の適用期間は、2020年1月25日(土)15時から2020年2月3日(月)10時までとする。

7 宿泊の申込み

(1) 宿泊の申し込みは、別に定める宿泊業務実施要領(以下「実施要領」という。)により、宿泊申込代表者がインターネット、FAX又は郵送で配宿センターに行うものとする。

なお、効力の発生は、インターネットについては受信時、FAX又は郵送については到達した日時とする。

また、選手・監督、都道府県本部役員にあっては、第75回国民体育大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会実施要項(以下「大会実施要項」という。)に定める人員を超え

る宿泊申込は認めないものとする。

- (2) 宿泊申込は、実施要領の申込期限以降は受け付けず、申込期限までに宿泊申込みがなかった場合は、大会実施要項の定めにより、大会への参加を認めないものとする。

8 宿泊の変更及び取り消し

- (1) 大会参加者の宿泊決定後の宿泊取消しについては、限られた宿泊施設を有効活用し配宿を行うことから、大会への参加取消し等の特別な事情のない限り認めないものとする。

なお、不適切な対応が生じた場合は、日本スポーツ協会国民体育大会委員会において報告する。

- (2) 入宿前の変更及び取消しについては、実施要領の様式により、宿泊申込代表者がインターネット又はFAXで速やかに配宿センターに行うものとする。

なお、効力の発生は、インターネットについては受信時、FAXについては到達した日時とする。

- (3) 入宿後にあっては、宿泊責任者が直接当該宿舎へ速やかに申し出るものとし、その効力の発生は、当該申出のあった日時とする。

9 食事

- (1) 大会参加者に提供する食事は、衛生的で栄養バランスがよく、地元産食材が活用され、郷土色豊かなものとなるよう配慮した献立とし、関係者の協力を得て提供するものとする。

- (2) 昼食については、原則として自由調達とするが、斡旋を希望する場合は、配宿センターが定める弁当申込方法により申込むものとする。

なお、昼食（弁当）料金は次のとおりとする。

区 分	消費税	料 金
昼食弁当 (お茶を含む)	税抜	850 円以内
	税込 (8%)	918 円以内
	税込 (10%)	935 円以内

10 アイスホッケー競技の用具保管場所

アイスホッケー競技の用具は、宿舎の指示に従い、指示された場所に保管するものとする。

11 その他

この要項に定めるもののほか、宿泊業務の実施に関して必要な事項は、実施要領に定めるものとする。

6 輸送交通要項

1 目的

この要項は、第75回国民体育大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会（以下「大会」という。）に参加する選手・監督、都道府県本部役員、大会役員、競技会役員、競技役員、視察員、報道員（以下「大会参加者」という。）及び一般観覧者等の輸送交通について、輸送の万全と交通の安全を図り、大会の円滑な運営を期するため、必要な事項を定めるものとする。

2 基本方針

第75回国民体育大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会青森県実行委員会（以下「青森県実行委員会」という。）並びに第75回国民体育大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会八戸市実行委員会（以下「八戸市実行委員会」という。）は、大会参加者及び一般観覧者等の輸送交通について、関係機関及び団体等の協力を得て、安全で正確な輸送を図るものとする。

3 輸送対策

(1) 全国輸送

大会参加者は、自由集合及び自由解散とする。ただし、必要に応じて、関係機関等の協力等を得て、輸送力の確保に努める。

(2) 会場地における輸送

ア 大会参加者

(ア) 開始式・表彰式

近距離を除き、青森県実行委員会又は八戸市実行委員会がシャトルバス等による計画輸送を行う。

(イ) 大会期間中

各競技会場への輸送は、青森県実行委員会又は八戸市実行委員会が必要に応じてシャトルバス運行等の措置を講じる。

(ウ) 各種会議

全国代表者会議、全国報道員会議及び監督会議等は、原則として自由集合及び自由解散とする。

イ 一般観覧者

原則として公共交通機関を利用する。ただし、会場周辺の公共交通機関の状況や最寄り駅から会場までの距離等を勘案し、必要に応じて青森県実行委員会又は八戸市実行委員会がシャトルバス運行等の措置を講じる。

ウ その他

大会参加者及び一般観覧者が公共交通機関を利用する場合は、所定の料金を支払うものとする。

4 案内所の設置

青森県実行委員会及び八戸市実行委員会は、輸送交通の案内のため必要に応じて案内所を設置する。

5 交通安全対策

(1) 交通規制

ア 開始式・表彰式会場及び各競技会場に通じる道路及び会場周辺の道路においては、必要に応じて交通規制等を行う。

イ 大会関係車両についても、交通規制に従い、安全運転の励行に努める。

(2) 自家用車の利用

ア 大会参加者の自家用車での上場は、できる限り自粛に努めること。

イ 大会参加者が、大会期間中、やむを得ず自家用車を利用する場合は、各会場周辺において通行を規制する場合があるため、青森県実行委員会又は八戸市実行委員会と連絡調整を行うものとする。

ウ 輸送交通の万全を図るため、スタッドレスタイヤやタイヤチェーン等を装着又は携行し、路面凍結時や積雪時のスリップ等による交通事故、移動不能による交通渋滞を防止すること。

(3) 駐車場

ア 大会関係車両は、指定された駐車場を利用すること。

イ 各駐車場においては、駐車収容能力に限度があるため、係員による駐車箇所の指定及び誘導等の指示に従うこと。

6 その他

この要項に定めるもののほか、輸送交通の実施に関して必要な事項は、別に定めるものとする。

7 医療救護要項

1 目的

この要項は、第75回国民体育大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会（以下「大会」という。）に参加する選手・監督、都道府県本部役員、大会役員、競技会役員、競技役員、視察員、報道員及び一般観覧者等における医療救護に万全を期するため、必要な事項を定めるものとする。

2 基本方針

第75回国民体育大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会青森県実行委員会（以下「青森県実行委員会」という。）並びに第75回国民体育大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会八戸市実行委員会（以下「八戸市実行委員会」という。）は、医療機関及び関係団体等の協力を得て、医療救護業務を遂行するものとする。

3 医療救護対策

(1) 救護本部及び救護所の設置

- ア 医療救護業務を統括するために救護本部を設置する。
- イ 開始式・表彰式会場には、必要に応じて救護所を設置する。
- ウ 各競技会場には、大会期間中、救護所を設置する。
- エ 救護所は、医師、看護師又は保健師、アスレティックトレーナー、救護係員等により必要に応じた編成を行う。
- オ 救護所では、応急措置を行うものとし、状況に応じて医療機関に移送する。

(2) 医薬品、救急自動車等の配備

- ア 救護所には、応急措置の万全を期すため、医薬品、医療器具、AED（自動体外式除細動器）、その他必要な物品を備える。なお、ドーピング禁止物質を含む薬を配備しない。
- イ 救護所には、別途関係機関と協議の上、必要に応じて救急自動車を配備する。

(3) 宿舎等における医療救護

- ア 宿泊する旅館・ホテル等で負傷や発病し、医療機関で受診する場合は、宿舎に申し出た上、監督又は引率責任者若しくは関係者が医療機関へ連絡すること。
- イ 練習中等で救護関係者がいない場所で負傷や発病した場合は、競技会場等の係員に申し出ること。

4 医療費の負担

救護本部及び救護所の設置並びに救急自動車の配備等に要した経費を除き、医療費は全て受診者が負担する。

5 業務の分担

- (1) 医療救護業務の統括は、青森県実行委員会が担当する。
- (2) 大会の開始式・表彰式会場、競技会場及び宿舎における医療救護は、青森県実行委員会と八

戸市実行委員会が連携し担当する。

6 その他

この要項に定めるもののほか、医療救護の実施に関して必要な事項は、別に定めるものとする。

8 国民体育大会天皇杯・皇后杯授与規程

第1条 天皇杯は、男女総合成績第1位の都道府県、皇后杯は、女子総合成績第1位の都道府県に授与する。

2 第1位が2都道府県以上の場合は、当該都道府県で共有する。

第2条 天皇杯及び皇后杯は、総合閉会式に授与し、次回の総合開会式において返還する。

第3条 天皇杯又は皇后杯を授与された都道府県は、次の各項の義務を有する。

- (1) 信託会社又は確実な金庫に保管する。
- (2) 破損、紛失等の場合は、当該都道府県の責任とする。
- (3) 公益財団法人日本スポーツ協会が優勝都道府県名刻印のため又はその他の必要により一時返還を求めた場合は、これに応じなければならない。

附 則 本規程は、昭和41年4月1日制定

昭和45年1月22日一部改定

昭和48年7月10日一部改定

昭和54年5月9日一部改定

平成17年6月16日一部改定

平成22年3月17日一部改定

本規程は、公益財団法人日本体育協会の設立の登記の日(平成23年4月1日)から施行する。

平成30年4月1日一部改定

9 国民体育大会会長トロフィー授与規程

第1条 国民体育大会会長トロフィー(以下「大会会長トロフィー」という。)は、正式競技別男女総合成績第1位の都道府県に授与する。

2 第1位が2都道府県以上の場合は、当該都道府県で共有する。

第2条 大会会長トロフィーは、競技会表彰式に授与し、次回競技会において返還する。

第3条 大会会長トロフィーを授与された都道府県は、次の各項の義務を有する。

- (1) 責任をもって保管する。
- (2) 破損、紛失等の場合は、当該都道府県の責任とする。
- (3) 優勝の刻印を次回大会までに行なうものとする。ただし、第1条第2項の場合は、当該都道府県で協議して決めるものとする。
- (4) 公益財団法人日本スポーツ協会が必要により一時返還を求めた場合は、これに応じなければならない。

附 則 本規程は、昭和41年4月1日制定

昭和45年1月22日一部改定

昭和48年7月10日一部改定

昭和54年5月9日一部改定

平成17年6月16日一部改定

本規程は、公益財団法人日本体育協会の設立の登記の日(平成23年4月1日)から施行する。

平成30年4月1日一部改定

10 関係団体事務局一覧表

団 体 名	所 在 地	T E L
		F A X
公益財団法人日本スポーツ協会	〒160-0013 東京都新宿区霞ヶ丘町 4-2 JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE 内	03-6910-5808
		03-6910-5820
スポーツ庁競技スポーツ課	〒100-8959 東京都千代田区霞が関 3 丁目 2-2	03-6734-2999
		03-6734-3793
公益財団法人日本スケート連盟	〒160-0013 東京都新宿区霞ヶ丘町 4-2 JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE 内	03-5843-0415
		03-5843-0416
公益財団法人 日本アイスホッケー連盟	〒160-0013 東京都新宿区霞ヶ丘町 4-2 JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE 内	03-5843-0375
		03-5843-0376
公益財団法人青森県スポーツ協会※注 1)	〒038-0021 青森県青森市大字安田字近野 234-7	017-766-2141
		017-766-7899
公益財団法人青森県スケート連盟	〒039-0815 青森県三戸郡南部町大字福田字あかね 5-27 仁科恭典 方	0178-84-4014
		0178-84-4014
公益財団法人 青森県アイスホッケー連盟	〒039-1161 青森県八戸市大字河原木字蝦夷館 4-3 田名部記念アリーナ 内	0178-21-8161
		0178-21-8162
第75回国民体育大会冬季大会 スケート競技会・アイスホッケー競技会 青森県実行委員会事務局※注 2)	〒031-8686 青森県八戸市内丸一丁目 1-1	0178-43-2118
第75回国民体育大会冬季大会 スケート競技会・アイスホッケー競技会 八戸市実行委員会事務局※注 2)		0178-47-0746

※注 1) 2019 年 8 月に移転予定。

【移転先住所】〒039-3505 青森県青森市大字宮田字高瀬 22-2

TEL、FAX：現在未定のため HP 等をご確認ください。

※注 2) 2019 年 7 月に移転予定。

【移転先住所】〒031-0073 青森県八戸市大字売市字奥遊下 3 Y S アリーナ八戸 内

TEL：0178-43-2118 FAX：0178-51-8805

第75回国民体育大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会

中央競技役員数及び同所要経費基準

1 中央競技役員数

競 技 区 分	人 数
1 スケート競技会	4 4
2 アイスホッケー競技会	2 6
計	7 0

2 所要経費支給基準

(1) 交通費

ア 運賃は、各競技役員の居住地最寄駅から、会場地最寄駅間を原則とし、経済的かつ合理的な通常の経路及び方法により算出する。

イ 急行・特急料金及び航空運賃は、八戸市職員等の旅費支給条例（昭和28年条例第9号）の例による。

(2) 宿泊費及び諸費

区 分	支 給 額
宿 泊 費 (1泊2食)	第75回国民体育大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会宿泊要項に定める宿泊料金×宿泊日数(競技役員業務従事日数+1日)
諸 費	2, 2 0 0 円×(宿泊日数+1日)

(注) 1 支給期間は、競技日数に1日を加えた日数を上限とする。

2 開始式日は、競技日数に含める。

3 入湯税対象施設に宿泊した場合には、別途入湯税を加算する。